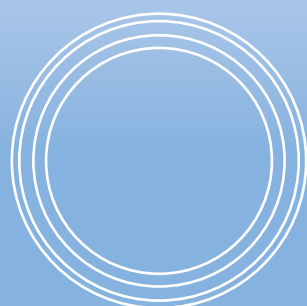


第3編 基本計画

第1章

豊かな緑ときれいな水を
未来に引き継ぐまちづくり



第一次出水市総合計画

第1章 豊かな緑ときれいな水を未来に引き継ぐまちづくり

第1節 自然環境の保全、自然との共生

●現況と課題

本市は、風光めいびな紫尾山系の山林に囲まれ、そこに源を発する米ノ津川、高尾野川、野田川などの河川は、豊かな平野を潤し、八代海に注いでいます。この豊かな自然環境は、多種多様な生物の生息地であるほか、自然とのふれあいの場としても重要な空間となっています。

しかしながら、山林においては植林等の管理がなされず、放置してある所も多く見られ、一方、河川においても、外来魚の放流やごみの不法投棄等により、その自然体系・生態系が少しずつ変化してきています。

また、世界的に見ても今日の技術進歩に伴う利便性の向上等による都市化の進展、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活スタイルの定着に伴い、化石燃料の燃焼等で排出される二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化、フロンガスによるオゾン層破壊など人間の活動がさまざまな環境問題を引き起こしています。それらは限られた一つの地域だけでなく、国境を越えた地球規模の問題へと拡大しており、現在から未来の世代まで及

ぶ問題となっています。

豊かな緑ときれいな水を未来に引き継ぐために、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たすとともに、一体となって総合的かつ計画的に自然環境の保全に取り組む必要があります。

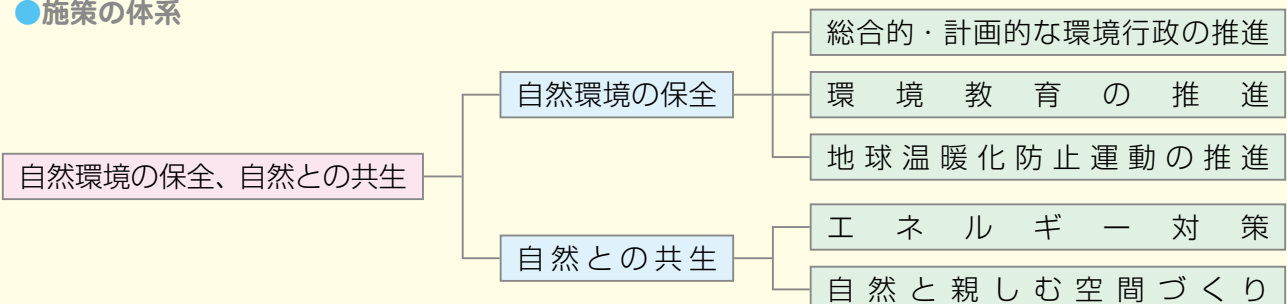
●基本的方向

出水市環境基本計画に基づき、総合的かつ計画的に自然環境の保全に取り組みます。

また、市民一人一人が自然保護について認識を深め、行動を起こすための環境教育を推進し、地球温暖化防止に向けた取組を全市的に推進します。

さらに、本市の地域特色や自然環境を生かした新エネルギーの導入についてはコスト等を十分に検討し、公共施設・民間施設をはじめ、市民や事業者へ省エネルギー対策の普及啓発に努めるとともに、自然のすばらしさを再認識し、自然環境の維持・保全を進めつつ、その活用を図るなど、人と自然との共生を目指した空間づくりを進めます。

●施策の体系





● 施策の概要

施策名	内容
<p>自然環境の保全</p>	<p>1 総合的・計画的な環境行政の推進 美しく豊かな自然環境を保全し、市民が将来にわたってその恩恵を享受できるよう出水市環境基本計画を見直し、総合的かつ計画的に環境保全対策を推進します。</p> <p>2 環境教育の推進 多様な生物の生息・生育の場としての水と緑の自然環境の大切さについて意識の啓発を図り、出水市水と緑の環境保全事業への市民の理解と協力を得ながら、水源かん養機能等の増進・普及啓発活動を推進します。 また、自然体験や施設見学など、各関係機関及び団体と連携して体験・参加型の環境学習を推進し、地域の環境保全活動のリーダー的役割を担う人材の育成に努めます。</p> <p>3 地球温暖化防止運動の推進 温室効果ガス排出抑制など環境負荷の低減のため、地球温暖化防止運動を推進します。</p>
<p>自然との共生</p>	<p>1 エネルギー対策 本市の地域特色や自然環境を生かした新エネルギーの導入を促進し、市民や事業者への普及啓発を積極的に進めます。 また、公共施設や民間施設及び家庭での節電や節水など、市民意識の高揚を図り、省エネルギー対策を積極的に進めます。</p> <p>2 自然と親しむ空間づくり 野外活動や自然観察等、市民が自然と親しむ空間づくりを推進するため、海岸、河川、緑地等の保全を進め、水と緑のネットワークづくりに取り組みます。</p>

第2節 上水道の整備充実・経営効率化の推進

● 現況と課題

水道普及率は平成16年度末に全国平均で97パーセントに達する一方、水道使用量は近年減少に転じ、上水道はこれまでの拡張から維持管理の時代を迎えています。

本市の水道事業は、豊富な地下水を水源として、上水道^(※)2地区、簡易水道^(※)9地区を抱え、平成18年度末で水道普及率は97.6パーセントに達しています。

一方、水道使用量及び料金収入は、平成13年度からともに減少傾向となっており、少子・高齢化や人口構造の変化による人口減少が進む中、その傾向は今後ますます強まっていくことが予想され、加えて、給水開始から40年以上が経過して施設の老朽化が進み、本市においても大規模更新の時期を迎えつつあるといえます。

今後においては、引き続き安全な水の安定供給を確保するため、施設の整備充実及び老朽施設の更新を計画的に進めるとともに、経営の合理化、効率化を一層進め、施設整備と健全経営の両立を図っていく必要があります。

また、災害時に備えた復旧体制の構築やマニュアル整備など、ライフラインの早期回復に向けた体制づくりを進め、更に信頼される水道づくりに努める必要があります。

貯水槽水道^(※)については、設置者による定期的な清掃等が義務付けられていますが、管理が十分に行われずに衛生上の問題が生じることが指摘されています。設置者への指導、助言等の適切な関与により、貯水槽水道の衛生管理の徹底を図るとともに、直結給水方式^(※)の普及についても取り組む必要があります。

水道事業概要

	事業名	現在給水人口 (人)	給水戸数 (戸)
上水道 (2地区)	出水地区水道事業	35,627	15,468
	高尾野地区水道事業	11,528	4,324
簡易水道 (9地区)	桂島地区簡易水道事業	23	11
	軸谷地区簡易水道事業	560	240
	大川内地区簡易水道事業	766	350
	上場地区簡易水道事業	208	73
	浦窪地区簡易水道事業	889	321
	荒崎地区簡易水道事業	667	234
	辺田地区簡易水道事業	798	293
	野田地区簡易水道事業	1,339	503
	野田・荘地区簡易水道事業	4,232	1,759
	合 計	56,637	23,576

(※) 上水道 / 給水人口が5,001人以上の水道事業

(※) 簡易水道 / 給水人口が101人以上、5,000人以下の水道事業

(※) 貯水槽水道 / 受水槽や高置水槽が設置されているビル・マンションなどの水道施設の総称

(※) 直結給水方式 / 受水槽や高置水槽を経由せずに、配水管の圧力だけを利用して直接給水するもので、一般的に広く普及している方式

給水戸数等の推移

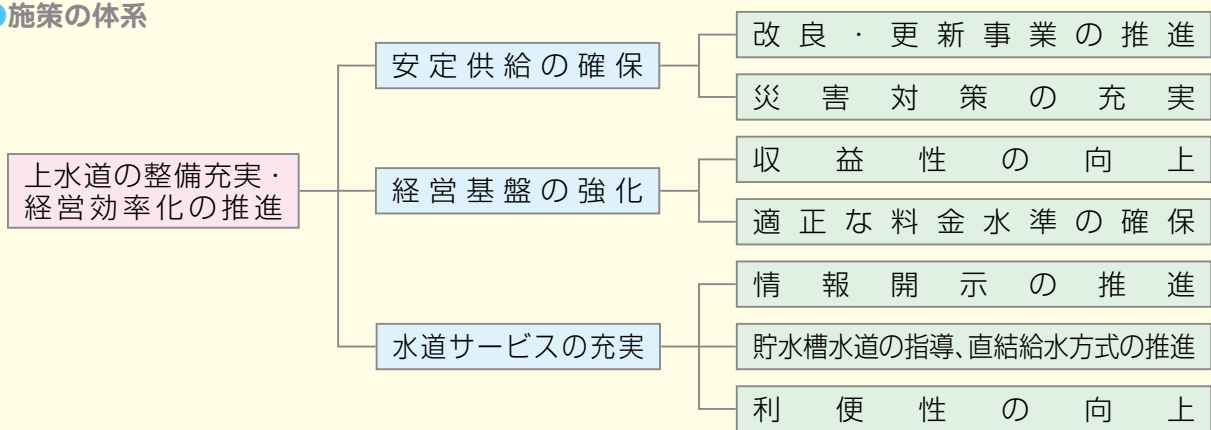
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
給水戸数（戸）	23,040	23,333	23,478	23,630	23,576
年間有収水量 ^(※) （千m ³ ）	6,694	6,674	6,661	6,609	6,534
年間給水件数（件）	294,738	297,394	299,628	302,389	302,127
料金収入（千円）	832,457	828,563	825,350	818,669	772,594
1件当たり料金収入（円）	2,824	2,786	2,755	2,707	2,557

● 基本的方向

水道事業については、現行の拡張事業を引き続き進めるとともに、老朽施設の更新計画を早期に策定し、将来にわたる給水の安定確保を目指します。また、施設の耐震化率向上を図るなど、地震等の災害に強い施設整備に努めます。

一方、経営面においては、コスト縮減や料金水準の適正化等による経営基盤の強化を図り、簡易水道の上水道への統合などにより効率的で健全な事業運営を目指すと同時に、情報開示の推進や多様なニーズに対応したサービスの提供など、水道サービスの充実を目指します。

● 施策の体系



(※) 有収水量 / 配水管に送られた水量のうち、料金徴収の対象となった水量。なお、料金徴収の対象とならなかった水量としては、メーターより上流部での漏水や消防用水等があります。

● 施策の概要

施策名	内容
安定供給の確保	<p>1 改良・更新事業の推進 水圧低下地域や配水管未整備地区の解消及び安定供給を確保するため、現行の拡張事業（平成23年度まで）を引き続き進めるとともに、事業規模、内容等について、将来の水需要に応じた適切かつ迅速な見直しを行います。 老朽施設の更新及び管路の耐震化を計画的に進め、給水の安定を確保します。また、限りある水の有効利用と有収率^(※)の向上を図るため、水道週間などを通じて節水意識の高揚を図るとともに、漏水調査を適宜実施します。</p> <p>2 災害対策の充実 災害時におけるライフライン機能の早期回復が図られるよう、応急給水、応急復旧についての計画及びマニュアルを策定し、災害に備えた対策の充実を図ります。</p>
経営基盤の強化	<p>1 収益性の向上 簡易水道の上水道への統合などにより事業の効率化を図るとともに、コスト縮減を徹底し、収益性の向上を図ります。</p> <p>2 適正な料金水準の確保 長期的な見通しに立った事業計画及び財政計画を策定し、適正な料金水準の実現を図ります。</p>
水道サービスの充実	<p>1 情報開示の推進 水質管理や経営状況等の情報開示を積極的に進め、事業運営に対する透明性の向上を目指します。</p> <p>2 貯水槽水道の指導、直結給水方式の推進 貯水槽水道の衛生面での問題を解消するため、実態調査や設置者への指導を強化するとともに、直結給水方式の拡大を推進します。</p> <p>3 利便性の向上 料金のコンビニエンスストア納付制度の導入等、利便性の向上を目指します。</p>

(※) 有収率 / 施設の稼働状況がどの程度収益につながっているかを示す指標で、配水管に送られた水量に対する有収水量の割合を示すもの（総有収水量 ÷ 年間総配水量 × 100）

第3節 下水道等の整備、生活排水処理対策の推進

●現況と課題

本市の下水道は、公共下水道事業(出水処理区)、特定環境保全公共下水道事業(高尾野処理区)及び農業集落排水事業(江内中央、野田中央、青木、上特手、餅井地区)を有し、各事業の総全体計画面積は、1,897.6ヘクタールで、既に農業集落排水事業404.6ヘクタールについては整備を完了しています。公共下水道事業の2処理区については、年次計画による整備を行い全体計画年次を平成30年度としていますが、平成18年度までに1,173ヘクタールの整備を終え、整備率78.6パーセント、人口普及率52.1パーセントとなっており、現在も計画に沿った認可区域の整備を進めているところです。

一方、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外においては、個人による小型合併処理浄化槽の設置整備事業を推進し、汚水処理の普及促進

に努めています。

また、雨水排水については、雨水ポンプ場や雨水渠きよの整備を進めてきましたが、宅地化の急増や地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨により、浸水被害の発生する地区が見られますので、引き続き改善を進めていく必要があります。

国においては生活関連及び環境保全重視の観点から、立ち後れている公共下水道の整備を促進することを重要施策の一つとしており、市内全域においても三事業の地区を明確にして事業を推進し、事業の早期完成を図る必要があります。

また、下水道事業の経営状況は極めて厳しく、毎年度、一般会計から多額の繰入れを受けている状況です。公営企業として独立性の確保を目指すためにも、適正な使用料金への見直しが緊急の課題となっています。

下水道等の整備状況

	処理区名	計画目標年次	計画処理区域	計画人口	供用開始年月日
公共下水道	出水	平成30年	1,052.0ha	31,500人	昭和62年3月31日
特定環境保全公共下水道	高尾野	平成23年	441.0ha	10,460人	平成12年3月31日
農業集落排水	江内中央	—	57.2ha	1,580人	平成14年4月1日
	野田中央	—	192.0ha	4,610人	平成5年6月3日
	青木	—	86.0ha	320人	平成7年6月1日
	上特手	—	22.0ha	140人	平成9年5月1日
	餅井	—	47.4ha	550人	平成10年12月1日

● 基本的方向

公共下水道事業については、年次計画による污水管の整備を進めながら水洗化の向上に努めます。また、浄化センターの整備については、老朽化した施設の改築更新及び流入汚水量の増加に伴う増設計画を策定します。

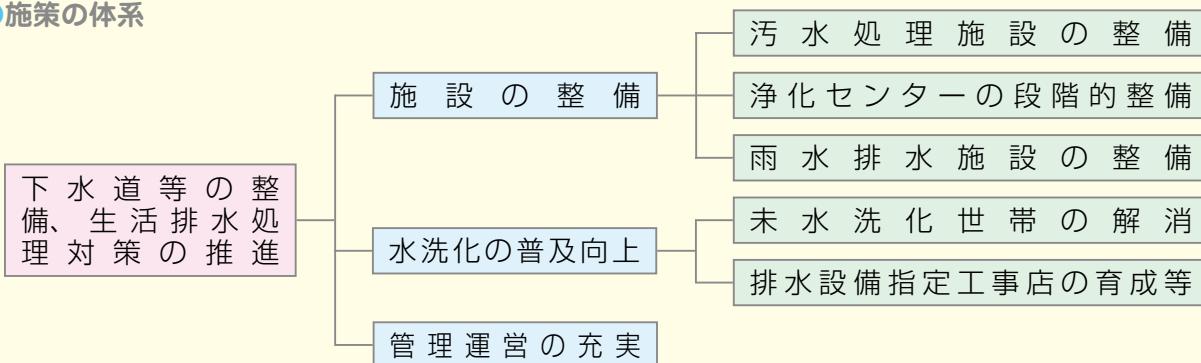
農業集落排水事業については、既存施設の計画的な改築更新を図ることとし、これら両事業の区

域外においては、小型合併処理浄化槽の設置を推進し、污水处理人口普及率の向上に努めます。

雨水排水対策については、排水不良地区の浸水解消を図るため、引き続き雨水渠等の整備を進めます。

また、公共下水道事業及び農業集落排水事業の安定的な経営を目指し、適正な使用料金体系を確立します。

● 施策の体系





● 施策の概要

施策名	内容
施設の整備	<p>1 汚水処理施設の整備 公共下水道汚水管渠^{きよ}の整備については、全体計画区域（出水処理区 1,052 ヘクタール、高尾野処理区 441 ヘクタール）の中で未整備区域の重点地区を優先し、年次的な計画に準じて整備を終えるよう努力します。 また、計画区域外については、小型合併処理浄化槽による普及促進を図ります。</p> <p>2 浄化センターの段階的整備 終末処理場においては、流入汚水量の増加に応じて、全体計画処理施設の段階的な整備を進めます。 また、将来の安定的な処理を行う目的から、農業集落排水施設を含め、老朽化した設備機器の改築・更新及び施設の耐震化対策を進めます。</p> <p>3 雨水排水施設の整備 現況調査を行い雨水渠^{きよ}等の整備を図るとともに、計画に準じた浸水地区の解消に努めます。</p>
水洗化の普及向上	<p>1 未水洗化世帯の解消 供用開始時の説明会及び未水洗化世帯への啓発活動等により水洗化の普及促進を図ります。</p> <p>2 排水設備指定工事店の育成等 排水設備工事責任技術者、その他従事者の技術の向上を図るため研修会を開催するとともに、指定工事店による水洗化普及活動を促進します。</p>
管理運営の充実	<p>受益者負担金及び分担金並びに使用料の収納確保に努め、適正な使用料金による公共下水道事業等の健全化を図ります。</p>

第4節 環境衛生・環境美化の推進

● 現況と課題

今日の廃棄物の処理については、安全かつ衛生的に処理する方法から、資源エネルギーを有効活用する循環型の廃棄物を処理する方法へ転換しつつあります。

また、増加するごみに対応し、ごみの減量化を推進していくために、分別収集による再利用や再資源化を行い、限りある資源を有効に利用していかなければなりません。

さらに、市民の生活環境は、都市化の進展と生活様式の多様化に伴い、連帯感、道徳観や美化意識の希薄化等によって、良好な自然環境が広域的に損なわれつつあり、化学物質による汚染や地球規模の環境問題発生も懸念されていることから、地域の環境美化活動を通じ、環境とのかかわりに

ついて理解を深めながら、環境美化対策を積極的に推進していく必要があります。

近年、本市の生活排水や事業所排水による水質汚濁については、下水道の普及により以前より改善されつつありますが、市民の日常生活や事業活動による騒音や悪臭などが発生しています。

今後は、快適な生活環境づくりを目指して、市民や事業者が環境とのかかわりについて理解を深めながら、環境保全対策を積極的に推進していく必要があります。

火葬場については、慈光苑（出水地域）、高尾野斎場（高尾野地域）、じょうらく苑（野田地域）の3施設が同時期に建設されており、耐用年数と使用頻度を考慮しながら今後の運用についての検討が必要となっています。

ごみ処理量の推移

	家庭ごみ				事業所ごみ			
	可燃ごみ (t)	不燃ごみ (t)	計 (t)	対前年比 (%)	可燃ごみ (t)	不燃ごみ (t)	計 (t)	対前年比 (%)
13年度	9,419	873	10,292		6,185	804	6,989	
14年度	9,437	859	10,296	100.04	6,469	723	7,192	102.90
15年度	9,633	828	10,461	101.60	6,468	661	7,129	99.12
16年度	9,727	768	10,495	100.33	6,768	470	7,238	101.53
17年度	9,915	733	10,648	101.46	7,028	470	7,498	103.59
18年度	10,110	802	10,912	102.48	8,157	473	8,630	115.10

資料：北薩広域行政事務組合

※平成17年度以前の数値は、旧出水市、旧高尾野町、旧野田町を合計したもの

河川等水質検査データ

米ノ津川（広瀬橋） 環境基準類型 A

	基準値	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
水素イオン濃度 ^(※) pH	6.5 以上 8.5 以下	8.1	7.6	7.8	7.8	7.5	7.6
生物化学的酸素要求量 ^(※) BOD (mg / ℓ)	2.0 以下	0.5 未満	0.5	0.6	0.5 未満	0.5 未満	0.5
浮遊物質量 SS (mg / ℓ)	25 以下	1.0 未満	1.0 未満	2.0	1.0 未満	1.0 未満	1.0
溶存酸素量 ^(※) DO (mg / ℓ)	7.5 以上	11.7	11.5	11.2	11.6	8.4	11.0
大腸菌群数 ^(※) MPN /100 ml	1000 以下	230	1,700	330	330	1,100	2,800

高尾野川（工業団地下） 環境基準類型 B

	基準値	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
水素イオン濃度 pH	6.5 以上 8.5 以下	7.2	7.5	7.5	7.4	7.6	7.5
生物化学的酸素要求量 BOD (mg / ℓ)	3.0 以下	1.6	0.7	1.2	0.7	0.8	0.5
浮遊物質量 SS (mg / ℓ)	25 以下	3.0	1.0	2.0	1.0	1.0	3.0
溶存酸素量 DO (mg / ℓ)	5.0 以上	9.2	9.6	9.1	8.8	8.9	10.1
大腸菌群数 MPN /100 ml	5000 以下	24,000	24,000	13,000	3,300	1,700	4,600

大丸川（受口橋） 環境基準類型 C

	基準値	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
水素イオン濃度 pH	6.5 以上 8.5 以下	7.2	7.5	7.6	7.4	7.5	7.8
生物化学的酸素要求量 BOD (mg / ℓ)	5.0 以下	1.0	1.2	0.5	0.8	0.6	0.9
浮遊物質量 SS (mg / ℓ)	50 以下	1.0	7.0	2.0	1.0 未満	1.0	1.0 未満
化学的酸素要求量 ^(※) COD (mg / ℓ)	-	4.0	4.3	3.9	3.2	3.8	2.7
大腸菌群数 MPN /100 ml	-	35,000	2,400	70,000	13,000	49,000	79,000

- (※) 水素イオン濃度 pH / 水が酸性かアルカリ性かを示す指標。pH は 0～14 の間の値を取り、pH7 が中性で、7 以上がアルカリ性、7 以下が酸性です。
- (※) 生物化学的酸素要求量 BOD / 水質汚濁を示す代表的な指標であり、20℃において、水中の有機性汚濁物質が生物化学的に酸化される時、5 日間で消費される酸素量を mg/ℓ で表します。
- (※) 溶存酸素量 DO / 水に溶解している酸素濃度。1 リットルの水に何ミリグラムの酸素が含まれているかで表します。
- (※) 大腸菌群数 / 大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質をもつ菌の総称。大腸菌群の中に含まれる細菌の中には、動物のふん便以外に自然化に由来するものも多くあります。
- (※) 化学的酸素要求量 COD / 水中の有機性汚濁物質を酸化剤によって科学的に酸化するときに要する酸素量を mg/ℓ で表します。

● 基本的方向

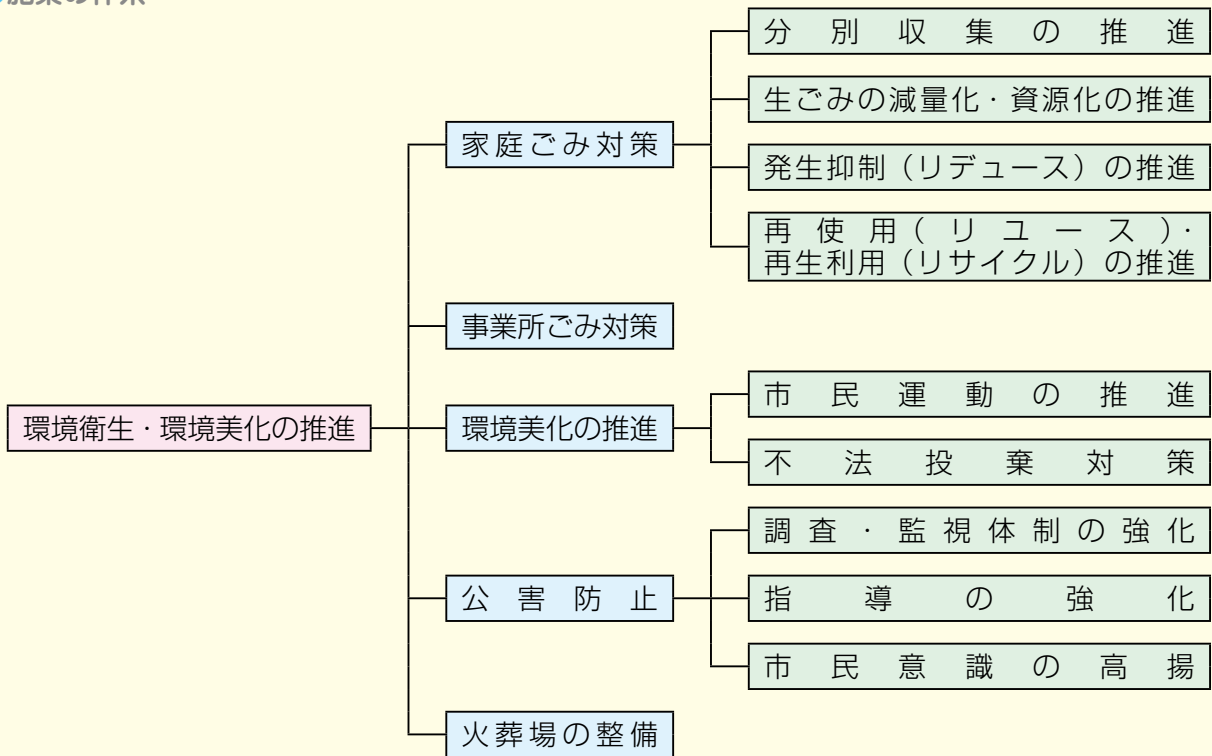
快適な生活環境と豊かな自然を次世代へ引き継ぐため、限りある資源を有効活用する資源循環型社会の構築に努め、家庭ごみ及び事業所ごみの資源化・減量化を図り、市民と行政が一体となって、自然環境の保全や生活環境の美化を推進できるよう、環境美化意識の高揚に努めます。

また、事業活動等に伴う各種公害発生源に対す

る監視を強化するとともに大気、水質等の汚染防止、生活環境保全意識の高揚、快適な環境の形成など、新しい視点に立った総合的かつ計画的な公害防止対策により、公害の未然防止に努めます。

火葬場については、設備の耐用年数と使用頻度を考慮し、施設の効率的な運用ができるよう検討します。

● 施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
家庭ごみ対策	<p>1 分別収集の推進 ごみの減量化・資源化が促進されるよう、市民意識の啓発に努めます。 古紙類や容器包装ごみの分別の徹底を図り、資源化を推進します。 ごみの収集運搬において、効率的な体制の整備に努めます。</p> <p>2 生ごみの減量化・資源化の推進 家庭における生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機の設置に対し引き続き助成を行うとともに、減量化・資源化に関する情報を提供していきます。</p> <p>3 発生抑制（リデュース）の推進 製品の長期使用や生きビン（リターナブル容器）の利用、再生品の使用などの普及啓発に努め、ごみの発生抑制を推進します。</p> <p>4 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の推進 各種団体が実施する廃品回収活動に対する支援を引き続き行います。 また、北薩広域行政事務組合が設置するリサイクルプラザでの不用品の展示やリサイクル学習会を開催するなど、市民のリサイクル意識の啓発に努めます。</p>
事業所ごみ対策	<p>処分場である北薩広域行政事務組合の環境センターと連携し、事業所ごみの分別の徹底、減量化・資源化を指導します。 また、産業廃棄物の適正な排出について、関係機関と連携して指導強化を行います。</p>
環境美化の推進	<p>1 市民運動の推進 環境美化の日を創設し、市民の自主的な地域美化活動を促進します。 市民の創意工夫による緑化事業や花いっぱい運動等の市民運動を推進し、環境美化意識の啓発や環境保全意識の高揚に努めます。 ごみ拾いなど市民等による環境美化ボランティア活動に対し、ごみ袋配布や収集ごみの処理等の支援を行います。 自治会、事業者、行政等の連携による、ふるさと出水クリーン作戦等の取組を進め、自然環境の保全や生活環境の美化を推進します。</p> <p>2 不法投棄対策 ごみのポイ捨て・ふんの放置や組織的な不法投棄等について、市民や事業者等の意識啓発を図るとともに、野外焼却についても監視体制の強化や情報提供の推進により、未然防止に努めます。</p>

公害防止

1 調査・監視体制の強化

大気汚染物質・水質汚濁物質の排出や騒音、振動、悪臭等の発生の抑制を図るため、測定・実態調査を行い、監視に努めます。

市民からの要望・苦情に対し、迅速かつ適正な対応に努めます。

2 指導の強化

市内事業所等に対し、各種環境関連法令等に基づく規制の遵守、環境改善を指導し、生活環境の保全と公害の未然防止に努めます。

3 市民意識の高揚

公害の原点と言われる水俣病の被害者が発生している地域として良好な環境を保全するため、公害防止に対する市民意識の高揚に努めます。

火葬場の整備

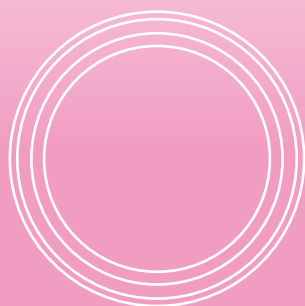
火葬設備の耐用年数、使用頻度等を考慮のうえ、施設の統合及び建て替え等を視野に入れ、効率的な運用ができるよう、施設の整備に努めます。



第3編 基本計画

第2章

安全・安心で快適な都市基盤が整った
人と自然を大切にするまちづくり



第一次出水市総合計画

第1節 計画的な土地利用

●現況と課題

土地は、居住する市民にとって限られた貴重な資源であるため、その地域の自然環境、社会環境、経済環境及び文化環境などの諸条件に配慮した計画的な土地利用が望まれます。また、経済社会の発展による社会環境の大きな変化に伴い、市民のニーズも多様化、高度化し、効率・有効的な土地利用の形成が求められています。

近年の土地開発は、地価が比較的安く規制の緩い用途地域以外へと居住地や商業施設の開発が拡大し、都市的土地利用と農業的土地利用が混在し、現況が大きく変化してきています。

土地を有効に活用し、効率的な都市基盤づくりと良好な住環境を保全するために、土地利用の指針となる国・県の国土利用計画をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などの土地利用に関する諸法令等に沿いながら、本市の自然と個性を生かし、緑あふれる快適な都市環境の実現を図るための基本方針等を策定し、都市計画区域の見直しを含めた適切な土地利用を誘導することが必要となっています。

また、経済性・効率性のみならず、景観に配慮した美しいまちづくりと同時に、頻発する災害の教訓から、防災機能の整った安全で安心な都市基盤づくりを計画的に進めることも必要です。

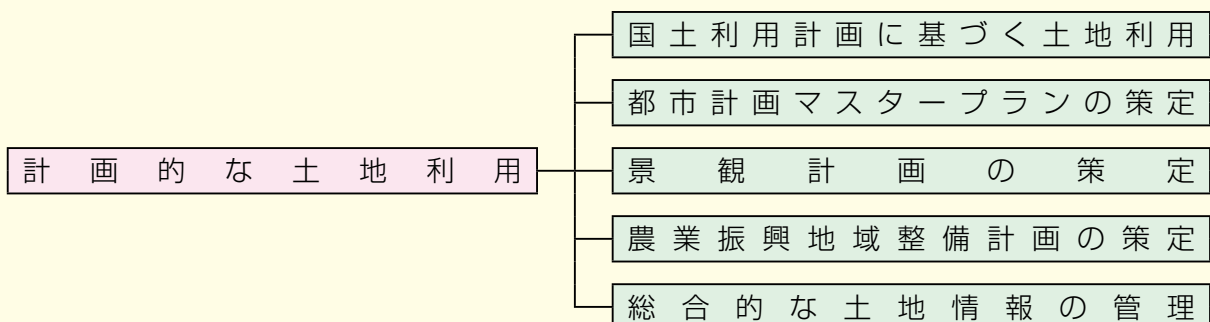
このほか、これらの取組を進めるための基礎的な条件として、総合的な地理情報システムの導入をしていくことが重要です。

●基本的方向

本市の自然環境を生かしたまちづくりを目指し、土地の総合的な利用を図ることから、自然環境を保護するとともに、優良農地も確保し、商業地域、住居地域、工業地域などバランスの取れた土地利用を図るために、本市の国土利用計画を策定し、有効で計画的な土地利用を推進します。

また、景観に配慮した美しい快適な都市の創造のため、都市計画区域の見直しを含めた都市計画マスタープランを策定し、安全・安心で快適な都市基盤が整った人と自然を大切にするまちづくりを推進します。

●施策の体系





● 施策の概要

施策名	内容
国土利用計画に基づく土地利用	適正で均衡ある土地利用の推進を目的として、国土利用関係法令に基づく県等の計画と調整を図りながら、土地利用の区分を明確にし、長期的視点に立った総合的かつ計画的な土地の有効利用に関する指針としての、本市の国土利用計画を策定します。
都市計画マスタープランの策定	市街地及び郊外における土地利用の混在化や無秩序な開発を防止し、健全な都市環境と豊かな自然環境との調和の取れたまちづくりを推進するために、都市計画区域の見直しを含めた都市計画マスタープランを策定し、快適な都市環境づくりを推進します。
景観計画の策定	本市における良好な景観の形成のために景観計画を策定し、総合的かつ計画的に景観形成を推進します。
農業振興地域整備計画の策定	本市の国土利用計画、都市計画等と調整を図りながら、農業の発展を促進する有効な土地利用を目標に、農業振興地域整備計画の策定を行い、優良な農業用地を守ります。
総合的な土地情報の管理	単体で導入されている固定資産税、農地、上水道等のシステムを統合的な利用ができる地理情報システムに転換し、総合的な土地利用情報の管理を行います。 地籍図データはあらゆる地図データの基礎となりますが、一部地域においてはデータが古く精度が低いため、地籍調査の再調査を検討します。

第2節 道路・交通ネットワーク・港湾の整備

●現況と課題

道路は、市民生活の利便性や経済活動の効率性を高め、市域の発展や地域活性化のための重要な社会資本です。

本市においては、南九州西回り自動車道の出水阿久根道路の一部着工や、鹿児島空港へのアクセス道路としての北薩横断道路の一部供用、また、島原天草長島連絡道路についても風や潮流等の自然条件調査や地震・波浪観測等が進められているなど、その整備促進が図られています。

市道等については、道路総合整備計画に基づき、体系的、計画的な道路整備を行うことが必要となっています。

交通輸送関係では、平成16年3月に九州新幹線鹿児島ルートが一部開業したことにより、人・物・情報の交流が活発化しています。地域の振興に大きな効果をもたらす新幹線の整備については、博多～鹿児島中央間の全線開業に向け、その整備が着々と進められています。

また、川内～八代間の肥薩おれんじ鉄道については、日常生活において地域の大切な交通機関として、地域住民の通勤・通学を中心に利用されていますが、経営状況は、非常に厳しく、今後、利用促進を図り、健全で安定した経営を維持することが課題となっています。

国道の状況

平成18年4月1日現在

	実延長 (m)	改 良		舗 装	
		改良済 (m)	率 (%)	改良済 (m)	率 (%)
国道 3 号	17,390	17,390	100.00	17,390	100.00
国道 328 号	15,995	15,995	100.00	15,995	100.00
国道 447 号	22,641	22,183	97.98	22,641	100.00
国道 504 号	24,507	18,703	76.32	24,507	100.00

資料：道路現況調書（県道路維持課）

県道の状況

平成 18 年 4 月 1 日現在

	実延長 (m)	改 良		舗 装	
		改良済 (m)	率 (%)	改良済 (m)	率 (%)
阿久根東郷線	1,736	1,263	72.75	1,736	100.00
出水菱刈線	8,300	6,353	76.54	8,300	100.00
水俣出水線	7,427	1,183	15.93	7,427	100.00
湯出大口線	5,123	1,355	26.45	5,123	100.00
脇本荘線	6,213	6,172	99.34	6,213	100.00
荒崎田代線	9,576	7,488	78.20	9,576	100.00
西出水停車場線	1,358	345	25.41	1,358	100.00
出水停車場線	379	379	100.00	379	100.00
米ノ津港線	124	0	0.00	124	100.00
沖田新蔵線	4,739	1,827	38.55	4,739	100.00
荘上鯖渕線	5,893	5,632	95.57	5,893	100.00
出水高尾野線	8,916	8,707	97.66	8,916	100.00
荒崎黒之浜港線	6,564	3,705	56.44	6,564	100.00
鶴田定之段線	3,757	0	0.00	3,757	100.00

資料：道路現況調書（県道路維持課）

市道の推移

平成 18 年 4 月 1 日現在

	路線数	実延長 (m)	改 良		舗 装	
			改良済 (m)	率 (%)	改良済 (m)	率 (%)
平成 14 年	1,046	730,490	401,600	54.98	692,962	94.86
平成 15 年	1,058	734,501	405,556	55.22	696,925	94.88
平成 16 年	1,066	737,598	411,259	55.76	699,570	94.84
平成 17 年	1,072	740,613	417,683	56.40	702,936	94.91
平成 18 年	1,074	741,357	420,538	56.73	708,192	95.53

資料：道路現況調書（県道路維持課）

九州新幹線利用人員（出水駅の 1 日平均利用人員）

平成 18 年（単位：人）

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
1,774	1,720	1,757	1,828	1,892	1,838	1,974	2,095	1,891	1,908	1,948	1,900

資料：九州旅客鉄道（株）

肥薩おれんじ鉄道の乗降客数

平成 18 年度（単位：人）

駅名	米ノ津	出水	西出水	高尾野	野田郷
乗降客数	77,053	92,217	382,121	39,429	199,956

資料：肥薩おれんじ鉄道（株）

● 基本的方向

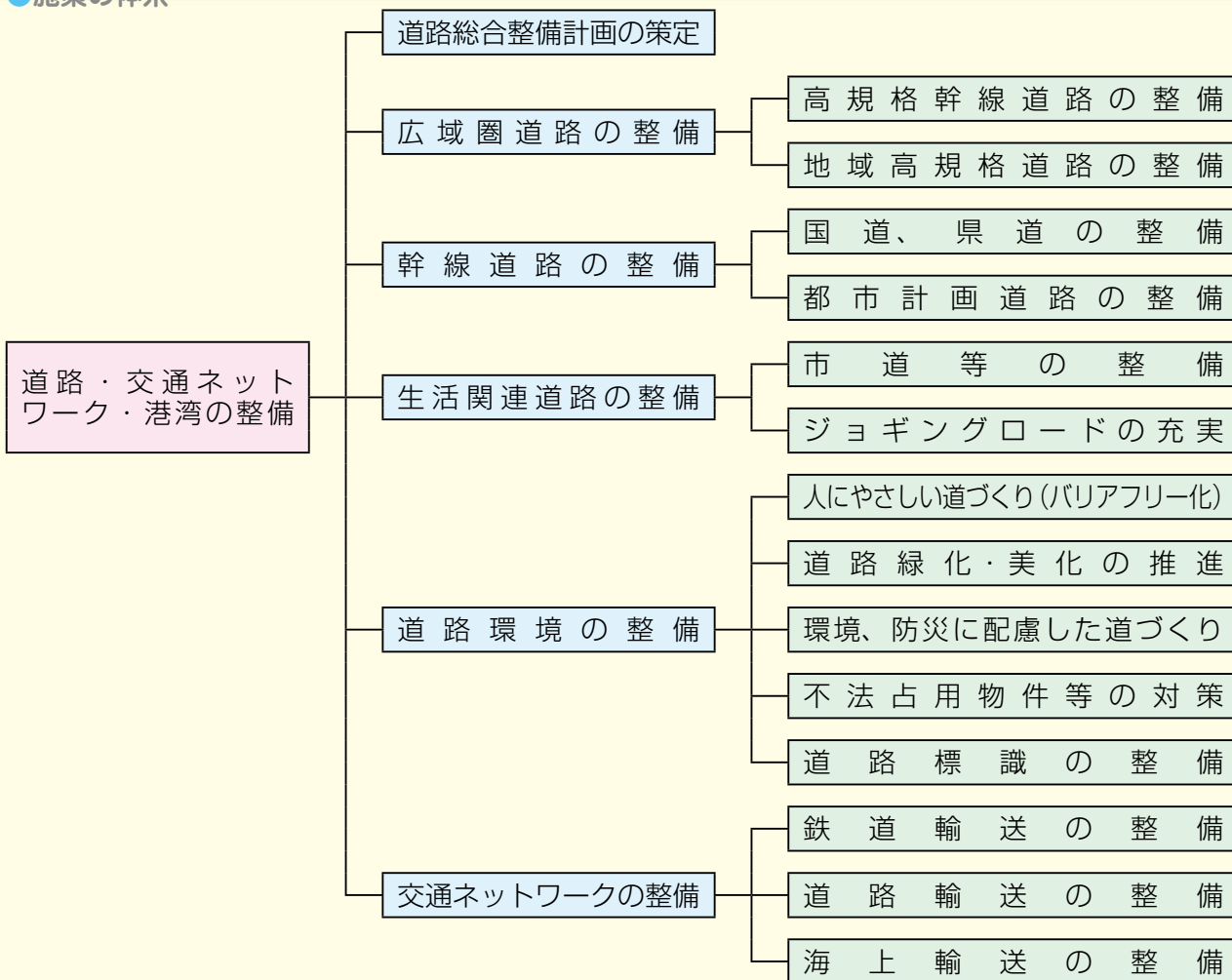
将来を展望したまちづくりを推進するために、九州新幹線鹿児島ルート、南九州西回り自動車道等の高速交通体系による交通ネットワークの充実を図るとともに、安全で安心して利用できる生活道路の整備を推進します。

そのために、骨格となる高速交通体系の整備と一体化した道路総合整備計画を策定し、国道及び

県道を基軸としたアクセス幹線道路の整備や、他市町との地域交流の促進を図る道路整備を行います。

なお、生活関連道路の整備や道路環境の向上を図り、環境に配慮した安全で安心して利用できる道路整備を進めるとともに、災害に強い道づくりを目指します。

● 施策の体系





● 施策の概要

施策名	内容
道路総合整備計画の策定	道路整備を体系的、計画的に推進するため、高速交通体系の整備と一体化した道路総合整備計画を策定します。
広域圏道路の整備	<p>1 高規格幹線道路の整備 南九州西回り自動車道は、本市の各種地域開発プロジェクトを推進し、産業、経済、文化、観光等の振興と活性化に大きな役割を担う重要な路線であることから早期完成に向けた建設促進活動を展開します。</p> <p>2 地域高規格道路の整備</p> <p>(1) 北薩横断道路（国道 504 号） 北薩横断道路は、北薩地域と鹿児島空港を結ぶアクセス道路として、定時性、高速性を確保する重要な路線であり、早期完成に向けた整備促進活動を展開します。</p> <p>(2) 島原天草長島連絡道路 本道路の風や潮流等の自然条件調査や地震・波浪観測等が進められており、今後においては、島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に関する調査の一層の促進と本道路の計画路線への格上げのための要望活動を展開します。</p>
幹線道路の整備	<p>1 国道、県道の整備</p> <p>(1) 既存路線の整備</p> <p>ア 国道 328 号定之段地区の局部改良整備促進活動を展開します。</p> <p>イ 県道荘上鯖渕線、水俣出水線、出水菱刈線、荒崎黒之浜港線、荒崎田代線及び南九州西回り自動車道へのアクセス道路の整備促進活動を展開します。</p> <p>ウ 山間地等における危険箇所の防災工事の整備促進活動を図ります。</p> <p>(2) 新設道路の整備</p> <p>ア 上水流地区から荘地区内の県道荘脇本線へのアクセス道路として、県道荘上鯖渕線の整備促進活動を展開します。</p> <p>イ 地域振興及び活性化に資するため、宮之元上場線の県道昇格を促進します。</p> <p>2 都市計画道路の整備 現在整備中の路線の早期完成を推進しながら、道路総合整備計画に沿った本市の路線網の在り方を検討します。</p>

生活関連道路の整備

1 市道等の整備

(1) 市道整備計画の作成

市道の計画的整備を図るため、道路総合整備計画に即した市道整備計画を作成します。

(2) 市道等の新設・改良事業

ア 市道の新設・改良については、道路総合整備計画に基づき推進します。

イ 国道や県道を基軸としたアクセス道路の整備を図ります。

ウ 狭あいな区間の拡幅改良を図ります。

エ 農道、里道等は、各種事業の活用により整備を進めます。

オ 雨水排水対策として、側溝未整備区間の整備を推進します。

カ 路面の維持・補修等、日常的な管理の充実を図ります。

(3) 橋りょう整備

老朽化等の調査を行い、架け替え、維持補修等を推進します。

(4) コミュニティ道路の整備

ア 歩行者と車が混在する商店街等の道路は、両者が共存できる道路整備の推進を図ります。

イ 出水麓伝統的建造物群保存地区については、当該地域の関係住民の協力を得ながら、地域住民の便益と観光客のニーズを調和させ、地区全体の居住環境の向上のため、歴史的地区にふさわしい道路整備を図ります。

2 ジョギングロードの充実

市民のふれあいや健康増進を図るため既存のジョギングロードの充実や、一部、延長整備を検討します。

道路環境の整備

1 人にやさしい道づくり（バリアフリー化）

歩行者の視点による歩道の段差解消や拡幅、^{がい}蓋版・街路灯整備など道路安全附属施設等の整備を促進し、子どもや高齢者、障害者等が安全で安心して利用できる道路整備に努めます。

2 道路緑化・美化の推進

景観法等に基づき、公共用地を有効活用したポケットパークや緑化樹の植栽など、沿道との景観の調和を図り、地域全体の風致美観を向上させるため、積極的に道路緑化を推進します。また、地域住民の参加による道路愛護・美化運動を推進し、歩くことが楽しめる道づくりに努めます。

3 環境、防災に配慮した道づくり

道路は、排水性舗装やリサイクル材料を使用した環境にやさしい道路整備を行うとともに、道路幅の確保など災害防止を視野に入れた整備に努めます。



	<p>4 不法占用物件等の対策 道路交通の安全性や快適性を向上させるため、交通障害物の対策を講じます。</p> <p>(1) 公益性を有する物以外の占用許可の抑止 (2) 不法占用物件の実態把握調査と撤去指導の強化 (3) 支障電柱等の移設促進 (4) 樹木の繁茂枝葉等の伐採</p> <p>5 道路標識の整備 ツル博物館クレインパークいずみ、出水麓伝統的建造物群保存地区等、観光資源の充実や九州新幹線鹿児島ルート、南九州西回り自動車道等の高速交通体系の整備による市域外からの交通量の増大に対応するために、分かりやすい道路案内標識や施設案内板等の充実に努め、安全で円滑な道路交通環境整備を推進するとともに、まち並み景観に配慮した整備を図ります。</p>
<p>交通ネットワークの整備</p>	<p>1 鉄道輸送の整備</p> <p>(1) 九州新幹線の利便性の向上 博多～鹿児島中央間の全線開業に向けて、その整備が進められており、全線開業によって利用者の増加が予想されることから、利便性向上のため、停車本数の増設について要望活動を展開します。</p> <p>(2) 肥薩おれんじ鉄道の利用促進及び経営維持 肥薩おれんじ鉄道は、地域住民の通学、通勤等を中心に利用され、日常生活において大切な交通機関です。 また、地域の産業・経済・文化の振興にも重要な役割を果たしており、県、関係自治体等と連携しながら利用促進や経営の維持・安定に努めます。</p> <p>2 道路輸送の整備</p> <p>(1) 高齢者等の交通手段として重要な役割を担っている市内循環ふれあいバスや乗合タクシーは、更に利便性の向上を図り、利用状況も勘案しながら効率的な運行に努めます。 また、路線バスの維持や鹿児島空港へのシャトルバスの利便性を向上するため、関係機関と連携をとり、バス交通の充実に努めます。</p> <p>(2) 流通ターミナル機能の整備 南九州西回り自動車道の建設を踏まえ、高速自動車輸送と連携する流通ターミナル機能の整備と充実に努めます。</p> <p>3 海上輸送の整備 米ノ津港施設の機能強化と利用促進を図ります。</p>

第3節 河川・海岸等の整備

●現況と課題

本市には、二級河川 15 本と準用河川 48 本、普通河川 39 本があり、流水は農業用水にも利用され、重要な役割を果たしています。河川の上流域は地形が急峻な反面、下流域においては、緩やかなこう配となっているため、土砂たい積が生じています。米ノ津川については、平成 18 年 7 月に記録的な豪雨により甚大な被害を受けたことから、河川激甚災害対策特別緊急事業により河川改修工事が行われています。

なお、河川の整備は、米ノ津川の沖田大井手頭首工の下流や高尾野川の柿木原^{ぜき}転倒堰の下流につ

いては親水性護岸等の整備が進められています。が、他の二級河川の整備率は低い状況です。

準用河川や普通河川のほとんどは災害復旧事業による整備のみとなっているため、災害発生の危険度の高い河川の整備を促進する必要があります。

また、本市の海岸は県が管轄する前田海岸、櫛木海岸、出水海岸及び出水辺田海岸等があります。

このうち出水辺田海岸には、災害防止施設が一部設置されているものの台風時の高波等による崩落箇所も存在しており、今後住宅への防災対策等を検討する必要があります。

二級河川（県管理）の状況

平成 18 年 4 月 1 日現在

水系名	河川名	延長 (m)	同 左 の 内 訳								
			改修を要するもの (m)	%	改修を要するものの内訳				改修を要しないもの (m)	%	
					改修済 (m)	%	未改修 (m)	%			
二級河川	境 川	境 川	3,100	1,600	52	1,300	81	300	19	1,500	48
	米ノ津川	米ノ津川	20,300	15,400	76	5,400	35	10,000	65	4,900	24
		高柳川	3,500	3,500	100	3,500	100	0	0	0	0
		江良川	2,100	1,600	76	0	0	1,600	100	500	24
		平良川	8,600	4,100	48	500	12	3,600	88	4,500	52
		鍋野川	3,600	3,600	100	1,000	28	2,600	72	0	0
		軸谷川	4,300	3,000	70	1,300	43	1,700	57	1,300	30
		高川川	4,300	500	12	0	0	500	100	3,800	88
	坂元川	3,400	2,200	65	0	0	2,200	100	1,200	35	
	高尾野川	高尾野川	17,800	10,500	59	7,400	70	3,100	30	7,300	41
野田川		10,100	8,600	85	4,341	50	4,259	50	1,500	15	
岩下川		3,800	3,500	92	1,300	37	2,200	63	300	8	
御手洗川		5,100	4,000	78	0	0	4,000	100	1,100	22	
江内川	江内川	6,300	6,300	100	3,130	50	3,170	50	0	0	
折口川	折口川	7,900	7,200	91	4,100	57	3,100	43	700	9	

資料：県河川課



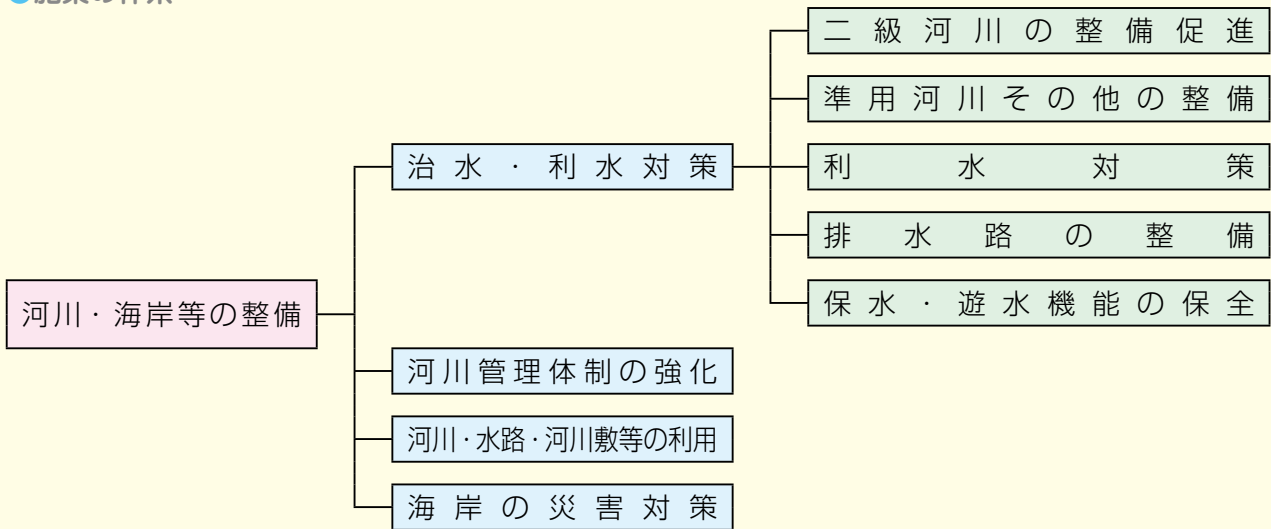
●基本的方向

自然に恵まれた本市の特性を生かし、自然と人間が共生する水と緑豊かなまちを形成するため、環境に配慮しながら、河川の整備を計画的に推進し、土石流危険渓流や豪雨時の崩壊危険箇所等、

治水対策を推進します。

また、地域住民が、安心して生活できるような災害防止施設の設置について、合意形成を図りながら推進します。

●施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
治水・利水対策	<p>1 二級河川の整備促進 治水対策は、市民の生命と財産を守る最も根幹的なものです。災害を未然に防ぎ、水と緑の豊かな地域環境を築くために、水辺に親しむ河川の整備を促進します。</p> <p>(1) 米ノ津川、高尾野川、野田川、江内川等未整備地区の整備とともに、上流域の開発による流量変化に対応する整備を促進します。</p> <p>(2) 河川の寄州除去と活用、水辺空間等の環境整備を促進します。</p> <p>2 準用河川その他の整備 豪雨等による災害を未然に防止するため、維持管理の強化を図り土石流危険渓流の治水対策として砂防施設の建設を促進します。</p> <p>3 利水対策 資源として貴重な河川水の有効利用を図るため、水利権等の調整とともに、河川環境の保全を促進します。</p> <p>4 排水路の整備 地域住民の生活に密接に関連している排水路を適正に管理するとともに、降雨時の河川への流水抑制、水環境を保全する施設、浸水被害を防止する幹線排水路の整備を促進します。</p> <p>5 保水・遊水機能の保全 (1) 河川及び排水路等のよどみやふちを保持し、遊水施設の整備を促進します。</p> <p>(2) 山林の乱開発を防止するとともに、計画的な植林を推進し、水源かん養を図ります。</p>
河川管理体制の強化	<p>河川の自然環境及び生態系を保全し、災害を未然に防止するために、河川管理やパトロールの強化を推進します。</p> <p>1 河川の不法占用の防止</p> <p>2 流水の水質汚濁の防止</p> <p>3 危険物やごみ等の不法投棄の防止</p> <p>4 護岸等の点検及び補修</p> <p>5 地域住民の参加による河川愛護及び美化運動の推進</p>
河川・水路・河川敷等の利用	<p>水と緑の自然環境の調和を図った植栽及び遊歩道、レクリエーション広場、親水性護岸やホタル、魚類等の生態系に配慮した水環境の整備を促進します。</p>
海岸の災害対策	<p>高潮、津波、海岸線の浸食等による災害を防止するため、海岸保全施設整備等を促進します。</p>

第4節 公園・緑地の整備

●現況と課題

1 公園

本市の公園は、豊かな自然の中に整備され、スポーツやレクリエーションを通じて健康増進を図る場として、また、ゆとりと潤いをもたらす安らぎの場として多くの市民に利用されており、都市公園、農村公園、一般公園、その他の公園で構成され、86箇所64.03ヘクタールとなっています。

また、自然災害の頻発に伴う防災対策への市民の意識の向上や、より効果的・効率的な運営を求められる一方、多様化するニーズへの対応も必要とされてきています。

今後は、美しく快適な都市基盤が整った都市環境づくりを進めるために、緑の基本計画に基づきながら、身近な公園や緑地の整備に取り組み、潤いと豊かな生活環境を形成する必要があります。

(1) 都市公園

ア 総合運動公園

総合運動公園は、施設整備がほぼ完了し、市民はもとより、市外からの利用者も多く、スポーツの各種大会や、レクリエーションを通じた交流の場として活用されています。

イ 地区運動公園

地区運動公園は、西出水運動公園、米ノ津運動公園及び出水運動公園が整備され、

総合運動公園と併せた連携を保ち、地区住民の憩いの場として活用されています。

ウ その他の都市公園

近隣公園である東光山公園は、地形的に眺望が良いことから、年間を通し、市内外の住民に親しまれています。今後も、更に利用しやすく、満足されるために、街区公園^(※)なども含め、適正な維持管理を進める必要があります。

(2) 農村公園

農村地域の生活環境を整備するため、昭和49年から農村総合整備モデル事業として整備され、地域住民の健康増進と福祉の向上が図られています。

しかしながら、少子・高齢化が進んだ地域では、公園の利用を含め、維持管理も困難になっている所もあり、今後は、農村公園の整理・統合を含め、維持管理の方法の検討を進める必要があります。

(3) 一般公園とその他の公園

一般公園には、みそなめの碑公園や高尾野麓コミュニティ運動公園等のほか、開発行為等により整備された住宅公園があります。

その他の公園には、鹿児島県から管理委託を受けているみなと公園、児童福祉公園としての名古屋児童遊園、観光・レクリエーション施設としての高野山公園があります。

(※) 街区公園 / 専ら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園

2 緑地

本市は、紫尾・矢筈山系の山地に囲まれた自然環境に恵まれた地域であり、米ノ津川を主流とした平良川、鍋野川等や高尾野川、野田川、江内川等の水系は重要な緑地を形成しています。

また、市内に多く存在する社寺林・屋敷林も地域における大切な緑地として居住環境を形成しており、今後も、これらの緑地の保全と活用に努める必要があります。

3 緑化

本市は樹木の里であり、主要な国道、県道、市道沿いにはイヌマキなどの樹木を植栽し、沿道景観の向上を図っています。また、六十間堤防沿い、下山木漏れ日公園に昔の面影を取り戻すため、防風と風致を兼ね備えた松の植栽や中心商店街、駅前広場にフラワーポットを活用した緑化を推進しており、今後も、市民との連携による緑化推進を図る必要があります。

都市公園の状況

	公園名	所在地	種別	供用面積 (ha)	設置年月日 (供用開始年月日)
1	出水市総合運動公園	中央町32	運動公園	17.70	S44.4.1
2	西出水運動公園	大野原町2042-3	地区公園	1.39	H7.3.30
3	米ノ津運動公園	下鯖町1103-1		2.28	H8.3.31
4	出水運動公園	武本4610		2.81	H12.1.23
5	東光山公園	上鯖淵6332-5		3.68	S62.10.1
6	城山墓地公園	麓町1407	墓園	2.30	S38.11.30
7	東町公園	米ノ津町158	街区公園	0.04	S37.8.31
8	青木公園	昭和町72		0.67	S40.3.31
9	名護公園	今釜町439		0.61	S41.3.24
10	築港公園	米ノ津町638		0.18	S42.1.24
11	昭和公園	昭和町35		0.30	S42.2.9
12	イゲノ木公園	米ノ津町5		0.08	S42.2.17
13	豎馬場公園	麓町211		0.22	S42.4.6
14	朝日公園	昭和町8-1		0.12	S43.3.7
15	沖田公園	緑町42		0.26	S43.3.7
16	特攻碑公園	平和町149		0.23	S43.3.11
17	緑公園	緑町7-1		0.17	S43.10.18
18	加紫久利公園	下鯖町1273		0.68	S45.4.1
19	春日公園	昭和町47-1		0.15	S46.4.1
20	米ノ津公園	米ノ津町905		0.61	S51.9.27
21	クレインパークいずみ	文化町1000		風致公園	4.34
22	本町公園	本町1	街区公園	0.20	S55.4.1
23	海洋公園	境町914		0.83	H3.2.14
24	明神公園	明神町2313-2		0.40	H13.3.31
25	住吉運動公園	住吉町55-1		0.33	H16.12.14
26	上畑公園	下鯖町1553-15		0.05	H17.11.30
27	西町ふれあい公園	西出水町413-1		0.11	H18.12.1

農村公園の状況

	公園名	所在地	供用面積 (ha)	設置年月日 (供用開始年月日)
1	朝熊農村公園	美原町743	0.24	S54.1.10
2	八幡農村公園	上知識町691	0.36	S54.1.10
3	日当農村公園	上鯖淵3326-7	0.08	S54.1.10
4	津山農村公園	下知識町1044	0.22	S54.1.10
5	江川野農村公園	武本13631	0.11	S54.1.10
6	掛腰農村公園	浦田町605	0.11	S55.4.1
7	切通農村公園	境町1876	0.11	S55.4.1
8	上中農村公園	武本12870-1	0.10	S55.12.24
9	城山東農村公園	麓町1177	0.36	S55.12.24
10	福ノ江農村公園	汐見町1079	0.82	S58.4.1
11	今釜農村公園	今釜町4635	0.09	S60.8.1
12	小原農村公園	武本1044-1075	0.37	S60.8.1
13	名古屋農村公園	住吉町364	0.08	S62.3.25
14	安原農村公園	美原町323	0.34	S62.3.25
15	太田農村公園	上鯖淵1133	0.43	S62.3.25
16	高川ダム周辺公園	下大川内2543-2先	0.47	S55.1.24
17	西部地区農村公園	高尾野町下高尾野1154-1	2.00	S57.4.1
18	高尾野麓地区農村公園	高尾野町柴引1414-1	0.12	S58.4.1
19	平坊地区農村公園	高尾野町江内6720-10	0.35	S54.4.1
20	小山川丘公園	高尾野町江内7822-7	0.62	H11.4.1
21	野口公園	高尾野町江内6044-11	0.08	H11.4.1
22	江内中央公園	高尾野町江内3365	0.10	H10.4.1
23	荒崎展望公園	高尾野町江内1401-13	0.88	H12.4.1
24	下高尾野湧水公園	高尾野町下高尾野290-1	0.36	H13.4.1
25	下山木漏れ日公園	高尾野町下水流981	3.07	S58.4.1
26	本町ため池公園	高尾野町大久保7100	1.40	H17.4.1
27	御岳溜池公園	高尾野町大久保3434-10	0.51	H17.4.1
28	若宮公園	高尾野町江内5824	0.08	H16.11.24
29	嶽ダム公園	野田町上名4564-35	0.37	H16.3.31
30	屋地農村公園	野田町下名6242-1	0.13	H7.3.31
31	本町八幡農村公園	野田町下名5747-1	0.14	H1.3.31
32	熊陳農村公園	野田町上名5829-3	0.12	S58.3.31
33	大丸農村公園	野田町上名7014-3	0.12	S58.3.31
34	田の神広場	野田町上名1738-15	0.03	H15.3.31
35	竹添農村公園	野田町下名146-1	0.08	H17.3.31
36	青木農村公園	野田町上名1899	0.07	H4.3.31
37	上特手農村公園	野田町上名4302-1	0.12	H2.3.31
38	川平農村公園	野田町上名7576-1	1.75	S57.3.31
39	鏡淵農村公園	野田町下名1066-2	0.06	H9.3.31
40	中郡農村公園	野田町下名5794	0.10	H6.3.31
41	餅井農村公園	野田町下名3452-2	0.10	H4.3.31
42	旭農村公園	野田町下名2424-1	0.11	H2.3.31

一般公園の状況

	公園名	所在地	供用面積 (ha)	設置年月日 (供用開始年月日)
1	早馬住宅公園	明神町2671-16	0.01	S54.2.28
2	みそなめての碑公園	武本1044-21	0.09	S54.12.5
3	城山南公園	麓町3151-12	0.05	S57.3.24
4	明神団地公園	明神町2700-82	0.07	S57.9.1
5	西出水住宅公園	西出水町807	0.03	S58.6.1
6	朝熊ニュータウン公園	美原町6641-24	0.02	S58.10.18
7	桜町ニュータウン公園	西出水町562	0.02	S62.9.18
8	小松ニュータウン公園	麓町3190-14	0.04	S62.10.1
9	星が丘団地公園	武本2868-77	0.07	S62.10.1
10	千本付団地公園	西出水町14-14	0.02	H11.7.8
11	沖田ニュータウン公園	黄金町814-18	0.02	H19.4.1
12	高尾野麓コミュニ ティー運動公園	高尾野町唐笠木822	0.41	S56.10.1
13	中部地区運動公園	高尾野町柴引2685-1	0.24	H12.4.1
14	高尾野ふれあい公園	高尾野町大久保3816-35	0.43	H2.4.1

その他の公園の状況

	公園名	所在地	供用面積 (ha)	設置年月日 (供用開始年月日)
1	みなと公園	米ノ津町1229-1	1.00	H6.1.1
2	名古屋児童遊園	住吉町58	0.11	S40.4.1
3	高野山公園	高尾野町大久保地内	3.50	S62.4.1

● 基本的方向

自然に恵まれた本市の特性を生かし、自然と人間が共存する水と緑豊かなまちを形成するため、その指針となる緑の基本計画を策定します。

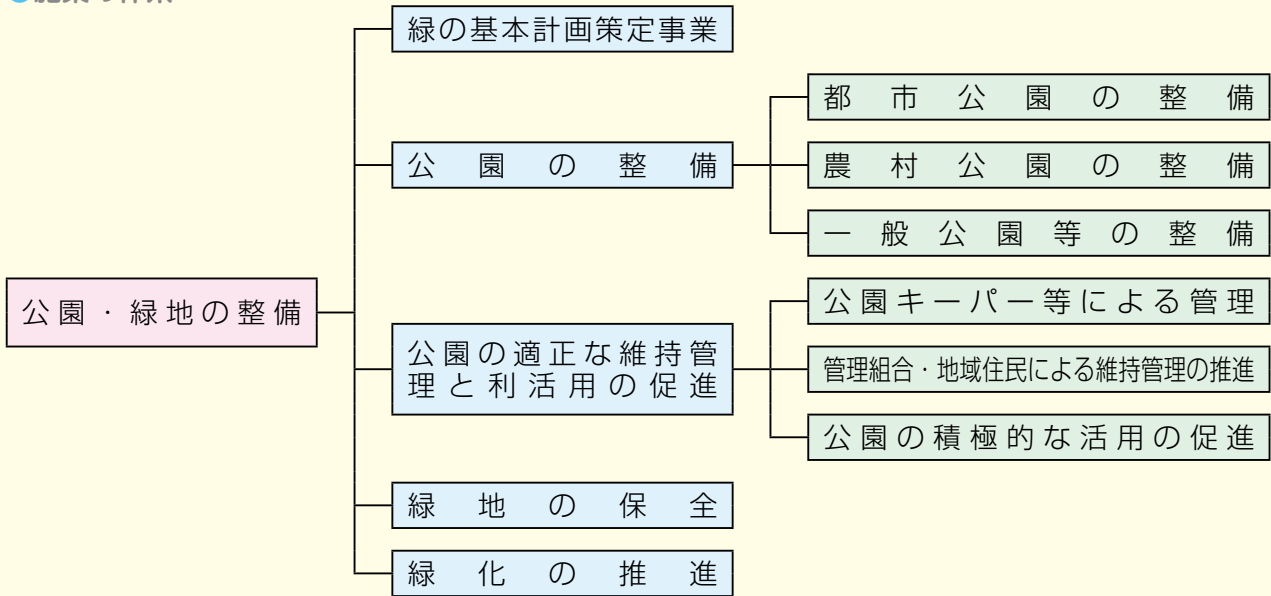
緑の基本計画の指針に基づき、市民の日常的健康の保持と増進を図り、市民にとって快適な都市環境を形成し、市民の多様なニーズに対応でき

る公園の整備を図ります。

また、これらの管理方法については、公園利用についての市民の意識向上を図るとともに、地域住民との役割分担を明確にしたうえで、管理委託の導入を検討しながら、総合的に、適正な公園の維持管理に努めます。



● 施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
緑の基本計画策定事業	自然に恵まれた本市の特性を生かし、自然と人間が共存する緑豊かなまちを形成するため、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、緑の基本計画を策定します。
公園の整備	<p>1 都市公園の整備</p> <p>(1) 総合運動公園及び地区運動公園 既存施設の複合的活用が可能となるよう検討を加え、また、利用状況を考慮しながら、市民ニーズに対応できる総合運動公園及び地区運動公園として充実を図ります。</p> <p>(2) その他の都市公園 ア 東光山公園は、幼児から高齢者まで憩える市民公園として充実を図ります。 イ 城山墓地公園は、出水麓伝統的建造物群保存地区と一体となった活用を推進します。 ウ 街区公園等については、地域住民が快適に利用しやすいように維持管理や整備に努めます。</p> <p>2 農村公園の整備 整理・統合を検討しながら、農村地域の福祉や生活環境の向上を図るための公園として、利用促進に努めます。</p>

	<p>3 一般公園等の整備</p> <p>一般公園については、地域住民が憩える場所として、公園未整備地区を対象に整備を検討し、住宅団地等の開発行為については、団地内公園整備の指導に努めます。</p> <p>また、その他の公園についても、快適に利用できるよう適切な維持管理に努めます。</p>
公園の適正な維持管理と利活用の促進	<p>1 公園キーパー等による管理</p> <p>市内各地の公園の維持・補修や整備に努め、これらの機能の充実を図るとともに、多くの市民に利用される公園の管理は、常にきれいで快適な空間を提供できるように公園キーパー等による適正な維持管理を行います。</p> <p>また、指定管理者制度等を活用した管理運営について検討します。</p> <p>2 管理組合・地域住民による維持管理の推進</p> <p>一般公園、農村公園など、地域性のある公園は、地域住民で組織する管理組合等と役割分担を明確にして、適正な維持管理に努めます。</p> <p>3 公園の積極的な活用の促進</p> <p>市民の交流・ふれあいの場として、また、子どもたちの遊び場や大人の憩いの場として、身近な生活空間となっている公園の活用を促進するため、空き公園情報の提供、適正な公園の管理、安全に利用できるように環境づくりに努めます。</p>
緑地の保全	<p>米ノ津川、高尾野川等を主流とする水系の山林等の緑地の保全に努めるとともに、市街地周辺の自然林破壊につながる開発行為の監視に努めます。</p>
緑化の推進	<p>公共施設の建設、道路等の整備に当たっては、緑化による景観の形成に努めます。また、民有地等の緑化推進を図るため、市民の緑化意識高揚の啓発に努めるとともに、市民との協力体制のもと、都市緑化推進のための諸活動を行います。</p>

第5節 市街地・宅地・住宅の整備

●現況と課題

本市の土地利用は、紫尾山・矢筈岳・笠山及び不知火海に囲まれた出水平野に、市街地及び地域生活拠点となる集落が点在し、水と緑の田園都市が形成されています。

また、市内の一部では、市街地を形成するための都市計画区域や用途地域を指定し、都市基盤の充実を図っています。

しかし、宅地が安く規制の緩やかな用途地域外の都市計画区域内や都市計画区域外へ居住地が拡大するなど宅地と農地とが混在して、都市基盤の遅れや住環境の悪化等を招いている状況であるため、国土利用基本計画の策定や新たな都市計画区域の見直しなど、これらの計画に基づいた市街地への誘導が課題となっています。

宅地は、単に居住の場ということだけでなく、そのまちの主要な部分を構成するものですが、市街地以外での宅地の取得が容易であることから、

小規模開発による優良農地への無秩序な拡大が進んでおり、これらを抑制することが課題となっています。

住宅は、市民の多くが永住志向であることから、持家率が高く、一定の住宅水準が確保されています。

賃貸住宅のうち、民間の新しい住宅は利用者が多いものの、古い住宅は空家が生じている現状です。

また、公営住宅等の一部には、昭和30年代に建設された木造建物等があり、住環境に格差があることから、住宅水準の向上など多様なニーズに対応した施策を図る必要があります。

なお、自然災害から市民の生命・財産を未然に防止するために、がけ地近接等危険住宅移転事業を継続することや耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。



公営住宅の状況

団地名称	建設年度	耐火構造	戸数	団地名称	建設年度	耐火構造	戸数
上町団地	昭 48 ~ 53	簡易耐火平屋	112	荘上団地	昭 57	耐火二階	4
太田原団地	平 15 ~ 18	耐火二階 木造	84	荘下団地	平元 ~ 2	木造	5
上大川内団地	昭 56	簡易耐火二階	10	蕨島団地	昭 40	簡易耐火平屋	2
花立団地	平 4	耐火中層	30	野口団地	昭 33・37	木造	2
上屋団地	昭 43 ~ 44	簡易耐火平屋	48	荒崎団地	昭 37・39	簡易耐火平屋	4
西町団地	昭 61 ~ 62	耐火中層	33	麓団地	昭 37・39 昭 45 ~ 47	簡易耐火平屋	49
鹿島団地	平 8 ~ 11	耐火中層	152	麓第二団地	昭 48 ~ 49	簡易耐火平屋	30
茶円堀団地	平 13 ~ 14	耐火中層	52	柴引団地	昭 50 ~ 56	簡易耐火平屋	94
平和団地	昭 54 ~ 59	簡易耐火二階 耐火中層	102	下水流団地	昭 51 昭 53 ~ 56	簡易耐火平屋	30
沖田団地	昭 31	簡易耐火平屋	15	畦浦第二団地	昭 53 ~ 54	簡易耐火平屋	10
安原団地	昭 42 ~ 47 昭 61 ~ 63	簡易耐火平屋 簡易耐火二階 木造	84	大和団地	昭 54 ~ 55	簡易耐火平屋	8
平松団地	昭 54 ~ 60	簡易耐火二階 耐火二階	50	上の原団地	昭 57・60	簡易耐火平屋	15
鶴亀タウン	昭 63 ~ 平 3	耐火中層 耐火二階	98	下水流第二団地	平 3 ~ 4	木造	16
加紫久利団地	昭 39 ~ 41	簡易耐火平屋	48	西部第一団地	平 11	木造	6
境町団地	平 3 ~ 4	木造	6	ウッドタウン高尾野	平 14	木造	16
前田団地	昭 40	簡易耐火平屋	2	本町C団地	昭 37 ~ 38	簡易耐火平屋	17
切通団地	昭 31	木造	2	仮屋A団地	昭 41	簡易耐火平屋	10
住吉団地	昭 38	簡易耐火平屋	5	仮屋C団地	昭 44 ~ 47	簡易耐火平屋	32
早馬団地	平 5 ~ 6	耐火中層	30	本町A団地	昭 48 ~ 49	簡易耐火平屋	27
今村団地	昭 32 ~ 38	木造 簡易耐火平屋	23	西牟田団地	昭 50 ~ 53	簡易耐火平屋	32
川端団地	昭 35	木造	4	熊陳A団地	昭 53 ~ 55	簡易耐火平屋	38
荘団地	昭 31	木造	2	熊陳B団地	昭 55 ~ 59	簡易耐火平屋 木造	46

一般住宅の状況

団地名称	建設年度	耐火構造	戸数
八坊団地	昭 42	簡易耐火二階 準耐火	9
畦浦第二団地	平元～3	木造	6
下水流団地	昭 60	木造	4
上の原団地	昭 60	木造	6
東町団地	昭 43	木造	2
東水流団地	平 4	木造	1
町団地	平 5	木造	1
地蔵団地	昭 61～62	木造	9
別府団地	平 6～7	木造	11
中郡団地	平 13	木造	10
岩元団地	平 14	木造	6

●基本的方向

市街地や地域生活拠点において、それぞれの地域的特色を生かしたにぎわいのある市街地活性化を推進します。また、優良宅地の開発誘導を促進し、無秩序な開発行為の抑制指導に努めます。

住宅については、総合計画等を基本として、市民ニーズを的確に把握したうえで住生活基本計画

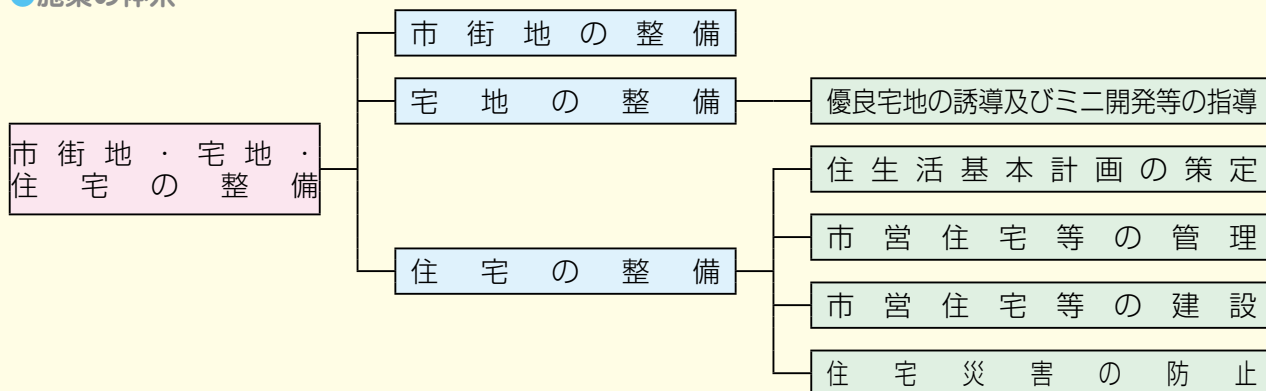
特定公共賃貸住宅の状況

団地名称	建設年度	耐火構造	戸数
畦浦団地	平 7・12 平 14～15	木造	6
畦浦第二団地	平 9～13	木造	4
ウッドタウン高尾野	平 13	木造	9
三軒屋団地	平 8・13	木造	14
柴引中央団地	平 7 平 11～12	木造	4
下水流第二団地	平 6・9	木造	6
西部第二団地	平 11～12	木造	10

を策定し、それに基づいた整備を計画的に推進します。

安全・安心のまちづくりを目指し、がけ地近接等危険住宅の移転事業を推進するとともに、住宅の耐震診断や耐震改修を行うために、耐震改修促進計画策定を推進します。

●施策の体系



●施策の概要

施策名	内容
市街地の整備	市街地は、郊外への人口流失などに起因して人口・世帯が減少し、空き店舗が目立っています。また、人口の減少は産業の衰退や自治会等の地域コミュニティ活動の停滞を招き、まち全体の活力低下となっていることから、地域の特性や資源を生かしながら、人口増加を誘導するための手段として、市街地全体の活性化事業等の導入を検討します。
宅地の整備	優良宅地の誘導及びミニ開発等の指導 宅地開発は、3,000平方メートル以上の規模による土地開発行為とその規模に達しないミニ開発（3,000平方メートル未満）があります。都市計画法による開発行為は、関係法令等の規制によって一定の良好な宅地供給がなされている一方、ミニ開発など小規模宅地の開発は、無秩序に開発され住環境の悪化につながるおそれがあるため、適切な優良宅地への誘導を図るとともに、小規模開発の適正指導に努めます。
住宅の整備	1 住生活基本計画の策定 本市の住宅行政の指標として今後の住宅政策を定めるものとして、総合計画や国・県の住生活基本計画に基づき、世帯構成の変化・住宅の高性能化・福祉施設等との連携など住宅に対する市民の多様なニーズにこたえるために、住生活基本計画を策定します。 2 市営住宅等の管理 市営住宅管理戸数は、平成19年4月1日現在、公営住宅・特定公共賃貸住宅・一般住宅の計1,603戸となっています。市営住宅は、低所得者向けとして、また特定公共賃貸住宅及び一般住宅は、中堅所得者向けとして、住宅に困窮している者すべてを対象に供給しており、定住化の促進及び社会情勢の変化に対応した住宅管理を行い、居住水準の向上に努めます。

3 市営住宅等の建設

市営住宅の一部には、昭和30年代に建設した住宅をはじめとして、現在の居住水準を満たしていないものもあり、建物構造体の劣化や設備の老朽化など住環境が年々悪化しています。そのため、住生活基本計画に基づき計画的な建て替え推進を図る必要があります。

また、それと同時に高齢者、障害者等対策としてのバリアフリー化も急務であり、入居者が安全・安心、快適に居住できる生活空間の創造を積極的に推進します。

4 住宅災害の防止

がけ崩れの危険から未然に市民の生命・財産を守るため、がけ地近接等危険住宅移転事業を推進します。また、住宅の倒壊による人身への危険を防止し、住宅の資産価値を高めるため、耐震診断・耐震改修促進を図ります。



第6節 情報・通信基盤の整備

●現況と課題

わが国においては、情報通信分野における急速な技術革新や国の政策等の推進により、世界最速かつ低廉なブロードバンド環境が実現し、インターネットを利用した新しいサービスが急速に普及・拡大しています。

このような情報化の進展は、私たちの日常の行動・情報活動・消費行動などを大きく変え、日常生活になくてはならないものとなっています。

本市における通信ネットワークの現状については、本庁及び各出先機関、学校等を光ファイバーや高速無線LAN等で接続しネットワーク化を行っていますが、一部の学校等においては電話回線による接続としているため、高速な通信ができない状況であり、今後、国・県及び通信業者と連携し基盤整備を推進する必要があります。

また、インターネット接続環境として、市内の一部地域においては、通信業者におけるブロードバンド化が整備されておらず高速通信ができない状況です。

本市ホームページによる情報化の現状については、生活、防災、環境、行政情報の提供、議会中継、図書館蔵書検索等のサービスを行っていますが、更なる機能の強化が求められています。

本市の内部情報化の現状については、グループウェア^(※)により情報の共有化を行い業務の効率化を図っていますが、今後は、電子文書化、電子

決裁等のシステム導入を検討する必要があります。

地理情報システムについては、固定資産税、農地、上水道等のシステムにおいて利用されていますが、単体で利用されているため相互の情報が利用できないなどの課題があります。

電子自治体の現状については、電子申請等は、鹿児島県及び県内市町村の共同運営システムにより運用を行っているものの、添付書類は郵送や持参が必要であったり手数料の納付がオンライン化されていないなど電子化のメリットが発揮されていない状況です。

情報通信システムの安全対策の現状については、コンピュータウイルス対策ソフトなど安全対策を実施していますが、更なる高度な安全対策を行う必要があります。

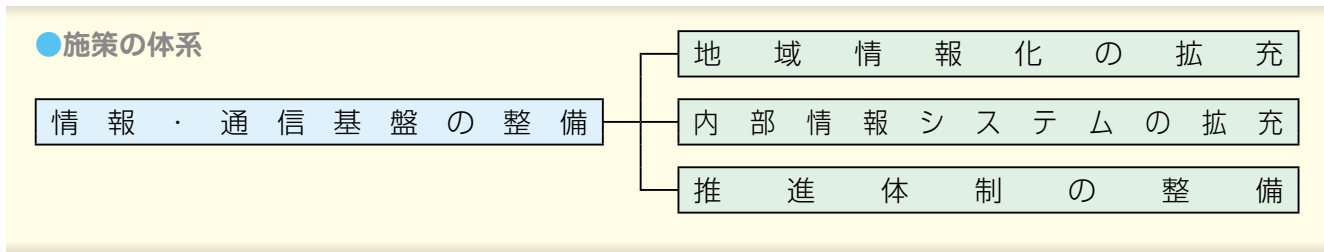
(※) グループウェア / 企業内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループによる協調作業を支援するソフトウェアです。

●基本的方向

地域情報化の拡充については、高速通信未整備の学校の高速化の取組及びブロードバンド未整備地域の早期の解消を図り、情報通信格差の是正に努めます。また、ホームページの機能強化及び電子自治体の拡充を図り、市民の利便性を追及しま

す。そのために、国・県及び通信業者と連携して補助金、助成金等の活用を図ります。

内部情報システムの拡充については、電子文書化、電子決裁等の導入及び統合型地理情報システムの導入を図り、事務の効率化を推進するため、推進体制の確立を図り、調査研究を行います。



●施策の概要

施策名	内容
地域情報化の拡充	<p>1 行政ネットワークの拡充 電話回線により、本庁と接続している一部の学校等について、無線LAN、光ケーブル等による整備を図ります。</p> <p>2 ブロードバンド未整備地域対策 ブロードバンド未整備地域にブロードバンドの整備並びに携帯電話及び移動体通信の整備について、通信業者に働きかけを行います。また、国・県等の補助事業などを活用しての整備も同時に行い、情報通信格差の是正を図ります。</p> <p>3 ホームページの機能強化 総合医療センターホームページとリンクし、救急医療情報の提供や、福祉情報及び防災情報の内容の充実を図ります。</p> <p>4 電子自治体の拡充 家庭にしながら行政手続きができるような電子自治体を拡充します。</p>
内部情報システムの拡充	<p>1 電子文書化、電子決裁等の導入による業務効率化の推進 電子自治体に対応できるように電子文書化、電子決裁等の導入により業務の効率化を推進します。</p> <p>2 統合型地理情報システムの導入推進 現在、単体で利用している地理情報システムを統合化し、データの相互利用ができるシステムの導入を推進します。</p>
推進体制の整備	<p>庁内の推進体制の整備 市民サービスの向上、業務の効率化及びセキュリティの高度化のための推進体制を確立します。</p>

第7節 消防・救急体制の充実

●現況と課題

本市における消防体制は、常備消防と非常備消防で構成されています。

常備消防においては、通信指令システムや消防ポンプ自動車等の更新、装備機器の近代化を進め、消防活動の迅速化・効率化を図っていく必要があります。

一方、非常備消防においては、消防団員は地域の実情に精通しており、火災はもとより、地震、台風、洪水等の自然災害において、防御、警戒及び避難誘導等に当たるなど、地域防災の中核的存在として、その果たす役割には大きいものがありますが、近年、団員の職業の多様化等により団員確保が難しい状況となっています。

また、市民に火災予防の啓発を図るとともに、

住宅用火災警報器の早期設置を促進する必要があります。

消防水利については、今後も地震等を考慮した耐震型防火水槽や消火栓の設置を計画的に推進する必要があります。

救急救助業務については、高齢者の急病や交通事故等の増加に伴い、その需要は増加傾向にあるため、救急救助体制の一層の充実を図る必要があります。

大規模災害等については、市の消防防災体制では対応できない場合に備え、他市町との協力体制を強化する必要があります。

全国的な消防の課題である市町村の常備消防の広域化については、国が定める基本指針に基づき、検討していきます。

常備消防力の状況（消防署）

		現有消防力
署		1署1分署
職	員	73人
水槽付消防ポンプ自動車		1台
消防ポンプ自動車		2台
救急自動車 (高規格救急車)		3台
はしご付消防ポンプ自動車 (30メートル級)		1台
救助工作車		1台

非常備消防力の状況（消防団）

		現有消防力
分	団	13分団
団	員	489人
水槽付消防ポンプ自動車		1台
消防ポンプ自動車		14台
積載車		14台
小型動力ポンプ		14台

(平成19年4月1日現在)

火災の発生件数

	件数	出火率 人口1万人 当たり発生件数	損害額 (千円)	主な原因						
				火遊び	こんろ	たばこ	たき火	ふろ・かまど	ストーブ	その他
平成13	26	4.4	38,313		4		3		1	18
14	26	4.4	34,710	1	5	1	4	1	1	13
15	25	4.3	42,929	2	6		4	1		12
16	35	6.0	69,177		7	3	6			19
17	33	5.7	85,493		1		7			25
18	42	7.2	35,736	2	7		9		1	23

消防水利の状況

(平成19年4月1日現在)

消火栓			防火水槽			河川等	プール	合計
公設	私設	計	公設	私設	計			
基 685	基 21	基 706	基 396	基 2	基 398	箇所 23	箇所 22	基・箇所 1,149

救急業務の状況(出場)

(単位:回)

	件数	救急事故種別										
		火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
平成13	1,637	2		1	238	18	14	185	15	27	870	267
14	1,657	1		3	227	12	9	196	8	22	928	251
15	1,917	1		1	272	17	17	192	16	35	1,068	298
16	1,955	3			273	18	16	224	20	34	1,059	308
17	2,007	3			270	14	19	234	14	19	1,130	304
18	2,002	2	1	1	258	15	20	222	6	31	1,170	276

●基本的方向

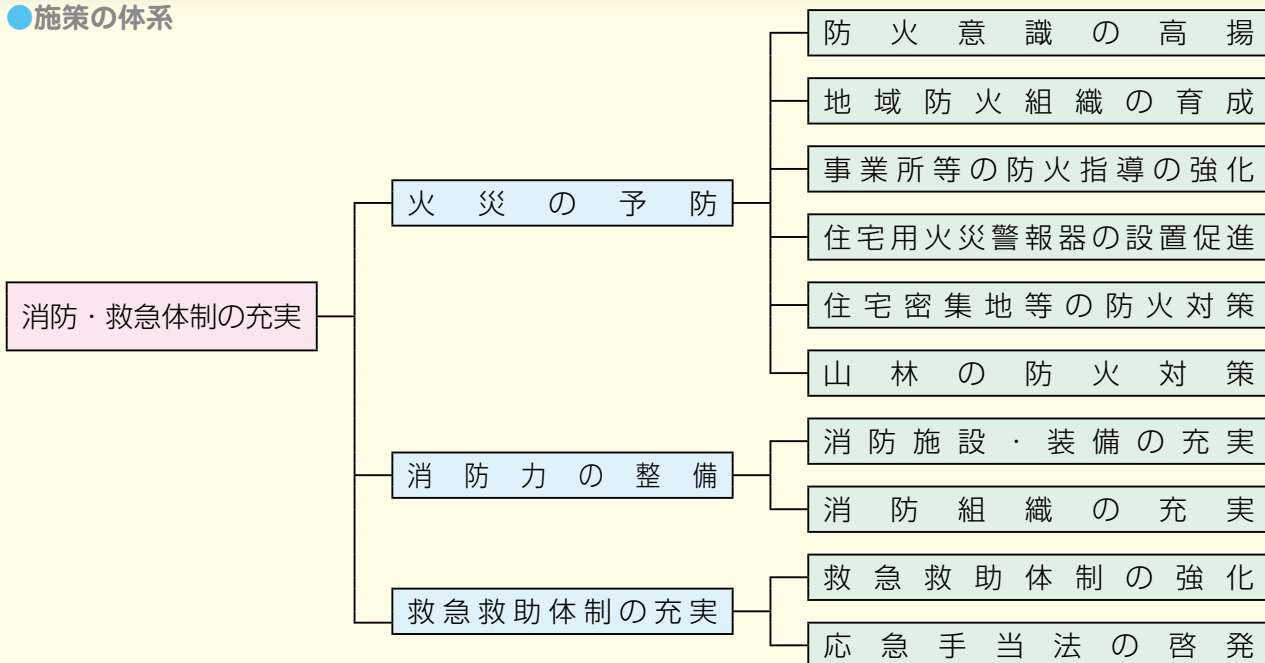
火災のない出水市を目指し、予防行政の強化、市民の防火意識の高揚を図り、火災の未然防止に努めるとともに、市民の生命、財産を守るため、施設と装備の近代化や組織の見直し、活性化を推進します。

また、救急救助業務の需要増加に対応するため、

救急救助体制や資機材の充実に努めます。

消防職員及び消防団員については、高度で専門的な知識と技術を修得させるための教育を行い、資質の向上を図るとともに、地域住民に対し「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を育てるため、自衛消防隊、自主防災組織等の育成・指導に努めます。

● 施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
火災の予防	<p>1 防火意識の高揚 火災の未然防止と被害の軽減を図るため、防災行政無線設備や広報紙などのあらゆる媒体を活用し、また、初期消火訓練等の講習会を開催して市民の防火意識の高揚を図ります。特に、高齢化社会に対応するため、高齢者への防火指導に努めます。</p> <p>2 地域防火組織の育成 女性、少年、幼児を対象とした防火クラブ及び自治会で組織されている自衛消防隊や自主防災組織の育成・指導を図ります。</p> <p>3 事業所等の防火指導の強化 (1) 旅館やホテル、病院等に加え、一般住宅、特に一人暮らし世帯や寝たきり高齢者世帯等の災害時要援護者を対象とした予防査察や防火診断等を行い、火災の未然防止に努めます。 (2) 各事業所の火災予防査察を強化し、消防用設備等の設置指導、管理の徹底及び防火訓練の実施などによって、適切な防火管理体制の確立を図ります。</p> <p>4 住宅用火災警報器の設置促進 住宅火災による高齢者等の焼死を防ぐため、自治会等を通じて市民に周知し、消防団の協力を得ながら、一般住宅に住宅用火災警報器の早期設置を促進します。</p>



	<p>5 住宅密集地等の防火対策 住宅密集地や市街地の火災拡大を防止するため、関係機関と連携して、道路上の障害物の除去や、道路整備を含めた面的整備に努めます。</p> <p>6 山林の防火対策 山林火災を防止するため、市民の山林火災予防意識の啓発を図るとともに、関係機関と連携して予防広報やパトロール等を実施し、森林の保全と地域の安全に努めます。</p>
<p>消防力の整備</p>	<p>1 消防施設・装備の充実 消防救急無線のデジタル化に対応するための通信指令システムの整備及び携帯・IP電話からの119番通報に係る発信位置表示装置の整備を図ります。 また、迅速かつ効果的な消防活動を行うために、消防車両の更新や装備機器の近代化を図り、より一層の消防施設・装備の充実に努めます。 さらに、消火栓や耐震型防火水槽の消防水利を計画的に整備します。</p> <p>2 消防組織の充実 (1) 常備消防の広域化については、都道府県は平成19年度中に推進計画を策定し、市町村は推進計画策定後5年以内に広域化を実現する必要があるため、県や近隣市町と協議しながら適切に対応していきます。 (2) 消防職員及び消防団員に対して近年の災害の態様に即応できる教育訓練を充実して機動力の強化を図ります。 (3) 消防団員については、消防団協力事業所や地域住民の理解を深め、誇りをもって活動できる環境づくりなどを進めて団員の確保に努めます。 (4) 大規模災害等に対処するため、鹿児島県消防相互応援協定のほか、水俣市を含む近隣市町等と消防相互応援協定を締結していますが、今後、更に連携を深め協力体制の強化を図ります。</p>
<p>救急救助体制の充実</p>	<p>1 救急救助体制の強化 救急活動の需要増加に対応し、技術向上や的確な搬送体制の確立と装備の強化を図ります。 特に、救急救助業務においては、高度で専門的な知識、技術が求められることから、救急救命士等の養成・教育訓練に努めるとともに、高規格救急車の更新整備を図ります。</p> <p>2 応急手当法の啓発 早期の応急手当により救命効果を高めるため、市民に対する応急手当の知識、技術や自動体外式除細動器（AED）の普及、取扱指導に努めるとともに、救急車の正しい利用について市民への啓発に努めます。</p>

第8節 防災体制の充実

●現況と課題

台風、豪雨、地震等による自然災害が市民生活に及ぼす影響は極めて大きく、近年では平成9年3月の鹿児島県北西部地震災害、同年7月には、21人の尊い人命が失われた針原地区土石流災害、平成11年9月の台風18号では暴風災害が発生し、そして平成18年7月の鹿児島県北部豪雨災害では、米ノ津川のはんらんにより、市街地を中心に床上・床下浸水家屋が1,000棟以上という甚大な被害を受け、改めて災害種別に応じた避難所の開設や運営、緊急情報や災害情報等の伝達・収集体制の在り方など、さまざまな課題が浮かび上がりました。

防災に関しては、地域防災計画に基づき総合的、計画的にその対策を講じますが、過去の災害を教訓として、市民や防災関係機関との連携・協力による防災体制を確立し、災害予防や応急復旧など

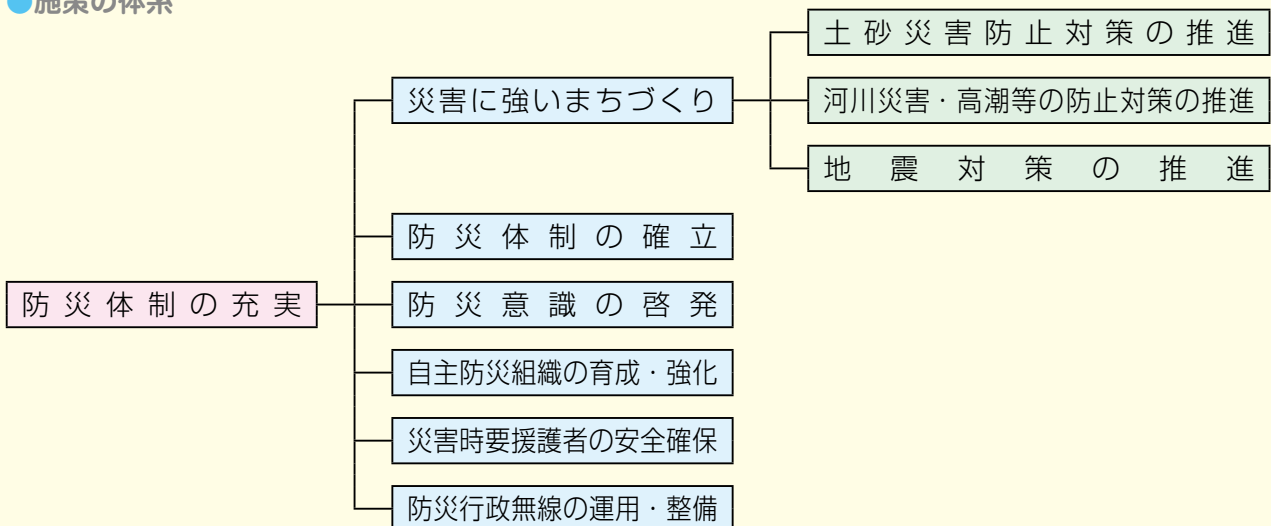
の防災対策を迅速かつ的確に実施するとともに、市民の防災意識を高め、自主防災組織及び防災ボランティアの育成・強化を図って、人的、物的に災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

●基本的方向

災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進するため、地域防災計画に基づき、緊急時に迅速かつ適切に対応できる防災体制及び防災対策の確立・整備を行います。

また、防災に対する市民の意識の高揚を図るとともに、災害時要援護者の避難支援など地域住民の安全を確保するため、「地域の安全は地域で守る」という共助の意識に基づく自主防災組織及び防災ボランティアの育成を図ります。

●施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
災害に強いまちづくり	<p>1 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(1) 土石流危険渓流指定地については、標識板を設置し、地域住民に周知を図るとともに、危険度や緊急度の高い渓流から砂防事業の推進を県に要請します。</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険箇所指定地については、標識板を設置し、地域住民に周知を図るとともに、危険度や緊急度の高い箇所から土砂災害防止事業を推進します。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域指定地については、区域図を配布し、地域住民に周知を図るとともに、警戒避難体制の整備を図ります。</p> <p>(4) 災害発生の危険性の高い山林の治山事業については、国及び県に要請します。</p> <p>2 河川災害・高潮等の防止対策の推進</p> <p>(1) 河川の危険箇所の改修については、計画的な実施とともに、県管理の河川については、県に要請します。</p> <p>(2) 高潮、津波、海岸線の浸食等による災害を防止するため、海岸保全施設の整備を国及び県に要請します。</p> <p>3 地震対策の推進</p> <p>建物の耐震・不燃化や家庭における家具等の固定化など、地震対策の推進、擁壁やブロック塀等の安全化指導を行います。</p>
防災体制の確立	<p>情報伝達・収集体制や避難体制、救急・救助体制など災害予防・応急・復旧対策に係る各種の防災体制を確立し、迅速な対応・対策を図るとともに、災害時に備えた防災資機材等の整備を図ります。</p>
防災意識の啓発	<p>市民参加による防災訓練や防災講演会を実施するとともに、防災に関する広報等を適時適切に行い、「自らの身の安全は自らが守る」という防災意識の高揚を図ります。</p>
自主防災組織の育成・強化	<p>災害発生初期における情報収集・伝達、避難誘導、救護、初期消火など、地域住民の安全を守る自治会単位や複数の自治会で構成する自主防災組織の育成・強化を推進します。</p>
災害時要援護者の安全確保	<p>高齢者や障害者、病人など一人では迅速な行動がとれず、被害を受けやすい災害時要援護者の避難支援体制を確立し、安全確保を図ります。</p>
防災行政無線の運用・整備	<p>緊急時の市民への迅速かつ的確な情報伝達のため、防災行政無線の効果的な運用を行います。また、今後、情報伝達内容の多重化に対応するため、防災行政無線のデジタル化への整備を推進します。</p>

第9節 生活安全対策の充実

● 現況と課題

交通事故発生件数は、ここ数年は横ばい状態にあります。高齢者がかかわった事故は、増加傾向にあります。交通事故の根絶を期して、今日まで継続して交通安全に対する意識の高揚を図る一方、交通安全指導員を設置し、交通安全協会など各種団体の協力を得ながら、市民総ぐるみで交通事故防止に努めており、また、各種交通教室や交通安全フェア等を行い、交通ルールの遵守と交通マナーの意識高揚を図っています。

一方、交通事故の被害者救済に関しては、交通事故相談業務や交通災害共済制度を実施していますが、交通災害共済制度への加入率は、ここ数年微減傾向にあります。

交通事故の発生は、運転免許取得者及び自動車保有台数の増加に加え、高齢化、運転者のモラルの欠如等に起因しており、特に最近においては高齢者に関する事故が増加しているため、これらに対応した諸施策の展開や徹底した交通ルールの遵

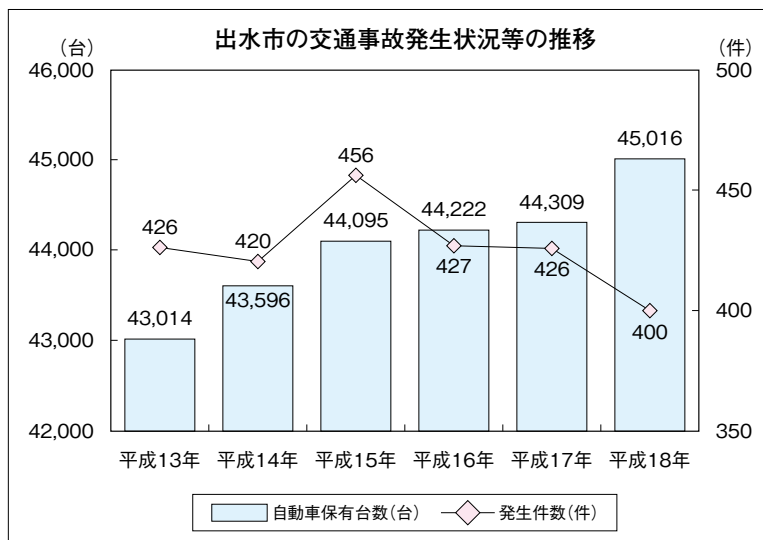
守指導が必要です。

次に、防犯については、核家族化、社会の複雑化及び生活・産業活動の高度化・多様化に伴い、地域の犯罪抑止機能の低下、犯罪誘発要因の増加などにより、犯罪が発生しやすい状況になっています。

このようなことから、犯罪のない明るい地域社会を形成していくためには、自主防犯組織の育成・強化を図るとともに、関係機関との連携を深め、市民の防犯意識の高揚を図る必要があります。

次に、消費生活については、近年、さまざまな生活用品やサービスが生み出され、消費生活が豊かになり、販売方法が複雑化・多様化してきており、訪問販売や通信販売、インターネットを利用した取引等によるトラブル、振り込め詐欺等が数多く発生し、被害者も多年齢層にわたっています。

このような被害を防ぐためには、消費者自らが知識習得に努め、また、市民を対象にした講座の実施や相談業務の充実が必要です。



高齢者の交通事故の推移

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
発生件数 (件)	426	420	456	427	426	400
うち高齢者 (件)	130	135	147	137	148	148
割合 (%)	30.5	32.1	32.2	32.1	34.7	37.0
死者数 (人)	2	6	7	7	3	4
うち高齢者 (人)	0	2	4	5	3	3
割合 (%)	0	33.3	57.1	71.4	100.0	75
負傷者数 (人)	559	539	556	532	577	524
うち高齢者 (人)	101	102	103	103	103	100
割合 (%)	18.1	18.9	18.5	19.4	17.9	19.1

※ 高齢者：65歳以上の者

交通災害共済の加入者の推移

	人口 (人)	加入者 (人)	加入率 (%)
平成13年度	58,863	39,784	67.6
平成14年度	58,680	38,905	66.3
平成15年度	58,589	37,336	63.7
平成16年度	58,396	35,944	61.6
平成17年度	58,596	35,099	59.9
平成18年度	57,561	33,187	57.7

※ 人口は各年度末の住民基本台帳登録人口

● 基本的方向

交通教室等の開催により、市民総ぐるみの交通安全対策を推進し、交通安全思想の普及徹底を図ります。また、歩行者や自転車利用者に配慮した交通安全施設の整備や効果的な事故防止策を実施して、交通事故の減少に努め、被害者救済については、交通災害共済制度への加入促進等に努めます。

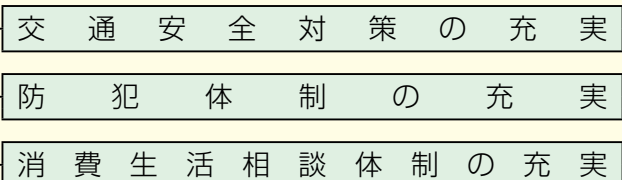
犯罪のない明るい社会を形成するため、市民の

防犯意識を高めるとともに関係機関・団体等との連携を強化し、ボランティアによる防犯パトロール隊などの防犯組織の育成・強化を図り、安全で住み良い地域社会の実現に努めます。

また、安全な消費生活の確保のために、関係機関との連携を図りながら、消費生活に必要な知識を習得するための講座の実施や広報等により消費者情報を提供するとともに、消費生活相談の充実を図ります。

● 施策の体系

生活安全対策の充実



●施策の概要

施策名	内容
交通安全対策の充実	<p>交通安全推進を目的とする関係機関・団体等と積極的に協力し、高齢者はもとより、各年齢層に応じた交通安全教育を徹底し、交通安全思想の普及徹底に努めます。</p> <p>また、道路の構造及び交通の状況を考慮し、交通の安全を確保するために必要な箇所については、防護さく、道路標識、区画線など交通安全施設の整備を図ります。</p> <p>さらに、交通事故が多発している交差点や交通事故が発生する危険性の高い箇所については、現場診断を行い、道路改良や信号機の設置等を推進します。</p> <p>一方、交通事故における被害者救済制度の充実を図るために、各世帯への案内や広報を行い、交通災害共済制度への加入促進を図ります。</p>
防犯体制の充実	<p>暴力追放、盗難防止などの防犯意識の高揚を図るため、関係機関・団体との連携を図りながら、広報活動の充実に努めます。</p> <p>また、地域ぐるみの防犯活動を展開するため、市防犯協会と連携を強化し、防犯パトロール隊などの防犯組織の育成に努めるなど防犯体制の確立を図ります。</p> <p>さらに、自治会など関係機関と連携し、安全で明るい社会環境づくりの整備を図るため、防犯灯の設置・維持を支援します。</p> <p>一方、青少年の非行防止を図るため、市少年育成センターなどの各活動団体との連携を強化しながら、有害図書 の撤去や防犯パトロールの充実に努めます。</p>
消費生活相談体制の充実	<p>県消費生活センターをはじめ、関係機関との連携等により、迅速かつ的確に対応できる消費生活相談の充実に努めます。</p> <p>また、消費生活に関する知識の向上を図るため、特に高齢者と若年層に重点を置いた消費者教育の充実に努めるとともに、広報等で適切な消費者情報の提供に努め、正しい自主的な消費行動のとれる消費者意識の啓発に努めます。</p>

第3編 基本計画

第3章

思いやりと温かさがはぐくむ
健康・福祉のまちづくり



第一次出水市総合計画

第1節 健康づくり対策の充実

● 現況と課題

市民の健康に影響を与える要因として、食生活や生活習慣の変化、ストレスの増大等が大きく関与しています。偏った食生活や不規則な生活習慣等が原因となって引き起こされる、がん（悪性新生物）、心臓病（心疾患）、脳卒中（脳血管疾患）、糖尿病などの生活習慣病の増加が社会問題となっています。

市民が生涯を通じて健康でいきいきと暮らすためには、乳幼児期からの生活習慣の形成や体力づくり、壮年期から高齢期における健康づくりへの取組が必要です。

国においては、国民の健康増進・疾病予防及び

生活の質の向上を図るために必要な身体的目標を定め、諸施策を体系化した「健康日本21」を定めて運動を推進しています。

本市においても、市民一人一人が健康で生きがいのもてる人生に向け、生活の質を高めることが重要であるため、家族や地域での支え合いや見守りとともに、関係機関が相互に連携して健康づくりをサポートする体制の整備が必要となっています。

また、市民と行政が力を合わせ、市民の健康づくりを総合的に推進するために、共に支え合う協働による健康づくりが重要です。

出生数及び低体重児割合（平成17年）

	出生数（人）	低体重児（%）
鹿児島県	14,834	9.8
出水保健所管内	871	11.5
出水市	574	11.7

虫歯有病率（平成18年度）（単位：%）

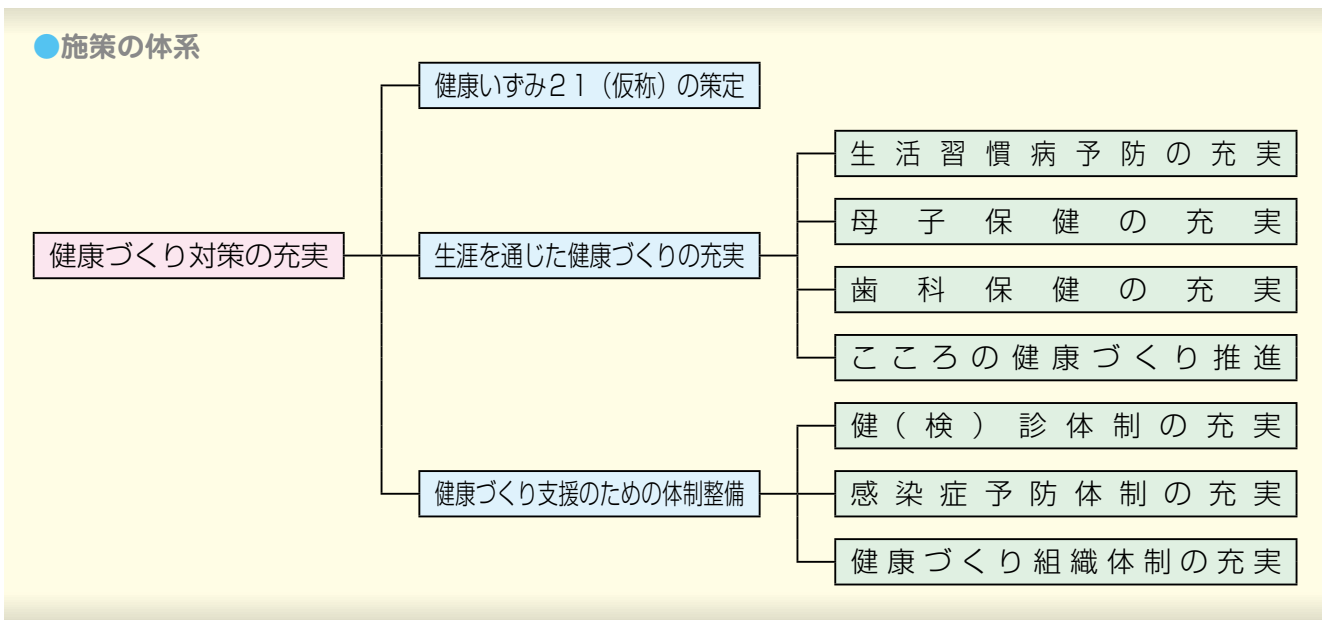
	1歳6か月児	3歳児
鹿児島県	5.4	34.7
出水保健所管内	6.4	48.5
出水市	5.1	45.3

●基本的方向

市民がいつまでも健やかで心豊かに生活を送ることができるよう、乳幼児期からのすべてのライフステージにおける健康づくりを推進し、関係機関と相互に連携して健康づくりをサポートする体制整備に努めるとともに、市民と行政の協働によ

る健康づくりを進めます。

また、生涯を通じた健康づくりを推進するため、「健康いずみ21（仮称）」を基本として生活習慣病の予防に努めるとともに、健康づくり支援のための健（検）診や健康づくり組織体制等の整備を推進します。



●施策の概要

施策名	内容
健康いずみ21（仮称）の策定	市民の健康水準の向上や、健康で生活できる期間（健康寿命）の延伸と、生活の質の向上を図り、健康づくりに関する施策を総合的に展開するため、「健康いずみ21（仮称）」を策定します。
生涯を通じた健康づくりの充実	<p>1 生活習慣病予防の充実</p> <p>市民が元気な高齢者を目指し、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう健康意識の啓発を図り、市民自ら行う生活習慣病予防のための健康管理を支援します。</p> <p>また、生活習慣の基礎が形成される乳幼児期から学童期については、家庭・学校・地域と連携して正しい生活習慣づくりに取り組みます。</p>

	<p>2 母子保健の充実 安全で快適な妊娠・出産・育児を支援し、子どもの健やかな発育発達を図るため、健診や保健指導を充実します。 また、保健、医療、福祉及び教育分野との更なる連携を取りながら、子育て支援を進めます。</p> <p>3 歯科保健の充実 妊娠期及び乳幼児期の歯科保健指導に加え、市民が積極的に虫歯予防へ取り組むことができるよう支援します。 また、成人期の歯周病予防及び壮年期からの歯の喪失防止のために8020運動を展開し、歯周疾患についての検診、教育及び相談の充実を図ります。</p> <p>4 こころの健康づくり推進 こころの健康を保つため、ストレス・うつ等に対する正しい知識の提供や周りの人々の理解と地域相互の助け合いの必要性等の普及啓発に努めるとともに、保健所・医療機関等と連携を図りながらこころの健康づくりを推進します。</p>
<p>健康づくり支援のための体制整備</p>	<p>1 健（検）診体制の充実 市民のライフステージに応じた健康の保持と適切な医療の確保を図るため、健（検）診の必要性を啓発し、受診しやすい健（検）診機会を提供します。 また、疾病の早期発見、早期治療を推進し、市民一人一人の健康状態に応じて必要な指導・助言、各種の健康教育等につなげる事後管理体制を充実します。</p> <p>2 感染症予防体制の充実 保健所、医療機関等と協力して感染症に関する正しい知識や適切な予防策の普及啓発に努めるとともに、感染症の発生やまんえんを防止するため、予防事業を推進します。 また、新たな感染症などが発生・流行した場合に備え、危機管理体制の整備に努めます。</p> <p>3 健康づくり組織体制の充実 地域における健康づくり活動を支援・育成するため、食生活改善推進員協議会、体育協会などの関係機関が相互に連携して健康づくりをサポートする体制整備を進めます。</p>

第2節 医療体制の充実

●現況と課題

本市には、急性期病院として出水総合医療センター及び高尾野医療センターが、診療所として出水総合医療センター野田診療所があり、医師確保や経営状況の悪化等、さまざまな問題を抱えています。

また、平成18年4月に行われた第五次医療法改正、介護報酬改定、健康保険法改定等により、医療制度改革は更に進行し、それへの厳しい対応も迫られています。

こうした中であって、すべての市民が、いつでも安心して医療サービスが受けられるような地域完結型医療の体制づくりを目指すとともに、出水総合医療センターを出水保健医療圏域における中核的病院として、地域の医療機関と連携し、高度

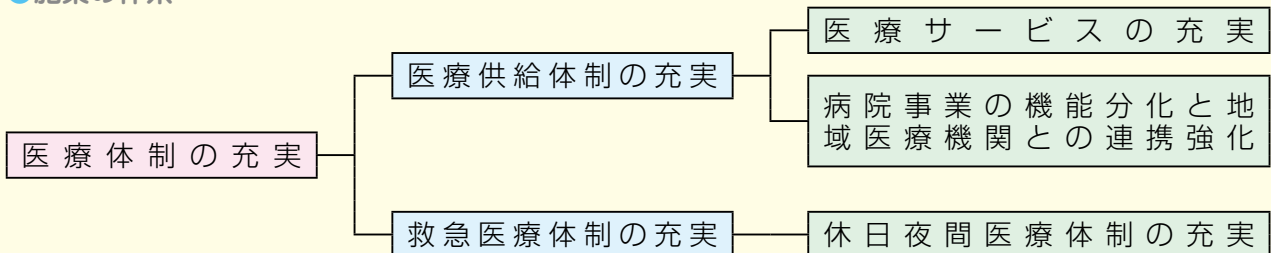
医療及び救急医療に対応する機能の強化と医療サービスの向上に努めることが求められています。

●基本的方向

すべての市民が必要とする適正な医療サービスを受けられるように、病院事業の機能分化を行い、急性期医療、救急医療、高度医療等の充実を図ります。

また、急性期医療の充実を図るため、阿久根市民病院や水俣市立総合医療センターなど近隣の病院との病病連携を深めるべく種々の交流を行うとともに、出水郡医師会の協力による市内医療機関との病診連携を深め、第一次及び第二次救急医療の体制を整えます。

●施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
医療供給体制の充実	<p>1 医療サービスの充実 医療機関相互間の機能分担及び連携を強化し、市民が必要とする医療サービスの充実に努めます。</p> <p>2 病院事業の機能分化と地域医療機関との連携強化 出水総合医療センターを出水保健医療圏域の中核的病院として高度医療、救急医療等に対応する医療提供機能を強化するとともに、高尾野医療センター及び出水総合医療センター野田診療所の機能の分化と地域医療機関との連携の強化を図ります。 また、経営形態については、地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行することとし、病院事業管理者による病院機能や経営の改善を更に推進します。</p>
救急医療体制の充実	<p>休日、夜間の医療については、出水郡医師会等とともに、現在の在宅当番医制による第一次救急医療及び病院群輪番制による第二次救急医療の充実に更に推進します。</p>



第3節 医療保険と年金の充実

● 現況と課題

国民健康保険事業は、国民皆保険の基盤をなす重要な役割を担っていますが、医療制度改革により対象年齢が74歳までに引き上げられたことから、被保険者全体に占める高齢者人口の比率が高くなっていることや、全体に占める無職者・低所得者の割合が高くなっています。

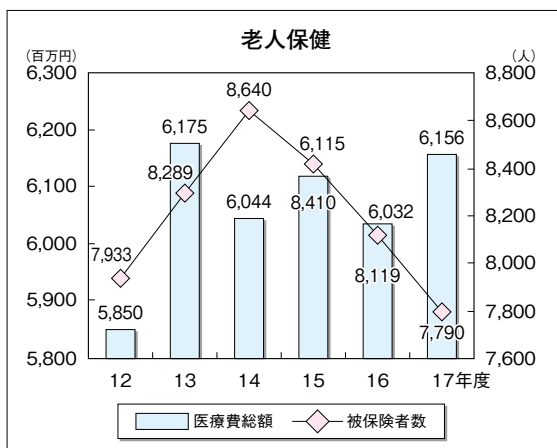
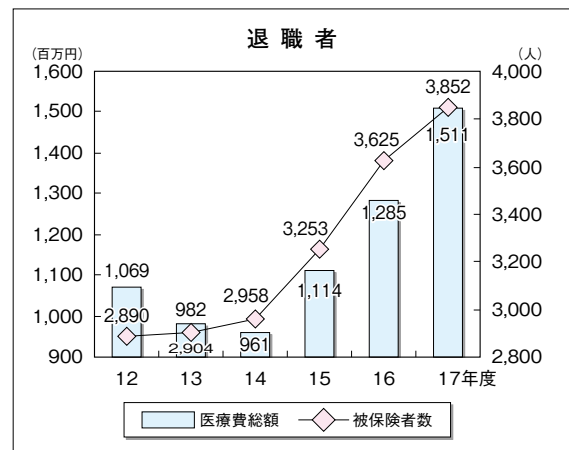
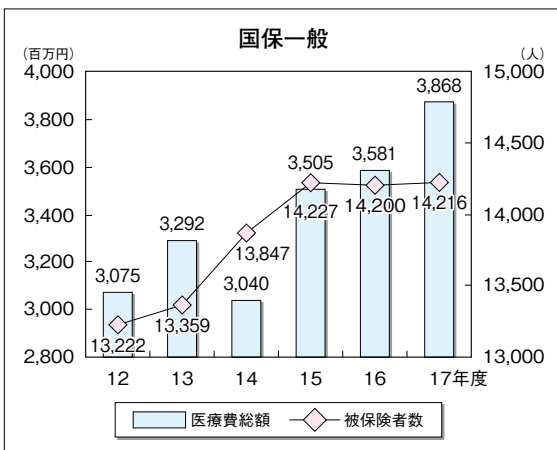
一方、医療費は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化、受診機会の増加等により一人当たりの医療費は毎年増加しており、財政運営は非常に厳しい現状にあります。

また、医療制度改革により、平成20年度から

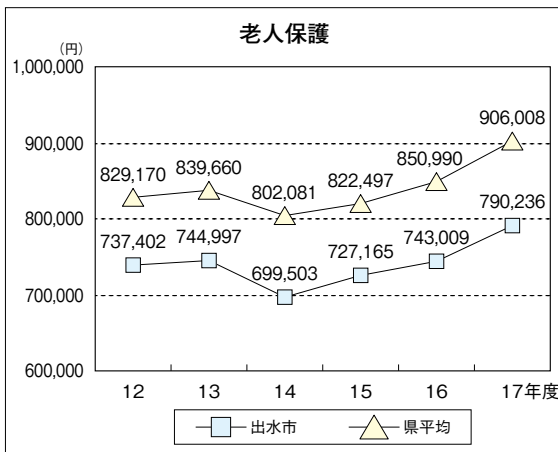
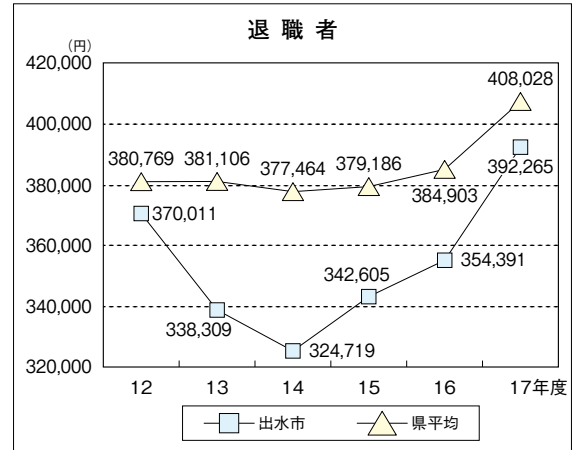
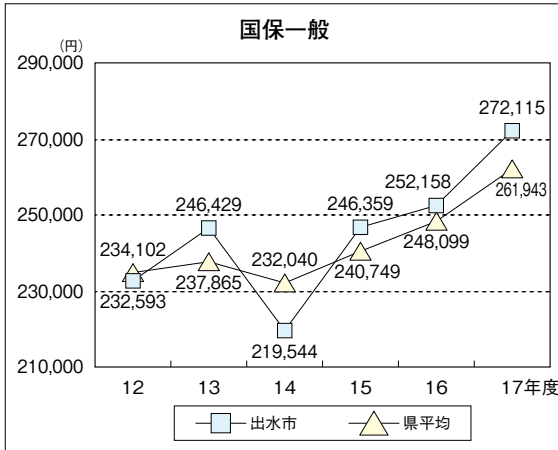
被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられたことから、受診率を高め、実効性のある保健指導を推進していくことが必要です。さらに、同じく平成20年度から、75歳以上の後期高齢者については、その心身の特性等にふさわしい医療を提供する後期高齢者医療制度が始まることから、その充実を図っていかねばなりません。

国民年金事業は、関係機関と協力・連携して国民年金制度の周知や年金相談業務の充実を図る必要があります。

制度別国保医療費と被保険者数の推移



制度別一人当たり医療費の推移



● 基本的方向

国民健康保険事業については、財政運営の健全化を図るため、保健事業の充実、適正受診の周知徹底や医療費動向に応じた国民健康保険税の適正賦課に努めます。

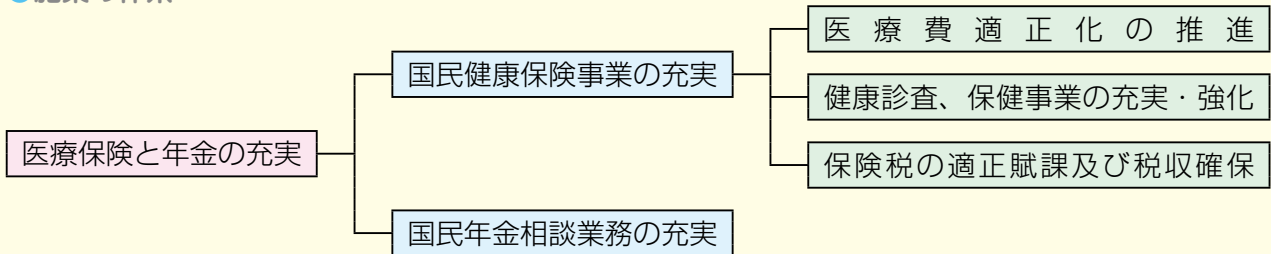
また、医療費適正化の面では、特定健診等の実施計画に基づいた40歳以上の被保険者の受診率を高め、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型症候群）に着目した生活習慣病の対象者及びその

予備群の把握に努め、予防のための情報提供やハイリスク者に対する保健指導の充実を図ります。

国民年金事業については、被保険者の意識向上を図るため広報活動を行い、年金制度の周知を図り、窓口での年金加入・受給手続等の各種届出の受理を行うとともに、関係機関の協力・連携により未納、未加入及び無年金者に対する相談業務の充実に努めます。



● 施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
国民健康保険事業の充実	<p>1 医療費適正化の推進 市広報紙等を活用して医療費を大切に使うための適正受診の周知を図るとともに、レセプト点検の充実・強化により医療費適正化を図ります。</p> <p>2 健康診査、保健事業の充実・強化</p> <p>(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進 特定健診等の実施計画に基づいて、40歳以上の国民健康保険加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。 なお、未受診者に対しては積極的に受診を呼びかけ、受診率の向上を図ります。 また、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群については、関係機関と連携して効果的な保健指導を実施します。</p> <p>(2) 人間ドック等の推進 一般ドックや脳ドックを積極的に推進し、健康状態の把握など健康保持のための意識の高揚を図ります。</p> <p>3 保険税の適正賦課及び税収確保 医療費の状況に応じた国民健康保険税の適正賦課と負担の公平化を図るため、収納率の向上に努めます。</p>
国民年金相談業務の充実	市広報紙等による国民年金制度等の効果的な広報活動と相談業務の充実を図ります。

第4節 高齢者福祉の充実

●現況と課題

少子・高齢化が進む中、高齢者人口は全国的に増え続けており、2015年には団塊の世代が前期高齢者（65歳～74歳）に到達し、2025年には高齢者人口が約3,500万人のピークを迎えるといわれています。

本市においても、65歳以上の市民（高齢者）が増加傾向にあり、その比率も人口の4分の1を占めます。

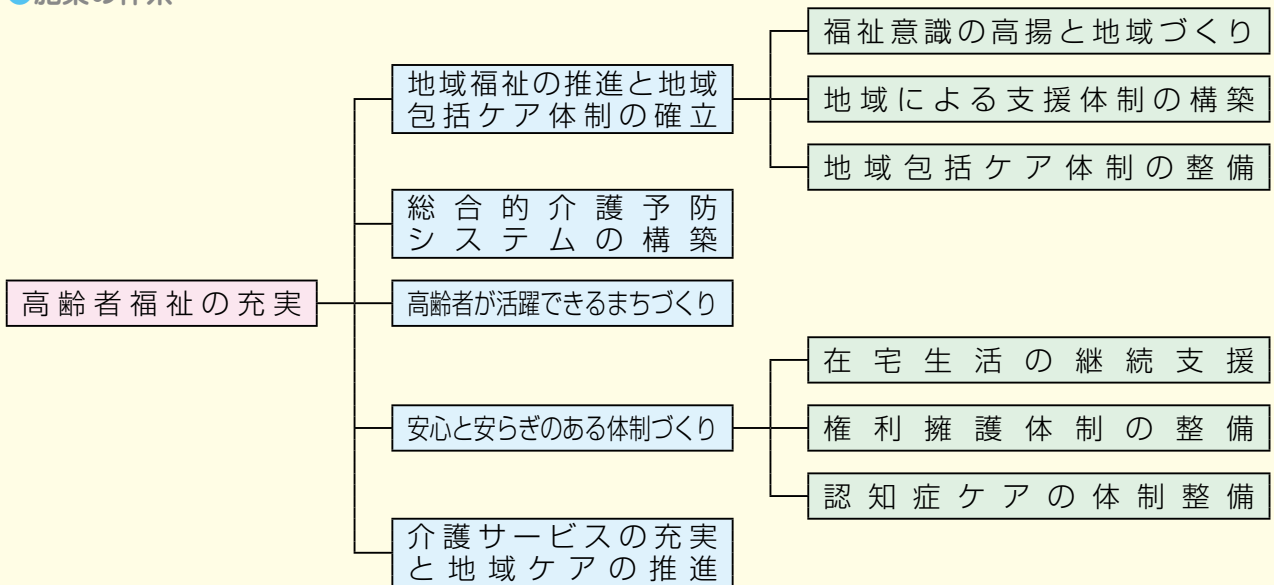
高齢者が、いかに安全で元気に楽しく生活し続け、培った経験や豊富な知恵、知識を活用し、更にやる気と生きがいを活力に結び付けるなど、高齢者の住みやすいまちづくりと活躍できるまちづくりが重要です。

●基本的方向

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるように、高齢者福祉施策や介護予防事業の推進及び地域ケア体制の整備を図り、介護保険制度の基本理念である高齢者の自立支援や尊厳保持が図られるまちづくりを目指します。

また、保険・医療・福祉の連携を図り、介護予防・生活支援の充実を進め、高齢者が長年培ってきた能力や技術を生かせる就労の機会を充実させます。

●施策の体系





● 施策の概要

施策名	内容
<p>地域福祉の推進と地域包括ケア体制の確立</p>	<p>1 福祉意識の高揚と地域づくり 地域の高齢者を支援し、共に安全で元気で楽しいまちとなるよう福祉意識の啓発と福祉教育に努め、思いやりと温かさがはぐくむ心豊かな長寿社会を築きます。</p> <p>2 地域による支援体制の構築 地域全体で支え合う仕組みの構築、在宅福祉アドバイザー等の地域組織やボランティアなどが連携した地域づくりの取組を支援し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような体制づくりに努めます。</p> <p>3 地域包括ケア体制の整備 新たに介護保険制度において創設した地域密着型サービスの整備を進め、これまでの基幹型在宅介護支援センターに代わって、新たに設置された地域包括支援センターが中心となり、地域の身近な総合相談・支援の機能を果たすとともに、併せて、介護保険サービス等の公的なサービスだけでなく、ボランティア、地域住民同士で行う支援（インフォーマルサービス）等も含め、地域におけるさまざまなサービスや資源を有効に活用し、高齢者やその家族を包括的に支援できる体制を構築します。</p>
<p>総合的介護予防システムの構築</p>	<p>介護が必要になる前の状態にある人から、軽度の要介護者までを対象として実施する地域支援事業と新予防給付の対象者を的確に把握し、生活機能の維持・向上のために効果的な介護予防事業やサービスが統一的な体系のもとで提供される総合的介護予防システムを確立します。</p>
<p>高齢者が活躍できるまちづくり</p>	<p>老人クラブなど各種団体が取り組む文化・学習・趣味・創作活動、スポーツ・レクリエーション活動、高齢者の経験や知識を生かしたボランティア活動等を支援するとともに、いきいきふれあいサロンなどの高齢者間の交流や児童との世代間交流など、さまざまな交流の場の創出を図り、高齢者が主体的に生きがいを感じながら社会活動に参加できる環境づくりを進めます。</p> <p>また、シルバー人材センター等の活動を支援し、高齢者の能力や体力に応じた就労機会の拡大に努めます。</p>
<p>安心と安らぎのある体制づくり</p>	<p>1 在宅生活の継続支援 高齢者の在宅生活を支えるために、介護保険サービス、地域支援事業及び高齢者福祉サービスを実施して、介護予防及び生活支援の観点から支援します。</p>

	<p>2 権利擁護体制の整備 制度の周知を行うとともに、地域包括支援センターの相談窓口の機能を充実させることにより、成年後見人制度、地域福祉権利擁護事業等の制度を利用しやすい環境整備に努め、また、関係機関や地域のネットワークの構築を図ります。</p> <p>3 認知症ケアの体制整備 認知症高齢者に対し、介護保険の地域密着型サービスなど公的なサービスによる支援をはじめ、地域の活動団体やボランティア、隣近所の人などのネットワークによる見守りの仕組みを整備するとともに、地域に認知症の正しい知識普及を図ることで、誰でも将来は起こり得る認知症に対し、本人や家族や地域がそれぞれの立場で協力し合い、認知症高齢者が尊厳をもって暮らせる地域ケア体制づくりを構築します。</p>
<p>介護サービスの充実と地域ケアの推進</p>	<p>要介護者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続することが可能となる在宅介護サービスなど、地域のそれぞれの特性に応じた地域密着型の介護サービスの提供を促進するため、認知症対応型共同生活介護等の展開を図ります。</p> <p>また、高齢者に対する包括的・継続的なケアを行うため、地域における在宅介護の拠点として、各地域の介護保険・老人保健関連施設の機能強化を図るとともに、各介護保険・老人保健関連施設のネットワーク化を図り、利用者にとって選びやすい福祉介護サービスについての情報提供等に努めます。</p>



第5節 障害者福祉の充実

●現況と課題

障害者福祉サービスの制度は、行政がサービスを決める措置制度から、障害者等自ら利用サービスを選択し、事業者と直接契約する支援費制度に移行し、さらに平成18年度からは、障害者に共通した各種福祉サービスの一元化やサービスの提供主体を市町村に一元化するなどした障害者自立支援法による新しい制度に移行しました。

人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、さらに少子・高齢化といった社会全体の変化、障害者の増加、障害者自身や介護者の高齢化、核家族化、又は障害者施策の転換といった障害者を取り巻く環境の変化の中で、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の自立や社会参加を図る地域における障害者の生活支援の推進、ライフステージを通じた施策の展開、総合的なサービス提供体制の整備など、障害者の自立支援や障害者を巡る諸課題に対応した効果的な施策の推進が求められています。

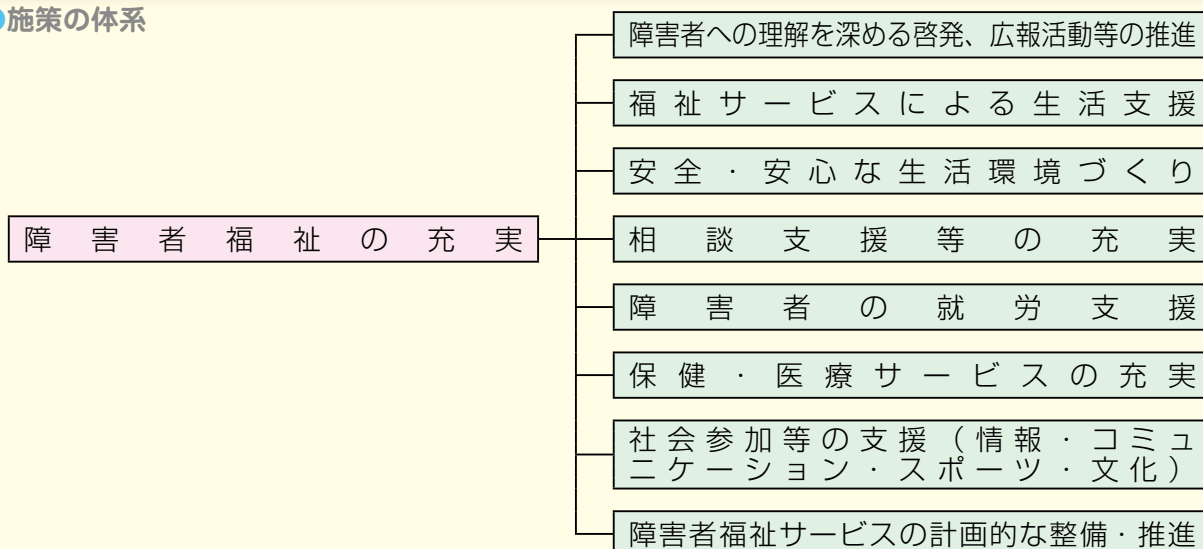
●基本的方向

ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人の自立した生活を支援し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会の仕組みづくりのために、障害及び障害者に対する地域、市民、

企業等の理解や認識を深めることが必要であり、それぞれができ得る行動等で、また、防災ネットワークの確立やバリアフリー化の推進など連携した環境整備等の取組により、障害者を支援する地域社会の構築を目指します。

また、障害者の自立と社会参加の促進を図るために、障害者の生活を支援する福祉サービスの充実、効果的なサービスの活用のための相談支援等の充実、保健・医療機関や高齢者福祉施設との緊密な連携、就労支援や就労の場の確保、コミュニケーションの支援など、障害者福祉の充実に努めます。

● 施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
障害者への理解を深める啓発、広報活動等の推進	<p>各種広報の活用、福祉関係機関等の催しの機会、講演会の開催などを通じて、啓発、広報活動等を行い、障害や障害者に対する理解や認識を深めるとともに、学校等における障害者福祉教育の推進に努めます。</p> <p>また、ボランティア活動に対する理解を深め、活動への積極的な参加ができるよう、その機会や場の開拓、情報提供等に努めるとともに、障害者のニーズに配慮しながら、点訳・手話通訳・障害者移送など、ボランティアの育成・支援に努めます。</p>
福祉サービスによる生活支援	<p>在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するホームヘルプやショートステイなどの訪問系サービス、入所施設で昼間の活動を支援する日中活動系サービス、入所施設での住まいの場としての居住系サービス、医療等の支給を行う自立支援医療、補装具の支給、相談支援や日常生活用具の支給などを行う地域支援事業など、障害者支援策や在宅介護サービスを充実させ、地域における在宅障害者の生活支援に努めます。</p>
安全・安心な生活環境づくり	<p>公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、不特定多数の人が利用する民間施設においても、障害者等の利用に配慮したバリアフリー化が図られるよう周知を図り、生活環境の整備推進に努めます。</p> <p>また、安全対策として、障害者が地域で安心して生活できる環境を確保するため、火災、事故及び自然災害に迅速に対応できるよう、住民自主防災組織、関係機関等と連携した防災ネットワークを確立するとともに、日常生活用具給付制度等を活用して、緊急通報装置、自動消火器、ファックスなど、防災情報伝達機器等の整備充実に努めます。</p>

<p>相談支援等の充実</p>	<p>障害者や介護者等の相談、療育や障害児教育の相談等に応じて、適正な指導・助言や関係機関等への連絡調整などの総合的な相談支援体制の充実、障害者の実情に応じた諸制度や障害者福祉サービス等の活用のための情報提供機能の充実に努めます。</p>
<p>障害者の就労支援</p>	<p>障害者の職業的自立と社会参加を促進するため、公共職業安定所等の協力支援により、障害者雇用に対する企業等の理解と認識を高め、障害者の雇用・就業機会の拡大に努めるとともに、障害者の入所施設や通所施設においても、就労移行支援の訓練などにより、障害者の就労や自立した地域生活への支援に努めます。</p>
<p>保健・医療サービスの充実</p>	<p>医療・保健機関等による健康教育、障害の発生予防、早期発見、適切な治療とリハビリテーションなどの充実に努めます。</p>
<p>社会参加等の支援（情報・コミュニケーション・スポーツ・文化）</p>	<p>障害者の社会参加を図るために、体力や年齢等に応じ、リハビリテーションと社会参加の促進を兼ねた、スポーツ・レクリエーション、文化活動など、参加機会の確保に努めます。</p> <p>また、手話通訳者を必要に応じて各窓口や会議等に派遣するなど、コミュニケーション支援のサービスの充実に努めます。</p>
<p>障害者福祉サービスの計画的な整備・推進</p>	<p>障害者の実態及び障害者福祉サービス需要の適切な把握を行い、障害者福祉サービス需要に的確に対応できる施策や整備を計画的に行うために、平成18年度に策定した自立支援法に基づく出水市障害福祉計画を基本とし、新たな障害者計画の策定・推進に努めます。</p>

第6節 子育て支援・児童福祉の充実

●現況と課題

近年、結婚・出産年齢の上昇、さらには、教育費等の子育てに伴う経済的負担の増大や育児の心理的・肉体的負担の重さなどにより出生率の低下を招き、少子化の進行に歯止めがかからない状況にあります。

少子化による影響は、親の過保護や過干渉、子ども同士の交流機会の減少などにより、子どもの社会性が育ちにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されています。

このため、家庭、地域、学校、関係機関が連携して、より良い家庭や地域づくりを行うとともに、心身ともに健やかで人間性豊かな児童の育成が求められます。

本市における出生数は緩やかな減少傾向にありますが、女性の就業機会の拡大などにより、保育所の入所状況は、低年齢化しながら年々増加する傾向にあり、保育需要の多様化に対応した保育内容の充実が求められています。

また、保育所の民営化や統廃合等の問題、幼稚園と保育所の連携・協力の在り方について検討し

ていく必要もあります。

このような状況の中、安心して子どもを産み育てることができる社会を目指して、多様な子育て支援策の充実を図る必要があります。

●基本的方向

安心して子どもを産み育てる環境づくりを目指し、明日の社会を担う子どもたちが、心身ともに健やかで人間性豊かに育つよう、家庭における子育てを社会全体で支援するという視点に立って、啓発活動の推進、相談・指導の充実を図ります。

また、多様なニーズに対応するために、市民と協働した子育て支援施策の拡充を図るとともに、民間のノウハウを生かした保育施設の運営・整備に取り組みます。

年齢別就学前児童数

年齢（歳）	男（人）	女（人）	計（人）
0	258	226	484
1	295	264	559
2	271	257	528
3	293	312	605
4	278	271	549
5	300	279	579
計	1,695	1,609	3,304

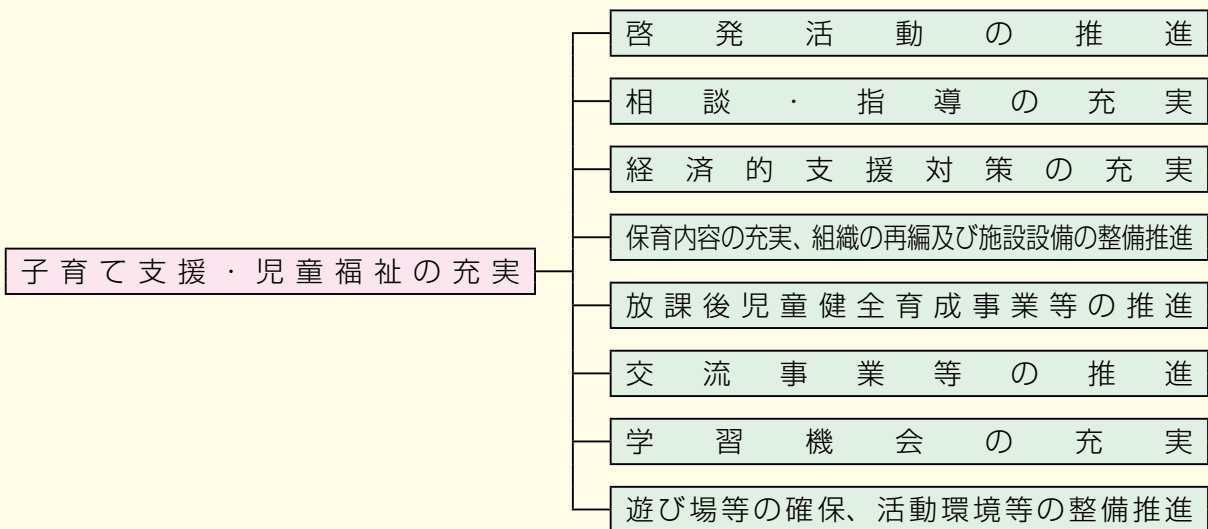
（平成19年1月1日現在）

15歳未満人口の推移

	15歳未満人口（人）	総人口（人）	15歳未満人口の割合（％）
昭和30年	26,909	71,355	37.7
35年	24,345	67,483	36.1
40年	18,853	61,723	30.5
45年	14,247	56,289	25.3
50年	12,739	55,006	23.2
55年	12,878	57,279	22.5
60年	12,808	58,402	21.9
平成2年	11,593	57,962	20.0
7年	10,773	58,655	18.4
12年	9,636	58,460	16.5
17年	8,925	57,907	15.4

資料：国勢調査

● 施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
啓発活動の推進	地域社会の維持発展と健全な次世代の形成を図るため、子どもを産み育てることの大切さ、より良い家庭づくりや父親の子育て参加の促進、地域社会の子育て機能の拡充など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりと、児童の健全育成を家庭、学校、地域社会、関係機関などが連携して行う支援体制づくりの啓発活動を推進します。
相談・指導の充実	家庭児童相談室、保健センター、教育委員会など関係機関が連携して、児童問題に関する相談・指導機能の充実に努めるとともに、児童虐待や家庭内暴力等の対処に努めます。 また、保護を必要とする児童については、児童総合相談センターとの連絡調整を図ります。
経済的支援対策の充実	児童手当制度の周知を図るとともに、乳幼児等医療費助成制度、特に市独自の拡充部分について広報周知し、対象者の的確な把握に努めます。 また、子育て世帯に対する経済的支援策の充実に取り組みます。
保育内容の充実、組織の再編及び施設設備の整備推進	保育所入所希望者の増加や需要の複雑化・多様化に対応するため、保育所受入枠の拡大や一時保育、延長保育等の特別保育を充実し、保育所の多機能化を図ります。 幼稚園と連携・協力を図り、「認定こども園」の実施について検討します。 また、老朽化した保育所施設の改善を図るとともに、地域の保育需要を勘案し、公立保育所への民間などの参入の促進や統廃合に向けて取り組みます。
放課後児童健全育成事業等の推進	教育委員会と連携を図りながら、保護者等が就労により、昼間家庭にいない小学校低学年児童のための放課後児童健全育成事業を推進し、放課後児童クラブの充実を図ります。
交流事業等の推進	家庭、地域、学校、関係機関が連携して、子ども同士や高齢者とのふれあい、ボランティア体験など、子どもの自主性や社会性ととも、心身ともに健やかで、豊かな人間性をはぐむ交流事業等の推進に努めます。
学習機会の充実	地域、保育所、幼稚園、学校、関係機関が連携し、また、企業等の理解と協力を得て、子どものしつけや生活等に関する学習機会の充実を図ります。
遊び場等の確保、活動環境等の整備推進	地域における子どもの遊び拠点となる遊び場の確保や、周辺環境の整備推進とともに、体験的な活動を豊かにする活動環境の整備推進に努めます。

第7節 母子（寡婦）・父子福祉の充実

●現況と課題

近年、社会情勢の変化とともに、離婚率などの上昇によって、若年母子・父子家庭等が増加してきています。

母子家庭は経済的基盤の不安定さに加え、児童の教育・進学・日常生活などの悩みがあり、寡婦家庭は、子どもが成人しても、直ちにその家庭が経済的・社会的に自立できるものではなく、不安定な状態にあります。父子家庭は、経済的基盤は比較的安定していますが、児童の養育や日常的な家事等が悩みとなっています。

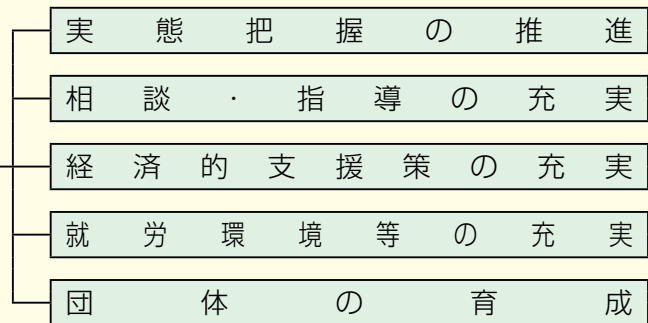
母子・父子家庭等が安定した生活を営めるよう、経済的支援に加えて、相談・指導機能の充実、保育所での延長保育や乳児保育等の育児に関する支援等、ソフト面での支援対策が必要です。

●基本的方向

母子・父子家庭等が安定した生活を営めるよう、実態把握や実態に即した精神的・経済的支援対策の充実に努めるとともに、母子寡婦福祉会等の育成やレクリエーション活動の推進など、ソフト面での支援対策の推進を図ります。

●施策の体系

母子（寡婦）・父子福祉の充実



● 施策の概要

施策名	内容
実態把握の推進	母子・父子家庭等の福祉需要に適切に対応するため、民生委員等を通じて、母子・父子家庭等の実態把握に努めます。
相談・指導の充実	家庭相談員、主任児童委員、民生委員等を中心に、母子・父子家庭等の児童の養育・教育・進学・日常生活などの悩み等、精神的かつ経済的な自立を支援する相談・指導の充実を図ります。
経済的支援策の充実	母子・父子家庭等の経済的自立を支援するため、母子寡婦福祉貸付金融制度の活用を図るとともに、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成制度など、関連する経済的自立支援対策の充実に努めます。
就労環境等の充実	母子・父子家庭等の保護者の就労等を支援するため、乳児保育や延長保育など、保育内容の充実に努めるとともに、放課後児童健全育成事業の充実、企業内保育施設の設置奨励など、就労環境の改善を推進します。 また、保護を要する母子家庭については、職業訓練・生活指導を行う母子福祉施設との連絡調整に努めます。
団体の育成	母子寡婦福祉会等の団体及び指導者の育成やスポーツ・レクリエーションなど、交流機会の推進を図ります。

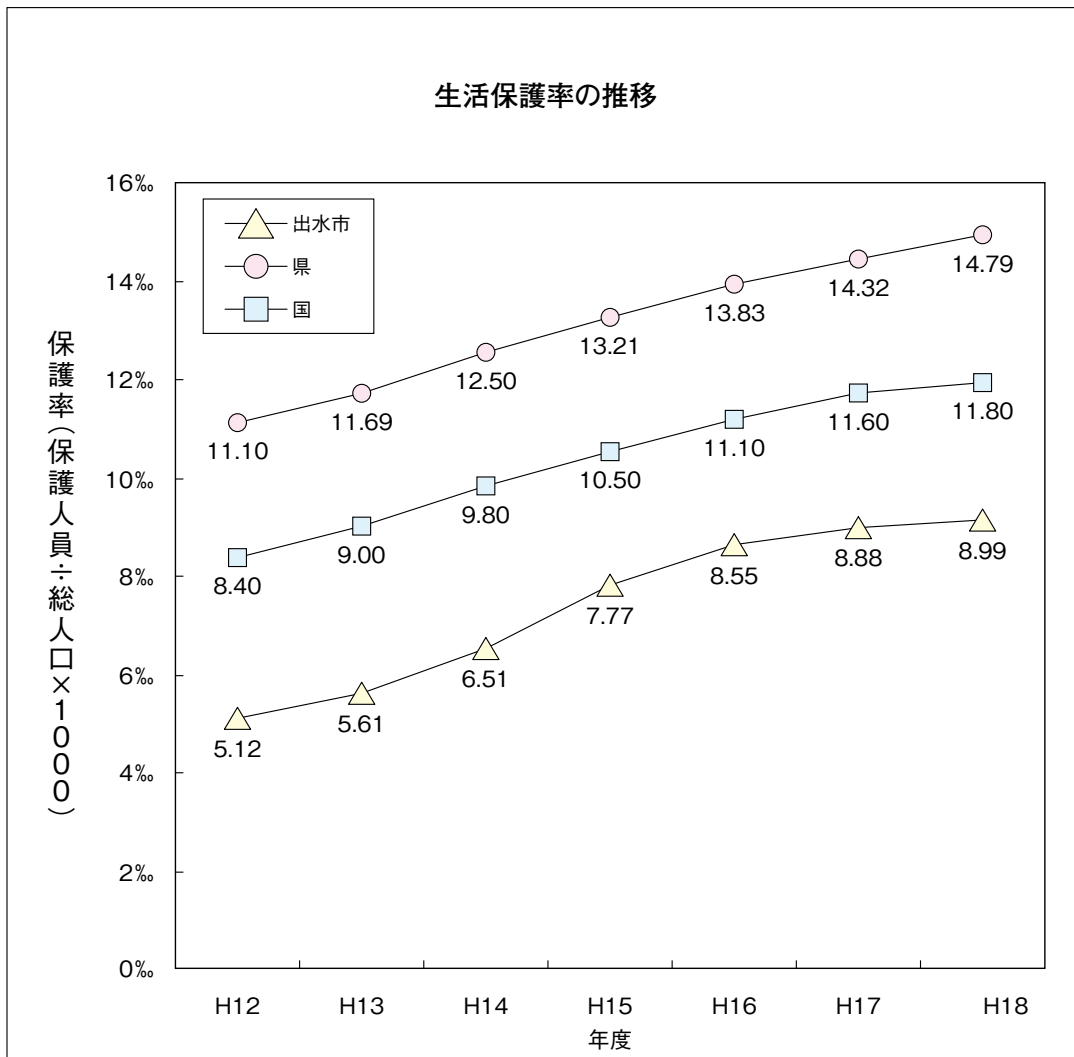
第8節 地域福祉の充実

● 現況と課題

これまでの長引く不況による会社の倒産やリストラ、離婚、心因性の疾病等による収入の減少により、経済的に不安定な世帯が増加しています。また、社会的にも少子・高齢化、都市化に伴う生活様式の多様化等により、市民の地域社会に対する愛着心や関心が薄れ、地域の連帯感も失われつつあります。

このような中、さまざまな事情により地域住民の助け合いや支え合いが必要な社会的に弱い立場の人はもちろんのこと、すべての市民が健康で文化的な生活を維持しながら安心と希望をもって暮らせるように、思いやりとぬくもりのある、そして誇りをもてる住民自治による地域づくりを推進する必要があります。

生活保護率の推移

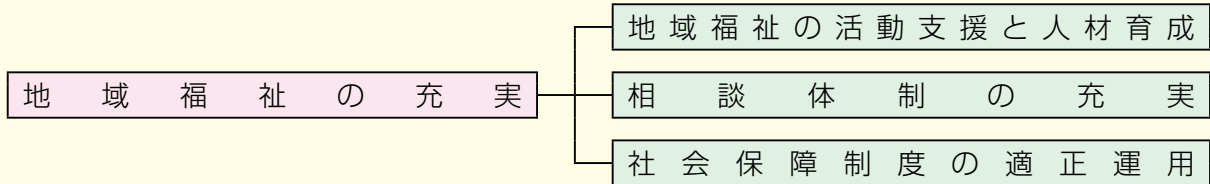


● 基本的方向

社会的に弱い立場の人などがいつでも気軽に悩み事を語り合え、すべての地域住民が経済的にも精神的にも安心・快適に希望をもって生活ができるよう、お互いが助け合い、支え合う住民自治による地域づくりを進めます。

また、福祉に関するボランティア活動など、地域活動の支援や人材育成を図るとともに、民生委員等の関係機関による生活相談体制の充実、強化を図り、経済的に困窮している世帯に対しては、生活保護制度による援助を行うなど社会保障制度の適正運用及び有効活用に努めます。

● 施策の体系



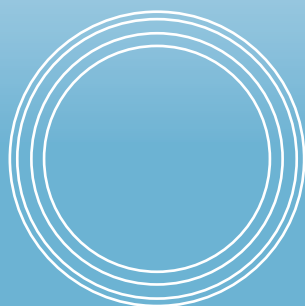
● 施策の概要

施策名	内容
地域福祉の活動支援と人材育成	地域住民がお互い助け合い、支え合う思いやりとぬくもりのある、そして活力のある住民自治による地域づくりを進めるため、社会福祉協議会と連携し、福祉に関するボランティア活動、各種地域活動の支援や人材育成を図ります。
相談体制の充実	民生委員等の関係機関との連携を密にし、人権、プライバシーに配慮しながら個々のニーズに沿った適時適切な指導援助が行えるよう、地域に密着した相談体制の充実を図ります。
社会保障制度の適正運用	すべての市民が健康で文化的な生活が維持できるように、生活に困窮する世帯には生活保護制度を適正に運用し、必要な保護を行うとともに、その自立を助長します。 また、必要な人には他の社会保障制度等を有効活用し、より快適な生活の提供に努めます。

第3編 基本計画

第4章

歴史と文化の薫りが暮らしを彩る
教育と住民自治のまちづくり



第一次出水市総合計画

第1節 生涯学習の推進

●現況と課題

生涯を通じ新しい知識や技術を身に付け、生活に役立つ情報などを共有し充実した人生を過ごしたいという市民の欲求が高まっています。このようなことから「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる生涯学習社会の実現が重要になってきています。

本市では、現在、中央公民館を中心として公民館講座や健康教室など各種の事業を行っていますが、多様なニーズに対応していくためにも、生涯学習推進本部を基点としたより具体的な生涯学習の推進計画づくりが必要です。

また、施設を効率的、効果的に運営する必要があることから、指定管理者制度等の導入に向けて

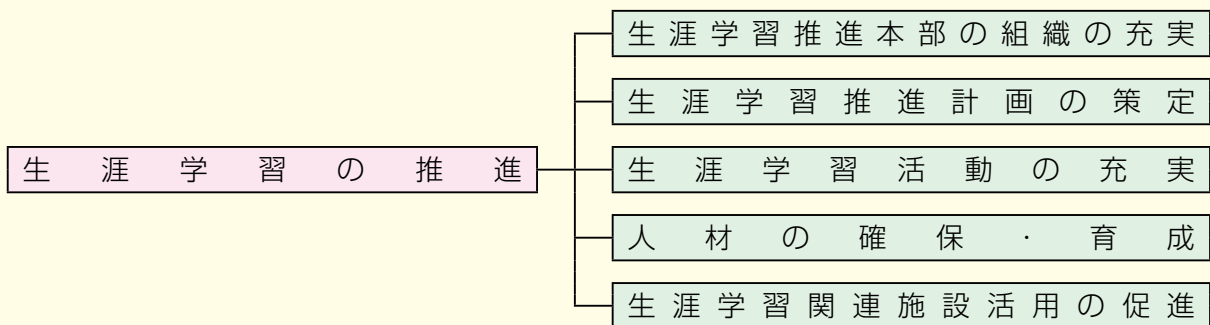
取り組んでいく必要があります。

今後とも、市民が主役の生涯学習という観点から多様な学習機会の創出や情報提供等を進め、生涯学習の施策を総合的に展開していくことが必要です。

●基本的方向

「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる生涯学習社会の実現を図るために、生涯学習推進本部の組織の充実を図り、本部を中心に関係機関・団体等との連携を強化して市民のニーズに対応できる情報提供など、多様な学習機会の創出に努めます。

●施策の体系





● 施策の概要

施策名	内容
生涯学習推進本部の組織の充実	行政や関係機関、各種団体等の連絡調整を行い、相互協力と機能分担のもと、生涯学習を積極的に支援するため、生涯学習推進本部の組織を充実し、総合的な生涯学習関連施策を効果的に推進します。
生涯学習推進計画の策定	学習機会の提供・学習環境の整備・学習成果を生かした活動の展開など、体系的な生涯学習に関する具体的な施策を策定します。
生涯学習活動の充実	「いつでも、どこでも、だれでも」学習できるよう市民の学習ニーズに対応できる体制を整備し、生涯学習活動の充実に図ります。 また、市立図書館を中心に学校や地域、家庭、ボランティア団体が一体となった読書活動を推進し、読書活動日本一のまちづくりを目指します。
人材の確保・育成	豊富な経験や技能をもった指導者をはじめ、市民の多様な学習ニーズを支援する生涯学習プログラム開発のための専門的な知識や技術をもった人材の確保・育成を図ります。
生涯学習関連施設活用の促進	中央公民館、高尾野公民館、野田農村環境改善センター、図書館、青年の家、ツル博物館クレインパークいずみ、働く婦人の家などの生涯学習関連施設の活用を促進し、情報通信システムの活用により図書館や関連施設における検索システム等の機能の充実に努めるとともに、効率的な運営を図るため、指定管理者制度等の導入に向けて取り組みます。



第2節 社会教育の充実

●現況と課題

少子・高齢化、高度情報化、国際化など、社会環境は急速に変化し、また、価値観やライフスタイルも多様化しています。その一方で、児童生徒による事件やいじめ、不登校、児童虐待などが社会問題となっており、これらの問題に的確に対応することが求められています。

このような中で、郷土のもつ良き教育的風土や伝統を生かし、心の教育を中心として家庭・学校・地域が一体となった青少年の健全育成や、心豊かで他人を思いやる優しい心をもった子どもたちを育てる家庭教育、地域のリーダー育成や、女性や高齢者の健康づくりや生きがいづくりなどを行う成人教育を充実させ、また、心身ともに健康で主

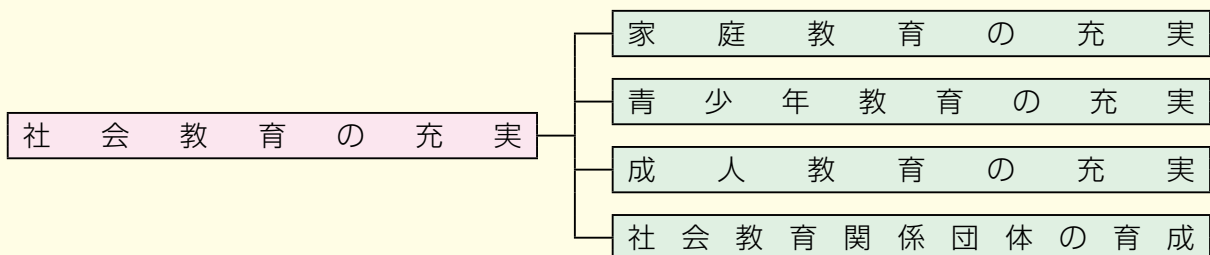
体性・創造性・国際性を持ち、郷土の発展に寄与する市民の育成を目指すことが必要です。

●基本的方向

青少年の健全育成においては、学校教育と社会教育の連携のもと、自然体験や異年齢による共同生活体験活動など、各種青少年健全育成事業に取り組みます。また、家庭教育の充実を図るため、幼稚園・保育所・小中高等学校での家庭教育支援事業を実施し、成人教育についても各種研修事業などに取り組みます。

さらに、社会教育関係団体の組織強化と活動の活性化、主体的な活動を支援します。

●施策の体系





● 施策の概要

施策名	内容
家庭教育の充実	<p>居心地の良い明るい家庭づくりと家庭教育の充実のため、幼稚園・保育所・小中高等学校において子どもたちの発達段階に応じた家庭教育支援事業を実施し、保護者としての資質向上や親としての役割についての講座等を通して家庭教育の充実を図ります。</p> <p>また、子どもたちに規則正しい食生活や生活習慣、本に親しむ生活を身に付けさせ、幼少の頃から「早寝早起き朝ごはん運動」や関係機関の連携による読み聞かせなどの読書活動を推進します。</p>
青少年教育の充実	<p>学校・家庭・地域社会が一体となって子どもたちの生きる力をはぐくむことができるよう、それぞれの教育力の活性化を推進します。特に、青少年育成の日「第3土曜日」の子ども会活動の充実など、地域で子どもをはぐくむ体制づくりに努めるとともに、出水ふるさと学寮など各種事業を通して子ども自ら課題を見つけ主体的に判断し問題を解決する力や、他人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力をはぐくみ、心豊かな青少年の育成に努めます。</p> <p>また、悩みをもつ児童生徒やその保護者の相談に応じる相談窓口を充実します。</p>
成人教育の充実	<p>成人を対象とした、各種講座、指導者育成のための研修、人生大学、鶴亀大学など各種研修事業等を通して、成人教育に取り組みます。</p>
社会教育関係団体の育成	<p>青少年育成推進協議会、子ども会育成連絡協議会、PTA連絡協議会、女性団体連絡協議会などの各団体の組織強化を図り、それぞれ充実した活動がなされるよう、各種研修等に取り組み、支援します。</p>



第3節 幼児教育の充実

●現況と課題

幼児教育は、将来にわたる人間としての健全な発達や社会の変化に主体的に対応する能力を育成する基礎となるもので、人間形成の基礎を培う観点からも重要なものです。

現在、市内には幼稚園9園（市立7園、私立2園）があり、幼児教育の振興に大きな役割を果たしています。

しかしながら、少子化に伴い年々幼児数は減少しており、市立幼稚園では定員割れが生じている園もあります。また、女性の就業機会の拡大や3歳の時期における発達の特性などにより、現在、すべての園で3歳児からの入園を実施していますが、今後は、これらの課題に対応するため、幼稚園の統廃合等の問題、保育所と幼稚園の連携・協力の在り方について、検討していく必要があります。

て、検討していく必要があります。

なお、幼児期は家庭環境の影響を最も大きく受ける時期であるため、家庭と園との連携を密にする必要があります。

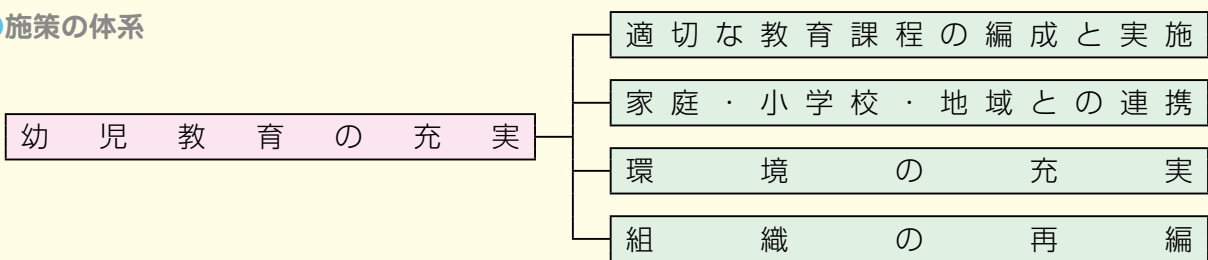
●基本的方向

生きる力の基礎を育成するため、道徳性の芽生えを培う教育や基本的生活習慣の徹底など適時性の教育に努め、一人一人の幼児の個性に応じた教育及び心の教育の推進を図ります。

そのためには、幼稚園教育要領に基づき、各園の特色を生かしながら保育所や小学校との連携を図り、教育課程計画の改善・充実に努めます。

また、家庭と地域との連携を深めるとともに、保護者会等の充実に努めます。

●施策の体系



●施策の概要

施策名	内容
適切な教育課程の編成と実施	年間指導計画による実践と改善・充実に努めるとともに、幼稚園教諭研修会等を開催し、問題解決のための具体的研究テーマを設定し、実践研修を進めます。
家庭・小学校・地域との連携	家庭・小学校・地域との連携を図りながら、保護者会や懇談会等の充実を図り、幼児期からの心の教育に努めます。
環境の充実	園児の安全性と創造性や感性を高める施設設備の充実に努めます。
組織の再編	地域の需要を勘案し、公立幼稚園の統廃合や、保育所と連携・協力を図り、「認定こども園」の実施について検討します。

第4節 義務教育の充実

●現況と課題

近年の科学技術の発達、情報化・国際化の進展、少子・高齢化等により社会は大きく変化してきています。その一方で、いじめや不登校、暴力行為や少年犯罪の多発などが社会問題化しており、学校教育を取り巻く環境は大きく様変わりしています。

学校教育は、生涯学習の基礎を培うという観点から、確かな学力や豊かな人間性、健康や体力などの生きる力を備えた児童生徒を育成することを基本的なねらいとしています。

本市では、美しい自然と豊かな文化・歴史を生かした教育的風土を活用して、21世紀をたくましく心豊かに生き抜く児童生徒の健全育成を目指しており、各学校においては、公教育の精神にのっとり、職員の一致協力体制のもと、地域に根ざした教育を推進しています。

児童生徒数の推移 (単位：人)

	児童	生徒
平成15年度	3,867	1,904
平成16年度	3,781	1,881
平成17年度	3,683	1,885
平成18年度	3,614	1,899
平成19年度	3,477	1,892

●基本的方向

生涯学習の基礎を培う観点から、基礎・基本の徹底を図り、心の教育の充実に努めるとともに、体力向上や健康増進に努め、個性を生かす教育を推進します。また、家庭や地域との連携を一層強

今後、本市の教育的風土や伝統、豊かな自然を最大限に生かしながら、創造的で活力ある学校経営の確立、教職員の職責感の高揚や指導力の向上を通して、児童生徒の個性を尊重する教育の充実、更に一人一人の心に響く生徒指導の充実等に努めるとともに、学校、家庭、地域社会が密接に連携し、一体となった取組を推進していく必要があります。

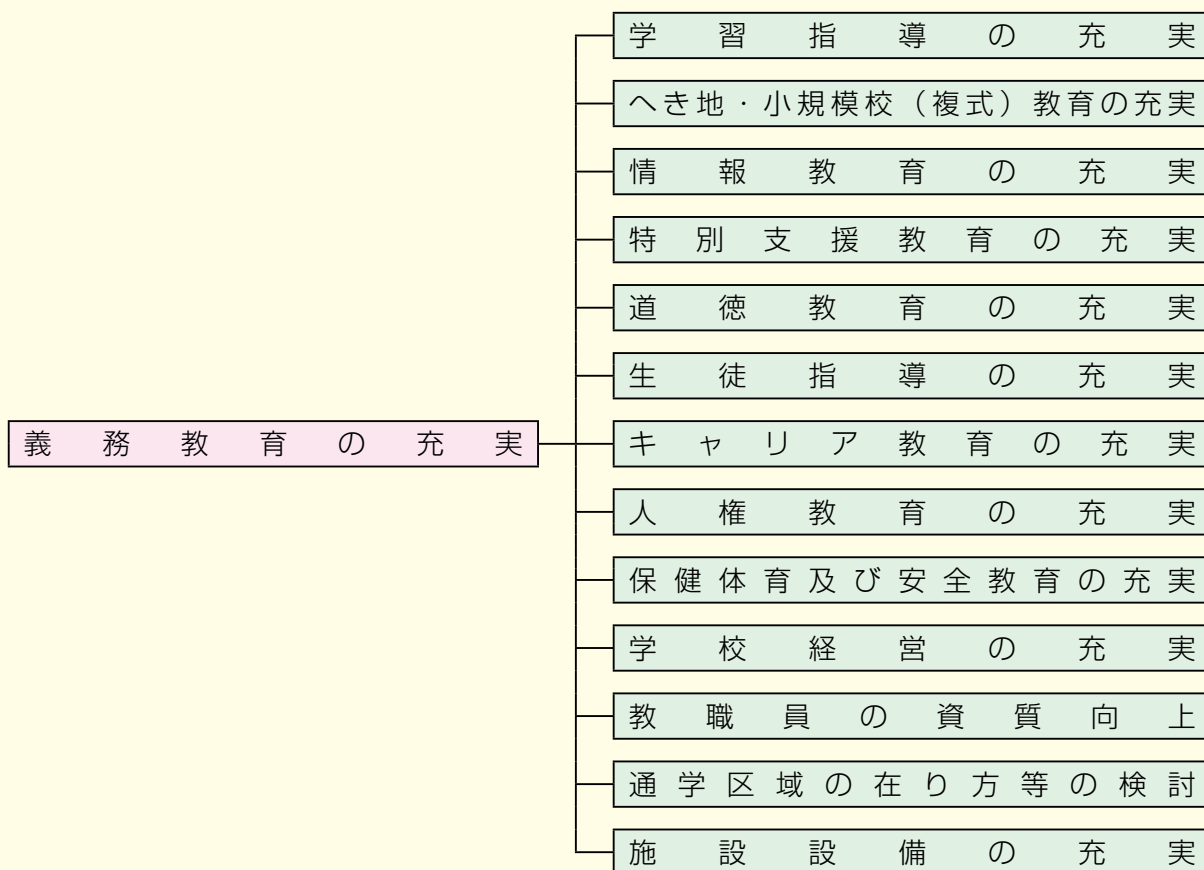
また、児童生徒の減少傾向に伴い、通学区域等の在り方などは重要な課題であることから、通学距離、学校規模の適正化、学校の地域で果たす役割等を考慮して、市民の理解を得ながら通学区域などの見直しを検討していく必要があります。

施設については、年次的に整備を図っていますが、施設の一部には老朽化した建物があるため、改築や改修を要するものがあります。

化するとともに、児童生徒の豊かな心の育成に努めます。

さらに、国・県の教育に呼応しつつ、時代に即応した教育を推進します。

●施策の体系



●施策の概要

施策名	内容
学習指導の充実	「学力定着ラスト15分のチャレンジ」や個々に応じた指導等を通して、基礎的、基本的内容の定着を図り、学力向上に努めます。また、読書指導の充実を図り、児童生徒の読書習慣の確立に努めます。 さらに、外国語指導助手の効果的な活用を図り、総合的な学習の時間の推進と幼稚園、小中高等学校の連携・充実に努めます。
へき地・小規模校（複式）教育の充実	指導力の向上に努め、少人数指導の良さを生かした実践を展開し、個々に応じた指導を徹底します。
情報教育の充実	教職員一人一人のコンピュータリテラシー ^(※) を高め、授業の中で積極的にコンピュータ、インターネットを活用した指導を推進し、児童生徒のコンピュータリテラシー向上を図ります。

(※) コンピュータリテラシー / コンピュータについての知識及び利用能力

<p>特別支援教育の充実</p>	<p>就学指導委員会等を通して保護者の理解を深め、適切な入級指導を進めるとともに、市民に対し、障害をもった児童生徒に対する正しい理解の啓発に努め、通常学級との交流を計画的に推進します。</p> <p>また、特別支援学校との連携を図り、適切な就学指導を推進します。</p>
<p>道徳教育の充実</p>	<p>教科等部会による道徳教育研修会等を通して道徳教育の充実に努めるとともに、家庭、地域との連携を深め、道徳的活動の実践化に努めます。</p>
<p>生徒指導の充実</p>	<p>指導体制を確立し、全職員の共通理解による一貫性のある指導を実践しながら、基本的なしつけを徹底し、規範意識をもたせるとともに、いじめや暴力を許さない正しい行動のとれる児童生徒を育成します。</p> <p>また、家庭や関係機関等と連携して、いじめ、不登校児童生徒の早期発見や校外生活指導の充実強化を図ります。</p> <p>進路指導については、児童生徒の個性や特徴を生かし、自ら正しい職業観や目的意識をもって、主体的に進路選択できるよう、計画的かつ継続的な指導に努めます。</p>
<p>キャリア教育の充実</p>	<p>小中高等学校を通じて、自己の在り方、生き方を考え、理想をもって、自己実現を図ることができる児童生徒の育成に努めます。</p> <p>また、職業体験学習等の啓発的体験を積極的に推進します。</p>
<p>人権教育の充実</p>	<p>授業や校内研修会等を通して、同和教育をはじめとする人権教育についての正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神に徹し、偏見や差別をなくす意欲や実践力をもった児童生徒の育成に努めます。</p>
<p>保健体育及び安全教育の充実</p>	<p>児童生徒の体格、体力及び運動能力を的確に把握し、児童生徒に主体的に改善、向上に努めさせるとともに、体育的行事、部活動の充実、競技力の向上を図ります。</p> <p>また、学年の発達段階に即した性に関する指導（エイズ教育）や喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実・改善に努めます。</p> <p>児童生徒の事故防止については、地域ぐるみの交通安全指導、水難事故防止等に努め、災害、事故、不審者、個人情報流出等を防止するための危機管理マニュアルの整備・充実を図ります。</p> <p>また、学校給食を充実させるため、学校栄養教諭等の専門性を生かした給食指導、食育の重要性から食に関する指導、さらには、地産地消に基づく郷土の食材を生かした給食献立の工夫に努めます。</p>
<p>学校経営の充実</p>	<p>校長及び教頭の指導性を高め、秩序ある学校運営体制を確立するとともに、教職員の使命感の高揚に努め、校務分掌を機能させ、学校運営の活性化に努めます。また、学校の教育課題を明確にして、全職員で課題解決に取り組むとともに、特色と風格ある学校づくりに努めます。</p> <p>さらに、開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員制度の拡充、郷土素材（教材）、人材の積極的な活用を努め、郷土に根ざした教育活動を推進します。</p>

教職員の資質向上	各学校の教育課題等に適切に対応できる教職員の資質及び指導力向上を図るため、教職員研修の充実を図り、服務規律の厳正確保に努めるとともに、人事評価制度の推進を図ります。
通学区域の在り方等の検討	今後の児童生徒数の推移等を考慮し、地域住民のコンセンサスを得ながら、必要に応じて通学区域の在り方等についての検討を進めます。
施設設備の充実	<p>老朽化した校舎及び屋内運動場の大規模改造やバリアフリー化、運動場整備、プールの改修整備、その他附属建物の増改築等を図り、快適な教育環境の整備に努めます。</p> <p>教職員住宅については、居住面積の確保、老朽建物の改築など住環境の整備に努めます。</p>



第5節 高校教育の充実

●現況と課題

本市に設置されている高等学校は市立出水商業高等学校のほか4校で、それぞれの学校が特色ある学校経営に取り組んでおり、在籍生徒数のうち64パーセントの生徒が専門学科に学び、36パーセントの生徒が普通科で学んでいます。

市立出水商業高等学校においては、商業科、情報処理科の2学科の商業高等学校として、生徒の学力、適性、進路等に応じた発展的な教育課程を編成して、その弾力的な運用を図り、ビジネス、情報処理、会計処理等に関する専門的な知識、技術を習得させています。情報処理科では、情報処理技術・資格の取得にも力を入れており、近年、社会人でも取得困難な情報技術者試験の合格者も出ています。

このため、情報処理機器の更新等を行い、時代に即応した理論と実践、知識と技術の統合を図りながら、一人一人の生徒の望ましい職業観、勤労

観の育成に努めています。

一方、興味・関心、進路等は一段と多様化してきていることから、生徒指導や進路指導上の問題などは、依然として課題です。さらに、基本的な倫理観や規範意識等を培う心の教育・充実が重要な課題となっています。

また、主体的に生きる力を育成する教育、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた個々の能力を伸ばす教育を推進していくことが必要です。

さらに、学校施設については、老朽化が進んでいるため、教育内容の充実に向けた整備が必要となっています。

これらのほか、学校施設開放や地域の人材活用により地域との連携を図り、開かれた学校づくりを推進することも必要です。

今後、少子化の進展により生徒数の減少が見込まれることから、更に魅力ある学校にしていく必要があります。

市内高等学校の生徒数

	科 別	平成 15 年 5 月 1 日現在			平成 16 年 5 月 1 日現在			平成 17 年 5 月 1 日現在			平成 18 年 5 月 1 日現在			平成 19 年 5 月 1 日現在		
		生 徒 数			生 徒 数			生 徒 数			生 徒 数			生 徒 数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
市立出水商業 高等学校	商 業	104	132	236	103	133	236	91	147	238	80	152	232	80	146	226
	情報処理	129	111	240	115	116	231	115	115	230	121	108	229	131	106	237
	計	233	243	476	218	249	467	206	262	468	201	260	461	211	252	463
県立出水 高等学校	普 通	376	363	739	348	352	700	354	320	674	356	322	678	346	327	673
県立出水工業 高等学校	建 築	69	14	83	63	15	78	54	19	73	60	20	80	64	15	79
	工業化学	88	15	103	91	16	107	90	20	110	88	23	111	79	20	99
	電子機械	215	18	233	218	15	233	229	8	237	230	6	236	231	4	235
	電 気	108	4	112	104	4	108	99	8	107	100	6	106	95	7	102
	計	480	51	531	476	50	526	472	55	527	478	55	533	469	46	515
県立野田女子 高等学校	生活文化	-	314	314	-	279	279	-	229	229	-	223	223	-	214	214
	食 物	-	111	111	-	110	110	-	100	100	-	98	98	-	103	103
	衛生看護	-	183	183	-	194	194	-	181	181	-	164	164	-	159	159
	うち 専攻科	-	78	78	-	79	79	-	79	79	-	70	70	-	68	68
	計	-	608	608	-	583	583	-	510	510	-	485	485	-	476	476
私立出水中央 高等学校	看 護	29	396	425	36	392	428	41	386	427	55	377	432	53	378	431
	うち 専攻科	0	167	167	2	169	171	11	149	160	22	128	150	17	135	152
	医療福祉	12	98	110	16	92	108	14	100	114	17	98	115	19	89	108
	普 通	184	165	349	219	164	383	234	164	398	242	197	439	204	220	424
	計	225	659	884	271	648	919	289	650	939	314	672	986	276	687	963
合 計		1,314	1,924	3,238	1,313	1,882	3,195	1,321	1,797	3,118	1,349	1,794	3,143	1,302	1,788	3,090
普通科割合 (%)		42.62	27.44	33.60	43.18	27.42	33.90	44.51	26.93	34.38	44.33	28.93	35.54	42.24	30.59	35.50
専門学科割合 (%)		57.38	72.56	66.40	56.82	72.58	66.10	55.49	73.07	65.62	55.67	71.07	64.46	57.76	69.41	64.50

市内高等学校卒業者の進路状況

	平成15年3月卒業者					平成16年3月卒業者					平成17年3月卒業者							
	卒業 者	進 学 者	等 訓 練 入 学 者	校 専 門 機 関 教 育 学	就 職 者	そ の 他	卒業 者	進 学 者	等 訓 練 入 学 者	校 専 門 機 関 教 育 学	就 職 者	そ の 他	卒業 者	進 学 者	等 訓 練 入 学 者	校 専 門 機 関 教 育 学	就 職 者	そ の 他
市立出水商業 高等学校	125	8		59	54	4	159	20		53	81	5	155	20		62	70	3
県立出水 高等学校	247	153		59	19	16	247	148		68	12	19	230	140		65	6	19
県立出水工業 高等学校	189	13		42	123	11	176	12		37	122	5	159	12		18	124	5
県立野田女子 高等学校	215	68		41	68	38	212	60		38	89	25	236	70		57	102	7
	専攻 科	うち					専攻 科	うち					専攻 科	うち				
		37	0	0	33	4		38	1	0	36	1		39	1	0	38	0
私立出水中央 高等学校	311	160		0	123	28	284	150		0	114	20	303	156		2	131	14
	専攻 科	うち					専攻 科	うち					専攻 科	うち				
		76	0	0	74	2		80	1	0	77	2		85	1	0	83	1
合 計	1,087	402		201	387	97	1,078	390		196	418	74	1,083	398		204	433	48

	平成18年3月卒業者					平成19年3月卒業者						
	卒業 者	進 学 者	等 訓 練 入 学 者	校 専 門 機 関 教 育 学	就 職 者	そ の 他	卒業 者	進 学 者	等 訓 練 入 学 者	校 専 門 機 関 教 育 学	就 職 者	そ の 他
市立出水商業 高等学校	154	21		57	73	3	151	30		47	70	4
県立出水 高等学校	236	173		32	6	25	222	152		50	5	15
県立出水工業 高等学校	166	9		17	133	7	177	10		20	137	10
県立野田女子 高等学校	187	65		46	70	6	182	64		30	80	8
	専攻 科	うち					専攻 科	うち				
		39	2	0	37	0		35	1	0	34	0
私立出水中央 高等学校	319	191		1	120	7	333	190		1	134	8
	専攻 科	うち					専攻 科	うち				
		80	0	0	79	1		74	0	0	73	1
合 計	1,062	459		153	402	48	1,065	446		148	426	45

● 基本的方向

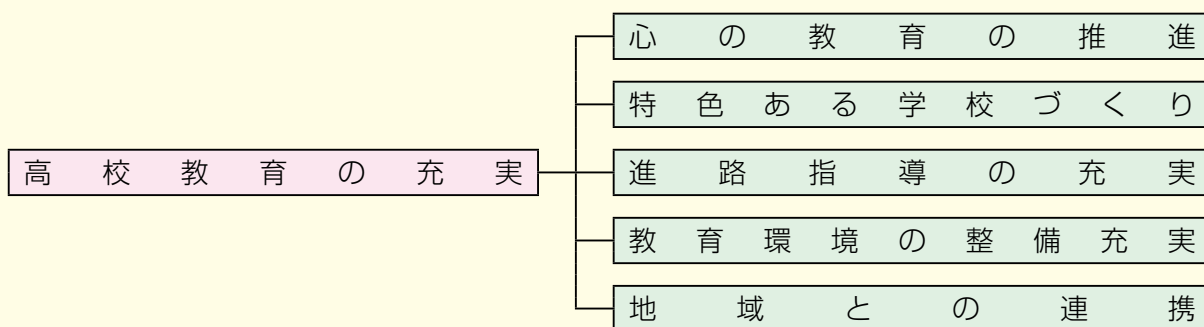
自ら学ぶ力や豊かな人間性、社会に適応できる力などの生きる力をもつ生徒の育成に努めます。

このため、多様化する生徒の能力・適性等に応じ、生徒一人一人の個性を最大限に伸ばすため、特色ある学校づくりを進めるとともに、倫理観や規範意識を身に付けさせ、思いやりの心や感動す

る心などの豊かな人間性をはぐくむ教育を推進します。

また、人材育成や教育水準の向上などに対する地域社会の要求にこたえる産業教育、環境教育を推進するとともに、コンピュータ等の活用を図った情報教育を推進し、それら施設設備の充実に努めます。

● 施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
心の教育の推進	<p>学校・家庭・地域社会が十分に連携し、社会生活上のルールや基本的モラルなどの倫理観や規範意識を高めるとともに、特別活動等の充実を図り、心の教育を推進します。</p> <p>すべての教育活動を通して人間的な心のふれあいを重視した生徒指導・カウンセリング体制の充実を図ります。</p> <p>また、ボランティア活動や就業体験等を通し、生き方指導の充実を図ります。さらに、生命尊重・人権尊重の取組を充実します。</p>
特色ある学校づくり	<p>教育課程の多様化、弾力化、個性化を図るとともに、文化・スポーツ活動の活性化に努めます。</p> <p>就業体験等を通じた望ましい勤労観・職業観の育成を含め、技術革新の進展等に対応した専門教育の充実を図ります。</p> <p>今後は、少子化の影響により生徒数が減少する見込みであることから、学科検討等を行い、更に魅力ある学校を目指します。</p>
進路指導の充実	<p>各種資格取得のため、補修授業の環境整備に努めます。また、職場訪問等により生徒の適性に合う職場開拓に努めます。</p>



<p>教育環境の整備充実</p>	<p>施設設備の整備を図り、有効な活用に努めるとともに、国際化・高度情報化の進展に対応できる条件の整備に努めます。</p> <p>社会情勢の進展に対応した特色ある学校づくりを進めるため、適正な募集定員の策定や教員構成の充実を図るとともに、新しい時代に対応した教育の在り方について研究を進めます。</p>
<p>地域との連携</p>	<p>学校施設の開放や教育活動における地域人材の活用を促進し、地域に開かれた学校づくりを推進します。</p>



第6節 文化の振興

●現況と課題

本市には、国が選定した「出水市出水麓伝統的建造物群保存地区」や特別天然記念物の「鹿児島県のツルおよびその渡来地」をはじめ、県が指定した「十一面千手観音菩薩像・脇立四天王像」^(※)、「絹本着色雲山和尚頂相」^(※)や郷土芸能のほか、数多くの有形・無形の文化遺産や伝統文化が存在しています。

これらの文化財を保護していくためには、市民の理解と意識の高揚が重要であることから標柱や説明板の整備を行うとともに、歴史や文化財を後世に伝えるため、歴史書等の発刊を今後も継続する必要があります。

地域に伝承されている行事や芸能などの伝統文化についても、引き続き保存・継承が必要です。

また、埋蔵文化財については、開発行為との関係において迅速かつ適切な対応と保護体制の確立が課題となります。

市民の豊かな個性をはぐくむために舞台芸術・美術鑑賞機会の創出に努めるとともに、芸術文化活動団体等を支援して、舞台発表の場を提供するなど、市民が文化活動に積極的に参加できる体制

づくりを推進し、これらの活動拠点となる文化会館や公民館等の機能を維持します。

ツル博物館クレインパークいずみは、博物館としての特性や教育、文化施設としての機能を活用し、多くの人々にさまざまな方法で利用されるような施策を進めるとともに、唯一のツルの博物館として、国際的にも学術的にも質の高い調査研究を行う必要があります。

特別天然記念物のツルの保護については、今後とも人との共生を目指した適切な保護管理政策を実施する必要があります。

●基本的方向

本市の恵まれた歴史・文化・自然・交通等の立地条件を生かしながら、文化活動を推進するとともに、芸術文化施設の整備・充実を図り、歴史と文化を保存・活用する環境づくりに努めます。

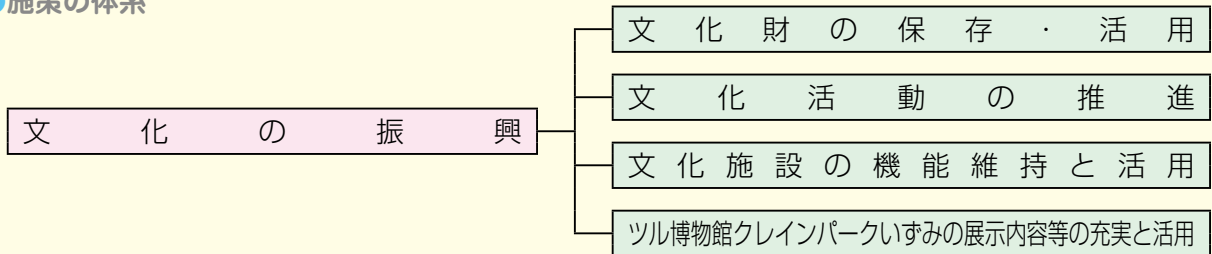
また、文化団体への支援や鑑賞事業の提供など、文化財保護意識の高揚を図るとともに、先人の残した貴重な伝統文化を市民共有の財産として保存・継承しながら芸術文化の振興に努めます。

^{じゅういちめんせんじゆかんのんぼさつぞう わきたてしてんのうぞう}
(※) 十一面千手観音菩薩像・脇立四天王像／このうち十一面千手観音菩薩像は、嘉吉2年(1442年)、感応寺本堂の出火により焼失したため、3年後の文安2年(1445年)に院派の仏師院隆により再造されたものです。

^{きんぼんちやくしよくうんざんおしようちょうぞう}
(※) 絹本着色雲山和尚頂相／嘉吉2年(1442年)及び天文10年(1541年)の大火で焼け残った数少ない室町時代の作品です。



● 施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
文化財の保存・活用	<p>有形文化財等については、破損や消滅を防止するため、寄贈や寄託等の働きかけを行うとともに、文化財意識の高揚を図るため、標柱や説明板の整備を行い、適切な保存に努めます。</p> <p>埋蔵文化財については、計画的な発掘調査を実施するとともに、関係機関と調整しながら保護に努めます。</p> <p>郷土の民俗芸能等については、組織の活性化を図るために連絡協議会等の結成を支援するとともに、定期的な芸能大会を開催します。</p> <p>特に、「出水市出水麓伝統的建造物群保存地区」と特別天然記念物である「鹿児島県のツルおよびその渡来地」は文化財保護行政上重要な意義をもっているため、関係団体等と連携しながら、保存活用を推進します。</p>
文化活動の推進	<p>優れた芸術・文化に接する機会を創設するため、文化会館等を利用した自主文化事業を開催し、市民の文化活動への参加を促進します。</p> <p>なお、自主文化事業については、近隣市町や公共的団体等と連携を図るとともに、事業の共催についても検討します。</p> <p>また、地域に根ざした芸術・文化活動を行っている人たちに、その成果の発表の場を提供し、市民文化の向上を図ります。</p>
文化施設の機能維持と活用	<p>文化会館や音楽ホール、歴史民俗資料館等の文化施設を地域文化活動の拠点として位置付け、施設機能の環境整備と活用に努めます。</p> <p>また、各文化施設の収藏品等を整理・分類して、各施設に分野ごとに展示し、収藏品等の有効活用を図るとともに、各施設の個性や特徴を生かした企画展の実施を推進し、効率的な運営を図るため、指定管理者制度等の導入に向けて取り組みます。</p>
ツル博物館クレインパークいずみの展示内容等の充実と活用	<p>ツル博物館クレインパークいずみでは、ツル類をはじめとする鳥類やその他の動物・植物等、広く出水の自然に関する調査・研究、博物館資料や情報等の収集を行いながら、それらを生かした展示内容の改善、充実を図るとともに、企画展や自然科学教室等の魅力ある主催事業をより推進し、利用促進を図ります。</p> <p>なお、学校教育や社会教育との連携を図り、博物館機能や調査研究結果を活用した教育の普及活動の充実に努めるとともに、施設の効率的な運営を図るため、民営化等の導入に向けて検討します。</p> <p>また、人とツルの共生を目指して、国際的なネットワークを生かし、ツルの関係団体と情報交換を行い、市民の協力を得ながら適切な保護管理政策を実施します。</p>

第7節 スポーツ・レクリエーションの振興

●現況と課題

日常生活における物質的な豊かさや利便性の向上、少子・高齢化社会の進行など、社会環境の変化は、体を動かす機会の減少や人間関係の希薄化、不規則な生活形態など市民生活にも大きな影響を及ぼしています。

このような背景のもと、本市においても市民の健康や体力についての関心が年々高まり、老若男女を問わず、各種のスポーツ・レクリエーション活動が行われるとともに、各種の大会が開催され、またスポーツ少年団の活動も活発で、交流や親睦が深められ、心身の健全な発達と技術の向上が図られています。

しかし、市民の嗜好や生活様式の変化などに伴い、健康づくりから本格的な競技スポーツに至るまで、スポーツに対するニーズはますます多様化・高度化してきています。

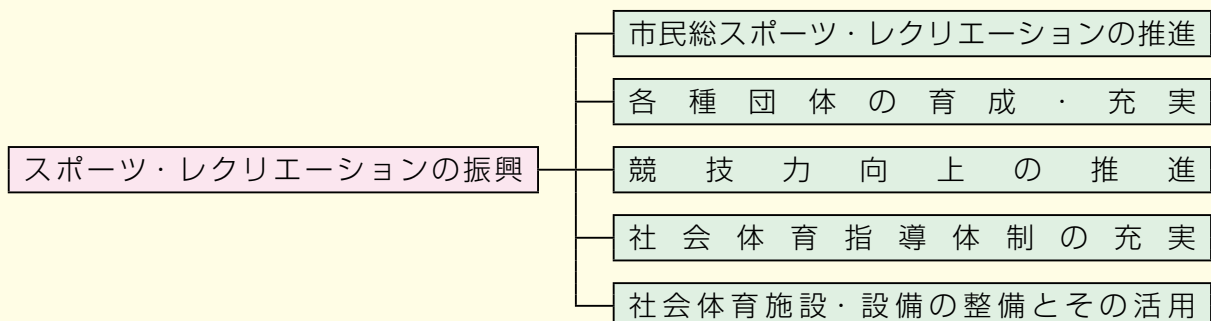
それらに対応し、スポーツ活動の日常化・継続

化を図るためには、スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集提供、施設の整備・充実、関係団体の育成、指導者の確保等を積極的に推進する必要があります。また、地域によっては拠点となる体育施設の老朽化や各施設が分散している問題もあり、社会体育施設の管理運営については指定管理者制度を導入し、効率的、総合的な対策を講じる必要があります。

●基本的方向

市民が、日常生活の中で生涯にわたり、積極的にスポーツ、レクリエーションに親しみ、健康の保持増進と体力向上に努め、明るく豊かで活力のある生活を営むことができるように、スポーツ・レクリエーション活動を通じたウェルネス^(※)のまちづくりを進めるとともに、各種大会・イベント・合宿の開催・誘致を通じて、競技力の向上及び交流人口の増加を図ります。

●施策の体系



(※) ウェルネス／体、心、ライフスタイルが良好な状態にあること、又は、その働きかけ。運動、食事及び休養といった従来の健康づくりのとらえ方に加えて、趣味やおしゃれなどのライフスタイル、さらには、自然保護や環境問題までを含めた、より高度で発展性のある生活環境を維持しようという幅広い考え方のこと。

● 施策の概要

施策名	内容
市民総スポーツ・レクリエーションの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ・レクリエーションの行事等の案内を積極的に行うなど、市民への情報提供に努めます。また、現在行っている利用度の高い施設についてのインターネットによる施設予約の普及・拡大に努めます。 2 初心者に対する各種のスポーツ・レクリエーション教室を開催するとともに、市民の健康づくりへの関心が高まっていることから、保健部門との連携により新しい種類のスポーツの普及に努めます。 3 地域における青少年健全育成、地域の連帯感高揚、地域の活性化を図るため、地区体育協会単位のスポーツ・レクリエーション活動を推進します。 4 地域住民に身近な学校体育施設を開放し、スポーツを通じた仲間づくり、健康づくりの場として活用を図ります。 5 市民が継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむ「健やかスポーツ 100日運動」の推進に努め、スポーツの生活化を図り、ウェルネスのまちづくりを推進します。 6 スポーツ活動の安全指導を促進します。 7 体育指導委員会を中心に総合型地域スポーツクラブ^(※)の育成に努めます。
各種団体の育成・充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 市体育協会、地区体育協会及び種目別競技団体の自主的活動の育成強化に努めます。 2 スポーツ少年団の交流を通じて、団相互の連携と団活動の活性化を図るとともに、リーダーや母集団の育成により、適正な団活動の推進に努めます。 3 体育指導委員会の委員の資質向上に努めるとともに、会の充実を図ります。 4 市レクリエーション協会の組織の確立・拡充及び運営の効率化と事業の充実を図ります。 5 スポーツ教室からのクラブ及び同好会の結成など、その育成と組織づくりに努めます。
競技力向上の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民が幅広く参加できる自治会対抗や地区内大会の開催を通じ、選手の発掘を図るとともに、底辺を拡大することにより、選手のレベルアップを図ります。

(※) 総合型地域スポーツクラブ／「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができ、地域の日常的なスポーツの活動の場として、子どもから大人まで、また、高齢者や障害者を含め、すべての人が参加でき、地域の住民自らが主体となって運営する新しい型のスポーツクラブ



	<p>2 地区大会、県大会等への選手派遣を促進し、県又は九州地区を代表して出場する選手・チームに対し、競技会等参加費用を支援します。</p> <p>3 県体又は国体出場の選手・チームに対し、社会体育施設の無料開放などの支援を行い、競技力の強化を図ります。</p>
<p>社会体育指導体制の充実</p>	<p>1 地域のリーダーとなる社会体育指導者の育成と指導体制確立のため、体育指導委員をはじめ、各種競技団体役員等を対象に、地区・県等の研修会への積極的参加を奨励するとともに、安全対策の指導に努めます。</p> <p>2 スポーツ振興審議会の審議内容を市民の体力向上、健康づくりや競技力向上等の各施策に反映させるため、審議会の充実を図ります。</p>
<p>社会体育施設・設備の整備とその活用</p>	<p>1 多様化する市民の健康やスポーツに対するニーズに対応できるよう、施設の整備計画や既存施設の安全面に配慮し、その効果的な活用を図るため、施設・設備の維持補修に努めます。</p> <p>2 地域住民の身近な生涯スポーツの拠点として、学校体育施設の開放を推進するとともに、施設・設備の充実に努めます。</p> <p>3 体育施設の管理運営については、指定管理者制度を導入し、適切な受益者負担の設定などを含め、効率的、総合的な対策を図ります。</p> <p>4 県・地区大会及び各種スポーツイベントの誘致・開催や高校・大学等の合宿誘致に努め、社会体育施設の有効活用を図ります。</p>



第8節 コミュニティ活動の充実

●現況と課題

価値観の多様化等により、郷土に対する愛着や市民相互のふれあいが希薄になるなどの都会化が進展し、地域基盤そのものが変化しています。そのような中、本市では、自治会を中心に各地域の主体的な活動を推進し、その活性化を図っていますが、少子・高齢化による限界集落の問題などさまざまな地域活動への影響が出ており、自治会間の協力も必要になってきています。

今後も、単一の自治会や複数の自治会を単位とするむらづくりに努めます。更に、各種関係団体等と連携しながら、市民一人一人が自ら考え行動し、積極的に活動するまちづくりを推進していくことが大切です。

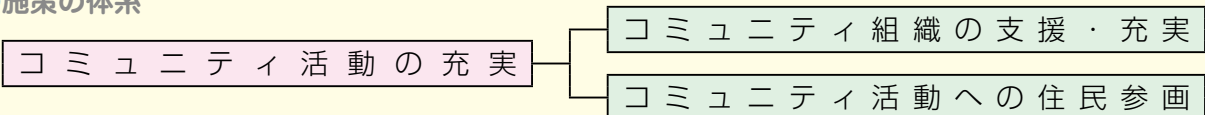
また、異なる世代間の対話や連携を図る地域コミュニティ育成のため、自治会加入に対する啓発活動を行うなど、市民に最も身近な近隣の支え合い組織として、自治会組織への支援が必要です。

●基本的方向

地域コミュニティ育成のため、自治会組織の活性化と活動の充実や、自治会加入に対する啓発活動を図りながら、市民に一番身近な組織としての支援を図ります。

また、新任自治会長の研修会、県・地区の研修会などへの参加を促し、リーダーとしての資質向上と自治会活動の活性化及び複数の自治会を単位とするむらづくり組織活動を支援します。

●施策の体系



●施策の概要

施策名	内容
コミュニティ組織の支援・充実	市民の組織体として、地域の課題解決のために主体的に取り組めるような自治会組織、複数の自治会を単位とするむらづくり組織の支援に努めます。 また、地域コミュニティ強化のため、市の広報紙やホームページ等を活用した自治会加入の啓発活動や、転入届出時に自治会加入のお願いを継続するとともに、限界集落についての実態把握と支援に努めます。
コミュニティ活動への住民参画	市民の主体的なコミュニティ活動への参画を促進するため、市の広報紙やホームページ等を活用し、地域コミュニティ活動に関する情報を提供し、市民への啓発と意識の高揚を図ります。

第9節 人権の尊重

●現況と課題

人は生まれながらにして自由と平等であり、人間として尊ばれ、人間として幸せに生きる権利を有しています。

お互いの権利を守って、明るい社会を築くことが市民すべての願いです。

人々の差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るには、人権問題を自分自身の心の問題としてとらえ、学校や地域の中のあらゆる場で学習・啓発・広報活動などを展開していくことが大切です。

今後も、人権問題への市民の正しい理解のもと、すべての人々の人権が尊重される明るい社会の実

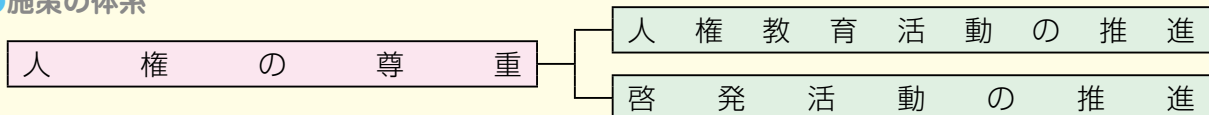
現を目指していかなければなりません。

●基本的方向

同和問題をはじめ、障害者差別、外国人差別、女性差別などあらゆる人権問題への市民の正しい理解のもと、すべての人々の人権が尊重される明るい社会の実現を目指します。

そのためには、差別や偏見に気付き、これをなくそうとする意欲と実践力をもった人間を育て、差別を見逃さず、差別を許さない心、思いやりの心や互いに認め合い、励まし合う人間関係を育てる取組を、広報活動や研修などを通して学校や地域の中のあらゆる場で展開します。

●施策の体系



●施策の概要

施策名	内容
人権教育活動の推進	人権教育研究協議会を中心に、学校教育や社会教育、企業内研修等あらゆる機会を通して人権教育活動を推進し、人権問題を正しく理解してもらえよう努めます。
啓発活動の推進	人権週間や人権啓発強調月間等の機会を通し、人権問題の啓発・広報活動を行い、人権に対する市民の意識の高揚に努め、また、人権相談等を通して差別問題の解決を図ります。

第10節 地域間交流・国際交流の推進

●現況と課題

新幹線や高速道路などの高速交通網の発達、余暇時間の増大、インターネット等の情報通信技術の普及に伴い、交流人口が増加し、人・物・情報の流れがますます活発になってきています。

少子・高齢化が進展し、定住人口の増加が容易に見込めない状況において、今後は地域の活性化と魅力ある地域づくりの実現につながる地域間交流や文化交流が重要な課題となります。

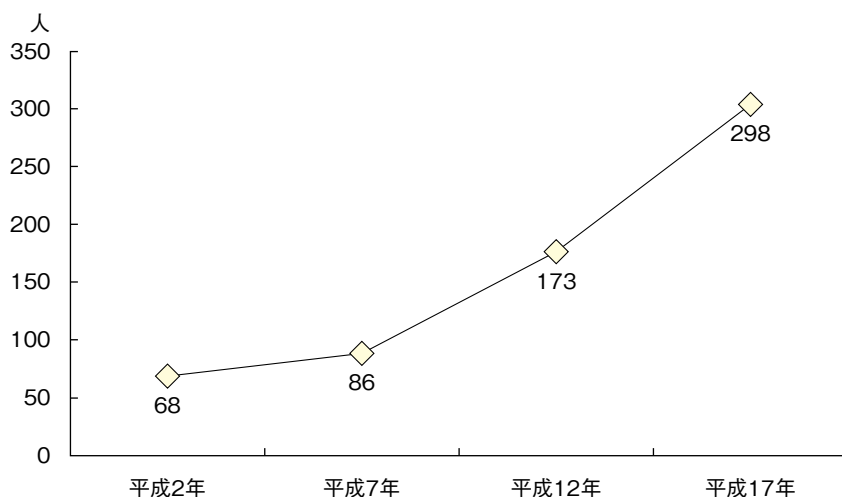
このような中、本市では、友好都市釧路市との文化交流をはじめとし、関東、関西や福岡地域在住の本市出身者を中心とした交流なども実施してきましたが、更に積極的に広範な地域交流が望ま

れる状況にあります。

国際交流においては、青少年海外体験事業、国際ツルシンポジウムなどの事業を実施してきましたが、近年の急速な国際化の進展により本市における外国人登録者数も増加しており、今や国と国との交流だけでなく地域レベルでの国際化の必要性が叫ばれ、あらゆる分野で地域社会に大きな影響を与えることから、国際社会の構成員としての役割もますます重要になってきています。

このようなことから、異質の文化や情報とふれあうことにより、地域間・国際間の理解を深め、自然や文化など自らのもつ資源を再認識し、魅力ある地域づくりを推進していく必要があります。

市内外国籍居住者数の推移



資料：国勢調査

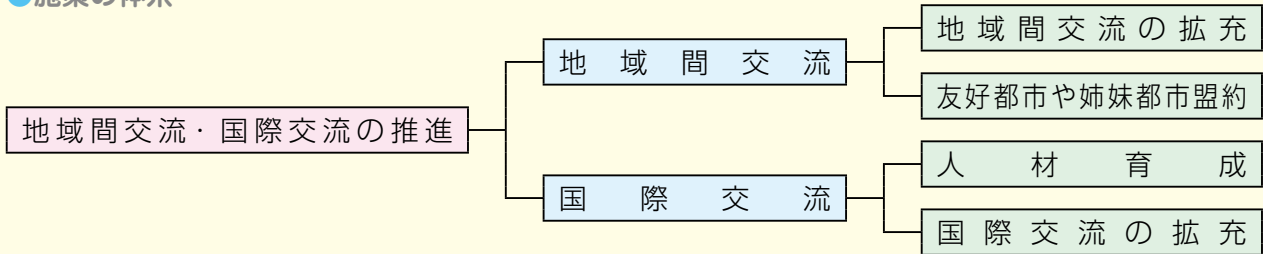
●基本的方向

地域間交流・国際交流の推進に当たり、地域の特色を生かした郷土教育や異なる文化の理解を深

め、交流活動を積極的に進めながら、友好都市や姉妹都市盟約の締結を図ります。



● 施策の体系



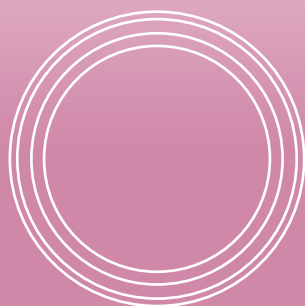
● 施策の概要

施策名	内容
地域間交流	<p>1 地域間交流の拡充 広域的な視点による交流促進を図るほか、県境の立地性を生かした近隣地域とのイベントの共同開催など、地理的要因や歴史・文化など共通した項目での地域間交流を展開します。また、団塊の世代を対象とした定住促進や長期滞在型の交流ができる受け皿の整備促進を行い、交流人口の増加を図ります。</p> <p>2 友好都市や姉妹都市盟約 歴史や文化の特性を継承する中で、それぞれの価値観を尊重し理解しながら交流を深め、お互いのまちがともに繁栄していけるような都市の盟約締結を行い、活力あるまちづくりを目指します。</p>
国際交流	<p>1 人材育成 世界中のさまざまな文化や価値観を認め、尊重し合える豊かな社会を目指すため、市民の国際理解や外国語教育の拡充を図り、国際性豊かな人材の育成に努めます。</p> <p>2 国際交流の拡充 ツルに関する調査研究を通じて諸外国との情報交換を行い、国際交流を推進します。 また、青少年などを海外に派遣し、人的交流をはじめとする各種交流を展開するなど、本市からの情報発信を行います。</p>

第3編 基本計画

第5章

恵まれた地域資源を生かした
多様な産業が躍進するまちづくり



第一次出水市総合計画

第5章 恵まれた地域資源を生かした多様な産業が躍進するまちづくり

第1節 農業の振興

● 現況と課題

農業は、予断を許さない状況にあるWTO農業交渉など、国際化や産地間競争の激化、後継者不足と従事者の高齢化など極めて厳しい状況にありますが、食料の自給率の向上や国土保全、地域文化の伝承など、農業・農村の果たす役割は大きく、農業における問題は生産者のみならず国民共通の課題となっています。

本市の農業は、豊かな自然環境など諸条件に恵まれて、普通作をはじめ、野菜、果樹、畜産、植木・緑化樹等の多様な生産活動が行われ、本市の基幹産業となっています。

しかしながら、経済社会構造の転換期を迎え、農家数、就農人口、農用地の面積等が年々減少してきており、中でも専業農家の減少や農業就業者の高齢化により、農業生産構造のぜい弱化が懸念されています。

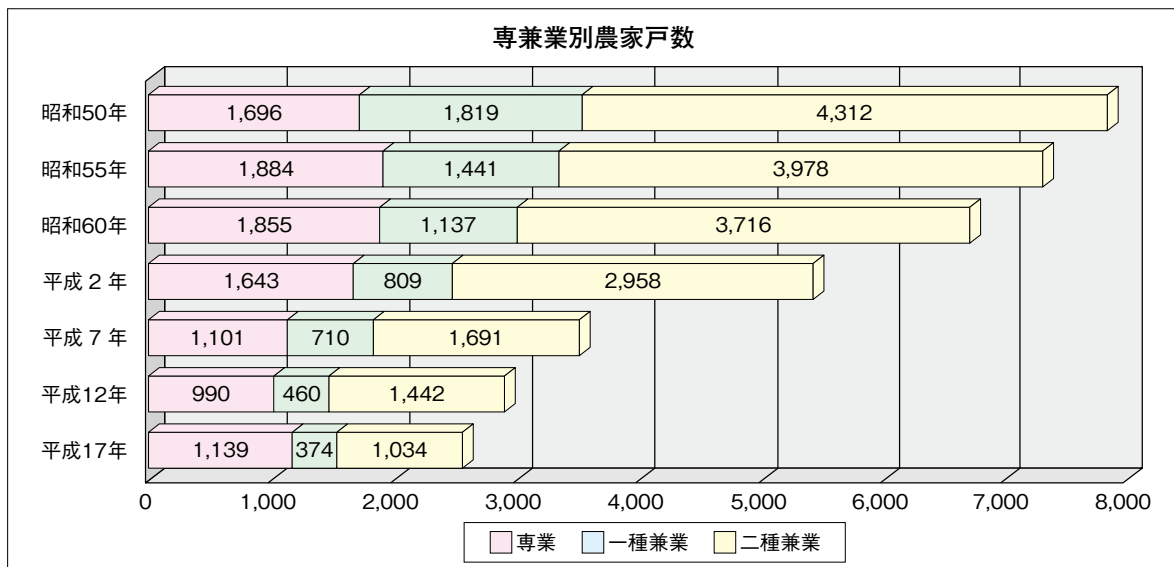
このような状況に対応した農業の振興を図るため、認定農業者や農業後継者の育成、集落営農等

の農業システム化の推進、担い手育成総合支援協議会等の活動強化、土地基盤整備の促進、経営規模拡大や農地利用集積、省力化機械の導入等で経営基盤の強化や近代化に努める必要があります。

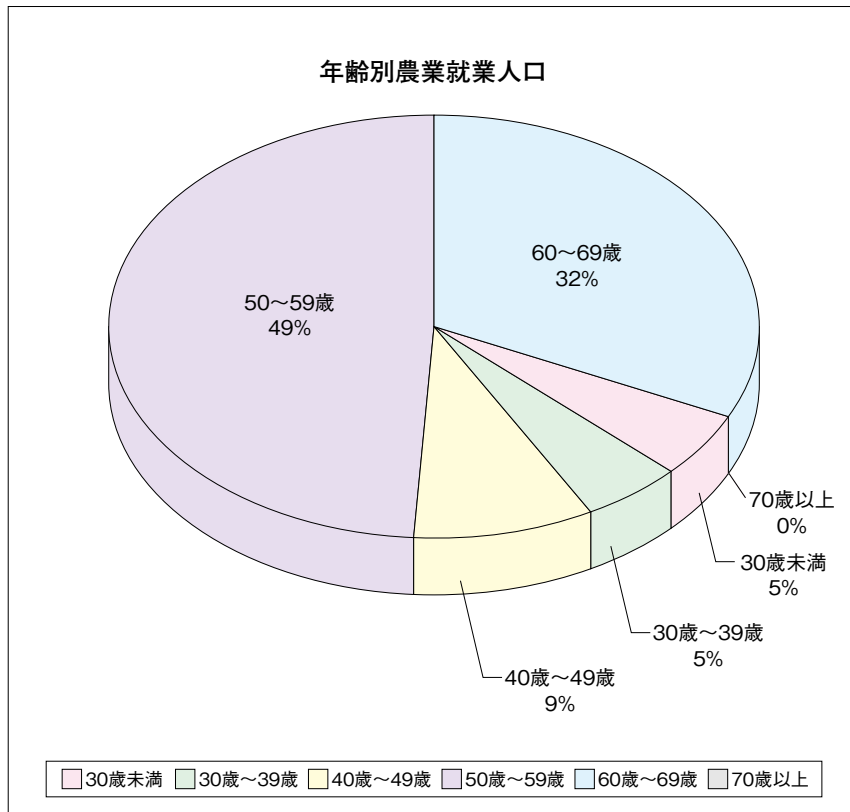
また、食育や地産地消を進めながら、本市の特徴ある野菜、果樹、畜産、植木・緑化樹など農畜産物の高付加価値化及び他産業との連携による加工品開発やブランド化を図り、高速交通体系を活用した販路拡大を図ることも課題です。

一方、農業粗生産額の6割を上回っている畜産は、輸入自由化に対応するためコスト低減などによる生産性の向上が求められており、優良家畜の導入や増頭、飼料自給率の向上、家畜防疫体制の強化などが課題となっています。

恵まれた本市の自然条件を残すためにも、持続可能な環境にやさしい産地づくりで安全・安心な食料基地、自然環境と調和した循環型社会の田園都市として農業振興を図ります。



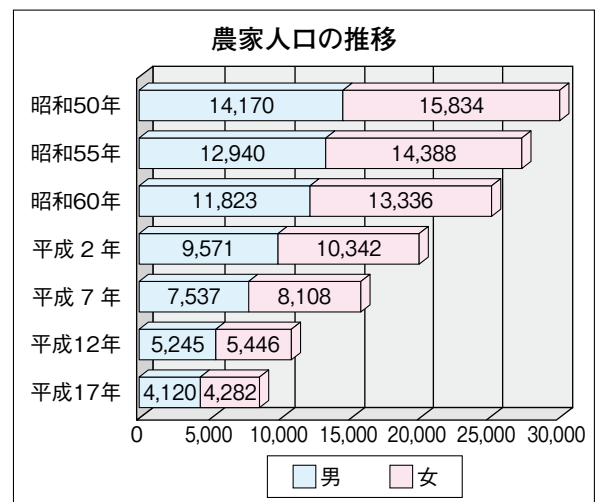
資料：農林業センサス



資料：農林業センサス

粗生産・生産所得額の推移 (単位：百万円)

	粗生産額	生産所得額
昭和60年	28,474	6,437
平成2年	25,965	7,852
7年	25,832	8,422
12年	24,960	6,070
17年	24,065	5,900



資料：農林業センサス

(耕種部門)

主な作目別作付面積の推移

(単位：ha)

	米 (陸稲を含む)	麦類	雑穀・豆類	いも類	野菜	果樹	工芸作物	花き・花木 その他
昭和60年	2,450	522	138	384	765	1,150	347	811
平成2年	2,000	353	185	327	719	986	270	1,400
7年	2,120	123	64	214	609	920	229	1,050
12年	1,840	71	56	157	620	893	205	1,050
17年	1,690	37	72	159	466	831	166	929

主な作目別生産額の推移

(単位：百万円)

	米 (陸稲を含む)	麦類	雑穀・豆類	いも類	野菜	果樹	工芸作物	花き・花木 その他
昭和60年	3,012	266	75	694	1,689	3,717	781	692
平成2年	2,625	170	83	398	1,810	2,970	712	795
7年	2,771	19	26	337	2,180	3,604	675	2,448
12年	2,030	20	20	310	2,040	1,830	690	1,830
17年	1,535	6	12	349	1,425	1,981	526	1,476

(畜産部門)

主要家畜の頭羽数の推移

(単位：頭、千羽)

	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	
				レイヤー	ブロイラー
昭和60年	750	11,500	35,500	1,870	1,999
平成2年	730	12,200	38,700	2,127	2,522
7年	840	15,800	37,900	2,206	1,179
12年	710	16,500	45,900	2,534	1,314
17年	710	18,000	42,000	2,830	1,253

主要畜産の生産額の推移

(単位：百万円)

	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	計
昭和60年	265	2,395	3,856	11,000	17,516
平成2年	273	3,855	2,712	9,414	16,254
7年	305	3,853	2,680	6,907	13,745
12年	330	3,770	3,140	8,610	15,850
17年	321	4,793	2,524	9,091	16,729

● 基本的方向

農業の生産体制を整備するためには、地域農業を支える担い手農家や新規就農者等の経営体の育成が必要です。また、担い手の存在しない中山間地では、高齢者や兼業農家などを取り込んで、農作業受託や集落営農の体制づくりを進めます。

耕作放棄地の増加を防ぎ、優良農地を確保するために、農地の流動化及び団地化を進め、認定農業者への集積を図り、また、生産体制の強化のために、補助事業を活用し、省力化機械の導入や施設近代化を図ります。

畜産経営においては、経営基盤を強化するため、規模拡大や新技術の導入、優良家畜への改良促進を図ります。また、自給飼料の確保や畜産環境の適正化、疫病等の進入防止など防疫体制を強化します。

経営基盤の強化を図るため、農業農村整備事業等を利用して老朽化した農業用施設を更新・改良するとともに、農地や農業用水などの資源の保全

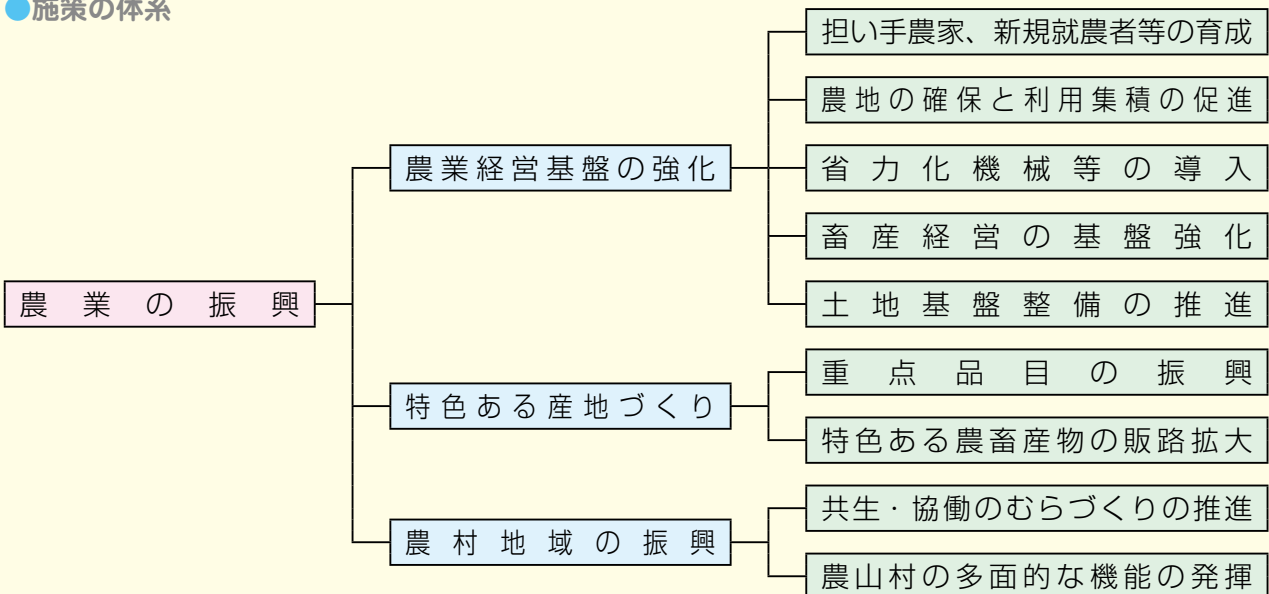
等を図るため、農地・水・環境保全向上対策の推進を図り、中山間地域においては、鳥獣害から農作物の被害防止に努めます。

産地間競争の激化した中で本市の農畜産物を有利販売するために、高収益作物の導入や重点品目を定め、ブランド化を図り、品目によっては高付加価値化を図ります。また、高速交通体系を活用した販路拡大も進めます。

高齢化や人口減により中山間地は集落機能が低下してきていますが、これらの地域では話し合い活動を促進し、活力のあるむらづくりを進めます。また、失われつつある伝統芸能についても、復活や伝承により地域の農村文化の維持に努めます。

健康で豊かな食生活の普及・定着のための食育を推進するとともに、活力ある地域づくりのために都市住民との交流を促進しながら、美しい景観や地域住民による環境の保全を通じて、魅力ある地域づくりの推進を図ります。

● 施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
農業経営基盤の強化	<p>1 担い手農家、新規就農者等の育成 認定農業者制度の積極的活用及び担い手育成総合支援協議会の活動強化により認定農業者並びに担い手等の経営体の育成、強化を図ります。また、新規就農者、農業後継者の確保、女性農業者・高齢農業者など多様な農業の担い手の育成・強化を図るための環境づくりを行うとともに、農作業受託組織や集落営農の体制づくりを進めます。 さらに、農業生産法人化等による農業生産から販売・加工・観光農業等への農業経営の多角化の推進を図ります。</p> <p>2 農地の確保と利用集積の促進 農地の有効利用を促進し、農地の流動化、団地化、ブロック・ローテーション化を進めながら、農業の担い手及び認定農業者への利用促進を図ります。</p> <p>3 省力化機械等の導入 低コスト化で効率的な農業を推進するために、国・県の事業を積極的に活用して、省力化機械の導入や施設の近代化を図ります。</p> <p>4 畜産経営の基盤強化 新技術の導入や家畜の改良の推進、経営規模拡大により経営基盤の強化を促進し、自給飼料の確保を推進するため、稲作農家と畜産農家による稲わらとたい肥の交換を進め、良質な粗飼料の生産で、飼料自給体制の確立を進めます。 また、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生予防・まんえん防止対策等の強化に努めます。</p> <p>5 土地基盤整備の推進 農業農村整備事業等の導入により、農業用施設の整備・改良で土地基盤の整備を進めます。</p>
特色ある産地づくり	<p>1 重点品目の振興 野菜及び果樹における重点品目の面積拡大と植木・緑化樹及び畜産の生産振興を図り、栽培・飼養技術の改良や品質向上、高付加価値化など産地生産体制の強化を図り、かごしまの農林水産物認証制度への取組の推進等により安全・安心な農畜産物のブランド化を進めます。 また、新たな高収益作物を導入し、特産作物として産地形成を図り、地域特産品の掘り起こしも進めます。</p>



	<p>2 特色ある農畜産物の販路拡大 高速交通体系を活用した販路拡大を関係機関とともに進めていきます。 また、担い手農家や兼業農家、高齢者等の生産する農畜産物を直売所等で販売促進するとともに消費者の多様化したニーズにこたえるため、地元企業との連携による農産加工・流通・販売等のシステム構築や地場産業の育成に努め、併せて地産地消の推進を図ります。</p>
<p>農村地域の振興</p>	<p>1 共生・協働のむらづくりの推進 地域での話し合い活動を基本に、自主的な取組を支援して市民がともに協力し支え合う共生・協働の活力あるむらづくりを進めます。また、伝統芸能など地域に残る農山村文化をむらづくりの一環として継承を図ります。</p> <p>2 農山村の多面的な機能の発揮 健康で豊かな食生活の普及・定着のための食育を推進し、農地や水などの豊かな農村環境の保全を通じて、美しい景観の形成で魅力ある地域づくりを進め、都市住民との交流を通じたグリーン・ツーリズムの推進を図ります。</p>



第2節 林業の振興

●現況と課題

本市の森林面積は、2万1,267ヘクタールで、市の総面積3万3,006ヘクタールの約64パーセントを占めており、そのうち民有林面積は1万2,580ヘクタールです。

民有林における人工林率は70パーセントと高く、林齢は40年前後の森林が多く、良質な木材資源の充実を図るため、森林組合を中心に策定している施業計画に基づき、除間伐などの保育事業を実施し、健全な森林づくりに取り組んでいます。

また、森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、労働力減少・高齢化など極めて厳しい状況にあります。森林のもつ公益的機能が重要視されてきています。

このような情勢下にあって、林業の振興を図るため、林道・作業道等の整備、素材生産の機械化など生産基盤整備の促進が必要です。また、林業従事者の就労条件の改善、後継者の育成や新規参

入の促進など担い手の確保を更に進めていく必要があります。

近年、国産材は、製材技術の向上、国際的な木材需要の拡大等により、需要が高まりつつあることから、地元産材の活用を図るため、施業の集約化、低コストで安定的な原木供給、ニーズに応じた最適な生産流通加工体制の整備強化が必要となっています。

特用林産物については、農林家の所得向上と山村における定住化を図るために大きな役割を果たしており、地域の特性を生かした振興を図る必要があります。

さらに、今後も森林のもつ水源かん養、保健休養、地球温暖化防止機能などの公益的機能を十分に発揮できるような森林整備に努める必要があります。

所有形態別林野面積

(単位：ha)

	立木地			未立木地	更新困難地	竹林	計	
	人工林	天然林	計					
国有林	6,361	2,203	8,564	107	0	16	8,687	
民有林	私有林	6,301	2,578	8,879	43	4	588	9,514
	市有林	2,127	507	2,634	8	6	9	2,657
	県有林	374	29	403	0	6	0	409
	計	8,802	3,114	11,916	51	16	597	12,580
合計	15,163	5,317	20,480	158	16	613	21,267	
占有率 (%)	71.3	25.0	96.3	0.7	0.1	2.9	100.0	

資料：平成17年度鹿児島県林業統計

保有山林面積規模別林業経営体^(※)数

単位：経営体

保有山林なし	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha
1	1	25	19	8	2
30～50ha	50～100ha	100～500ha	500～1,000ha	1,000ha以上	計
2	1	1	1	0	61

資料：2005年農林業センサス

保育事業の推移

(単位：ha)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
下刈	170	152	186	169	120	797
除間伐	267	352	491	435	402	1,947
枝打	35	46	44	22	37	184
計	472	550	721	626	559	2,928

●基本的方向

森林のもつ公益的機能を発揮させるため、森林の整備が必要となっています。そのため、補助事業等を活用し、除間伐等の推進や林道等の基盤整備を図ります。また、技術研修の受講の促進、社会保障制度の助成等を行い、林業従事者の育成確保に努めます。

森林組合が取り組んでいる情報の共有化、施業の集約化を支援し、地元産材の安定的供給を図ることにより、需要拡大に努めます。

また、木材産業の振興と生産体制の強化を図る

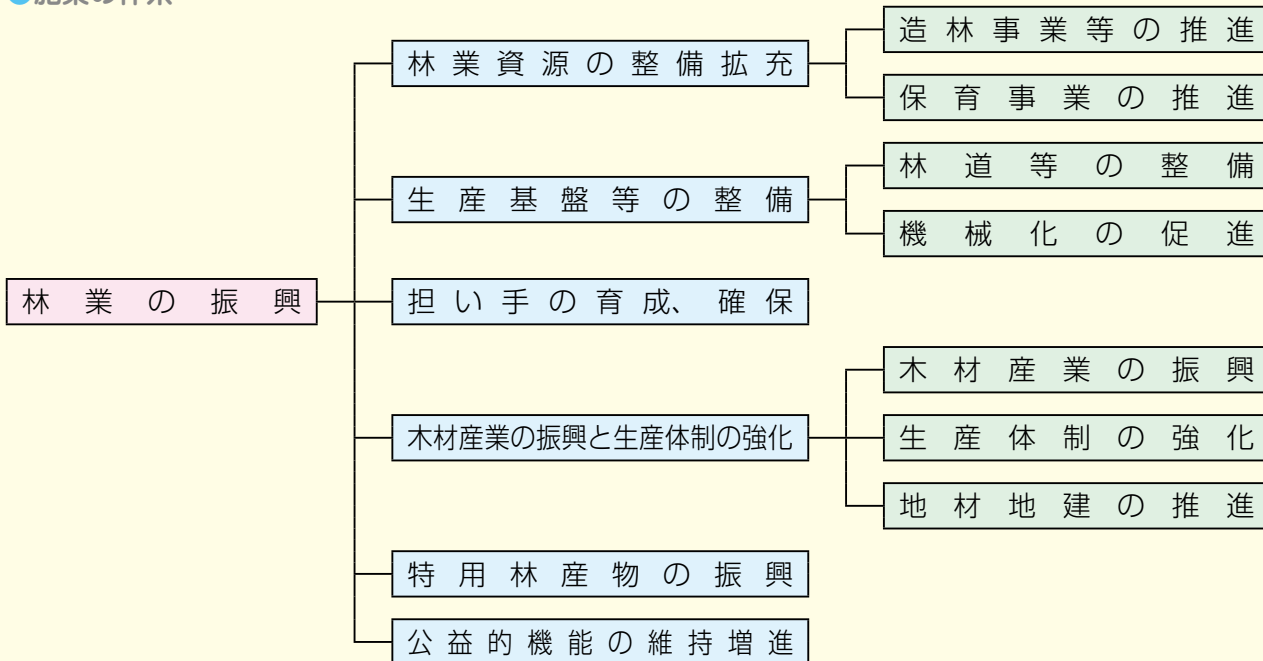
ため、木材加工施設整備等の研究を行い、地元産材の需要拡大に努めます。

竹林改良や管理道の開設など、生産基盤の整備を行い、生産量の安定化、品質の均等を図りながら、ブランド化に向けて取り組みます。また、その他の特用林産物についても生産技術や品質の向上を図ります。

さらに、市民ぐるみで森林を守り育てるため、森林教室や林業体験学習会を開催し、森林のもつ公益的機能の啓発普及を図ります。

(※) 林業経営体／権原に基づいて育林若しくは伐採（立木竹のみを譲り受けて行う伐採を除く。）を行うことができる山林の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育成又は伐採を適切に実施するものに限る。）事業又は委託を受けて行う育林若しくは素材生産若しくは立木を購入して行う素材生産の事業のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

● 施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
林業資源の整備拡充	<p>1 造林事業等の推進 豊かな森林資源を将来にわたり維持増進し、出水市森林整備計画に則した森林の造成、整備を図り、単層林^(※)、複層林^(※) 施業等による多様な森林整備を図ります。</p> <p>2 保育事業の推進 健全な森林を育成し、その有する多面的な機能を発揮するため、下刈、ツル切り等をはじめ、特に除間伐については、適正な密度を保つよう積極的に推進するとともに、森林・林業の環境への貢献を一層助長するため、市有林内の「100年林の森」や長伐期施業林等の健全育成を図りながら、質・量とも充実した森林の造成を図ります。</p>
生産基盤等の整備	<p>1 林道等の整備 適正な森林施業の推進、林業生産の増大等を図るため、林道及び作業道の開設を推進するとともに、既設林道についても輸送力の向上と通行の安全確保を図るため、改良工事等を計画的に推進します。</p> <p>2 機械化の促進 生産性の向上と低コスト林業の展開を図り、労働力不足に対応するため、高性能林業機械の整備拡充を図ります。</p>

<p>担い手の育成、確保</p>	<p>林業従事者の福利厚生充実、技術、技能の向上及び労働安全衛生の充実等を図ることにより、林業労働における就労条件を改善し、若年労働者の確保を図ります。</p> <p>林業事業体については、林業労働力支援センター業務の活用を通じて林業従事者の育成確保に努めます。</p> <p>また、後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営による生産振興を図ります。</p>
<p>木材産業の振興と生産体制の強化</p>	<p>1 木材産業の振興 森林資源の充実に対応した木材産業の振興を図るため、木材加工施設の活用と充実、乾燥材の研究に努め、高次加工施設などの整備等を促進します。</p> <p>2 生産体制の強化 地元産材を安定的に供給するため、林道等の基盤整備と併せ、森林情報のデータベース化を促進し、集約的な施業を行うことにより、鹿児島いずみ森林組合の木材共販所の有効活用を図ります。</p> <p>3 地材地建の推進 木材の需要を増やし、地元産材の利用拡大を図るため、地元産材の認証制度及び木材関係者等と連携した「地材地建」の推進に努めます。</p>
<p>特用林産物の振興</p>	<p>生産者の高齢化や台風の被害により、荒廃竹林が見られることから、講習会、竹林改良や集出荷施設の整備を進め、早掘りタケノコのブランド化を目指すとともに、シイタケについては、生産者組織の育成、原木の生産拡大を図ります。</p> <p>センリョウ等その他の特用林産物についても産地化の条件整備を図ります。また、農業協同組合等と連携して販路の拡大に努め、生産振興を図ります。</p>
<p>公益的機能の維持増進</p>	<p>国土の保全や災害の防止、水源のかん養など公益的な機能を高度に発揮できるよう、健全な森林の育成に努めるとともに、森林教室の開催や市民ボランティアによる広葉樹植栽等を行い、市民に森林が果たす公益的機能についての啓発普及を行います。</p> <p>また、市民の森、高野山公園等の森林とふれあい、憩える場の維持管理に努め、保健休養のための森林整備拡充を図ります。</p>

(※) 単層林／森林を全伐し、人工的に植栽を行い、成長した森林など樹冠層が単一の森林
 (※) 複層林／単層林を構成する木を部分的に伐採し、人工的に植栽を行った森林など樹冠層が複数の森林

第3節 水産業の振興

●現況と課題

本市の海面漁業は、小規模な沿岸漁業が主体であり、クルマエビ、マダイ、ヒラメ等の種苗放流など自然を生かした栽培漁業の展開とノリ養殖業の振興を図っています。

しかし、水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少や漁価の低迷、生産コストの増大、漁業者の高齢化など依然として厳しい状況が続いています。

このようなことから、漁業協同組合とも連携を

取りながら、つくり育てる漁業をより一層推進し、水産資源の維持・増大を図ることが重要です。

また、水産物の安定供給及び価格の安定化を図るため、漁業施設、流通関連施設や流通情報の整備を図る必要があります。

内水面漁業は、毎年、アユをはじめ、ウナギ、フナ、モズクガニ等を放流し、またブラックバス、カワウ等の食害生物の駆除を行うなど資源増殖に努めており、引き続き魚道等の環境整備や種苗放流等による資源確保に努める必要があります。

年度別・トン別漁船規模の推移

(単位：隻)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
0.1～1 t 未満	66	63	62	62	58	59
1～3 t 未満	166	163	159	154	149	141
3～5 t 未満	80	75	74	68	67	67
5～10 t 未満	9	11	8	8	7	7
10～15 t 未満	0	0	0	0	0	1
15～20 t 未満	1	1	1	1	1	0
20 t 以上	0	0	0	0	0	0
合計	322	313	304	293	282	275

資料：北さつま漁業協同組合

北さつま漁協出水支所の年度別生産額

(単位：千円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
生産額	582,900	391,241	455,266	453,166	445,406	429,391

資料：北さつま漁業協同組合

男女別・年齢別漁業者数

(単位：人)

	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
男	1	10	12	24	39	86	172
女	0	1	5	16	23	31	76
計	1	11	17	40	62	117	248

資料：2003年漁業センサス

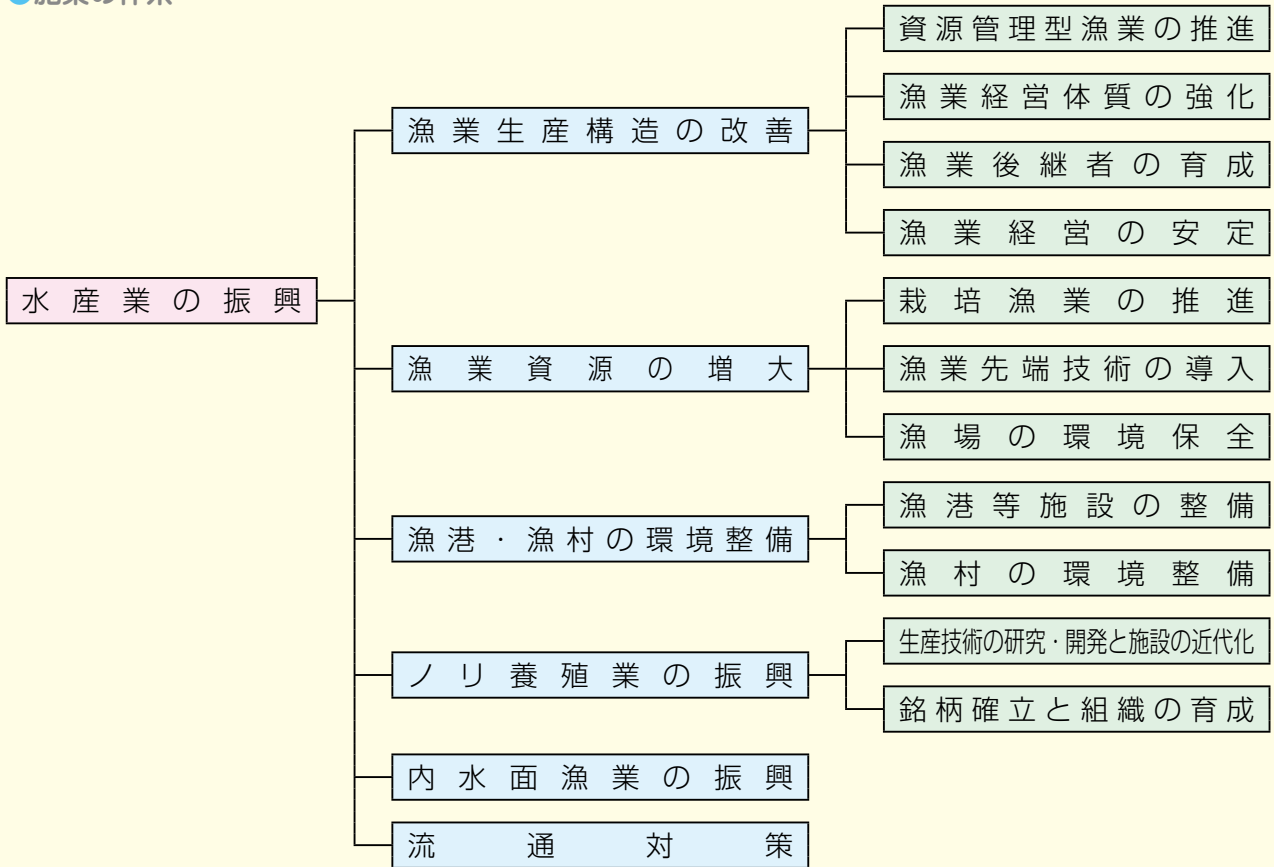
● 基本的方向

本市の漁業は、水産資源の減少や漁業者の高齢化により経営が不安定であることから、魚礁等の増設及び放流事業の拡充によって、資源管理型漁業の振興を図り、また漁村活性化のため後継者の育成を推進し、水産物の安定供給及び価格安定化

を図るため、流通情報システムの整備を促進します。

内水面漁業については、魚道、産卵場整備等の環境整備、種苗放流、食害生物の駆除による資源確保等に努めます。

● 施策の体系

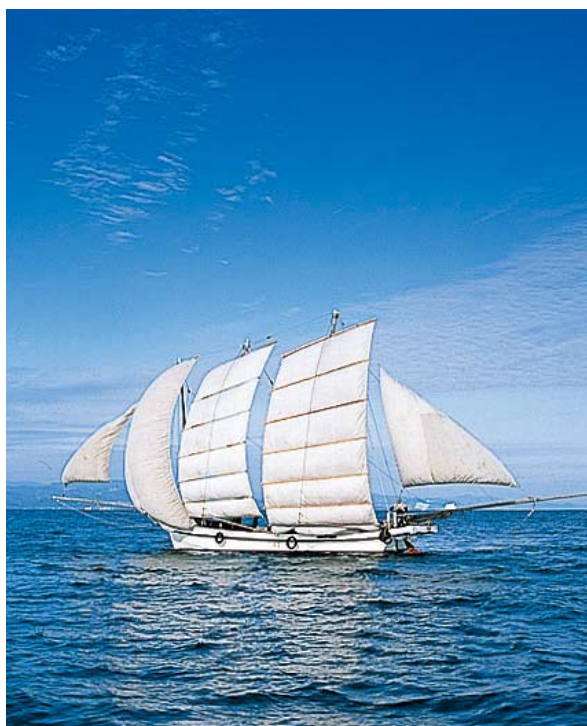


● 施策の概要

施策名	内容
漁業生産構造の改善	<p>1 資源管理型漁業の推進 ヒラメやマダイを中心とした体長による捕獲制限及び網目規制等の措置を行うほか、繁殖保護策として、魚の繁殖期の休漁期間等、漁場管理体制の整備を図ります。</p> <p>2 漁業経営体質の強化 漁業生産意欲の向上を図るため、販売ルートの確保、地域特性を生かした銘柄確立及び活魚販売に伴う活魚水槽の整備を進めます。</p> <p>3 漁業後継者の育成 漁港、漁場及び漁村の環境整備を進め、漁業者の生産意欲の向上を促進し、後継者の確保育成を図ります。</p> <p>4 漁業経営の安定 機器導入、生活改善及び経営の安定を図るため、漁業近代化資金融資に係る支援を行います。</p>
漁業資源の増大	<p>1 栽培漁業の推進 栽培漁業の推進を図るため、漁場に適した魚礁づくりの研究開発を重ね、計画的な魚礁の投入及びクルマエビ、ヒラメ、マダイ等を中心とした稚魚の放流事業を積極的に推進します。</p> <p>2 漁業先端技術の導入 各研究機関等の技術導入により、魚類の研究開発及び保護増殖を推進します。</p> <p>3 漁場の環境保全 漁場環境保全のため、公共下水道の整備、合併浄化槽の設置等を促進し、家庭排水対策を進めるとともに、広葉樹植栽による森林の保全、河川の浄化に努めます。 また、毎年実施されるクリーン作戦への市民参加を更に推進し、環境整備への意識を高めるとともに、八代海沿岸の各市町村や関係機関との連携を取りながら、漁場の環境の保全を図ります。</p>
漁港・漁村の環境整備	<p>1 漁港等施設の整備 名護漁港は、漁業者の生産活動や水産物流通の拠点として地域の実態に即した整備を進めるとともに、野口、桂島漁港をはじめ、福ノ江等の船だまりについても整備を図ります。</p> <p>2 漁村の環境整備 豊かで活力ある漁村の形成を目指し、漁港機能の増進と周辺漁業集落における生産環境の整備を図るため、公共下水道等の環境改善施設の整備を促進します。</p>



<p>ノリ養殖業の振興</p>	<p>1 生産技術の研究・開発と施設の近代化 漁場の適正管理及びノリ反数の現状維持を行い、品質や収量向上の研究に努めながら、販売ルートを確保し、生産加工施設の近代化を促進します。</p> <p>2 銘柄確立と組織の育成 出水ノリとしてのブランド化を積極的に進め、経営の協業化、生産グループの組織化を図り、経営の合理化を推進します。</p>
<p>内水面漁業の振興</p>	<p>資源確保のため、漁協が行う各種放流事業や食害生物駆除事業等を支援します。</p> <p>森林の水源かん養機能を高度に発揮するため、山林への植林などを行うとともに、クリーン作戦等の河川美化運動を推進します。</p> <p>関係機関と一体となり、親水施設等の充実拡大を図るとともに、魚類に親しむ各種イベントを企画します。</p>
<p>流通対策</p>	<p>漁協と連携して、高速交通網を利用した活魚やノリの加工品を県内外に幅広く販売できるような体制づくりを促進するとともに、特産魚種のブランド化や有利販売につながる市場等の流通情報収集など、水産物の安定供給及び価格安定化を支援します。</p>



第4節 商業の振興

●現況と課題

本市の商業活動をみると、既存の商店街による商業集積による活動と幹線道路沿いに集積している大規模小売店舗による商業活動、そして各地域にある従来からの個店に大別されます。

既存の地元商店街には、11の商店街・通り会組織が形成され、それぞれ集客、売上の増加を目的とした商業活動が行われています。

車社会に対応した大型の駐車場設備を整えた幹線道路沿いの大規模店は順調に集客していますが、既存の商店街においては、経営者の高齢化や後継者不足等から設備投資への意欲が低く、品揃えや駐車場不足等に起因して集客力は低下し、空き店舗の増加等により、衰退が進んでいる状況です。

また、九州新幹線の全線開通や南九州西回り自動車道整備促進など、高速交通網の整備を好機と捉え、中心市街地の都市機能やまち・商店街その

ものの魅力を高め、北薩地域の核となりうる商業ゾーンを形成することは極めて重要な課題です。

本市の商業規模は、平成16年の商業統計によると商店数801店（飲食店を除く）、従業員数4,263人、年間総販売額859億7,782万円となっており、前回調査の平成14年と比べるといずれも減少傾向にあります。

そのほか、市内には飲食店が296店（平成16年事業所・企業統計調査）あり、従業員数が1,294人となっています。

特に飲食店が集中している本町地区は、市内外からかなりの集客をしており、通り会も組織されて、地域活性化に役立っています。

市内に数箇所ある特産品販売所などは、地域産業の振興や地産地消に貢献をしており、引き続き堅調な推移をしていくものと期待されるところで

市内の事業所数等の状況

	平成14年	平成16年	増減数
事業所数	810	801	△9
従業者数（人）	4,303	4,263	△40
年間商品販売額（万円）	9,369,178	8,597,782	△771,396

資料：商業統計調査

●基本的方向

商業振興のためには、商店街の整備と併せ、各個店の消費者ニーズにこたえるための自助努力が不可欠です。そのため、大型店の集客力と連動しながら、特色のある個店・商店街づくりを進め、改正中心市街地活性化法の意図する都市機能の集積を中心市街地内に図りながら、地域コミュニティ機能を今以上に活性化させ、地域と一体と

なった商店街づくりに取り組みます。

また、更に魅力的な個店の展開と商店街づくりのため、経営の近代化、合理化、商品知識の向上を図るために研修会等を開催し、商工会議所、商工会など各団体との協調のもと、融資制度の活用などを促進します。

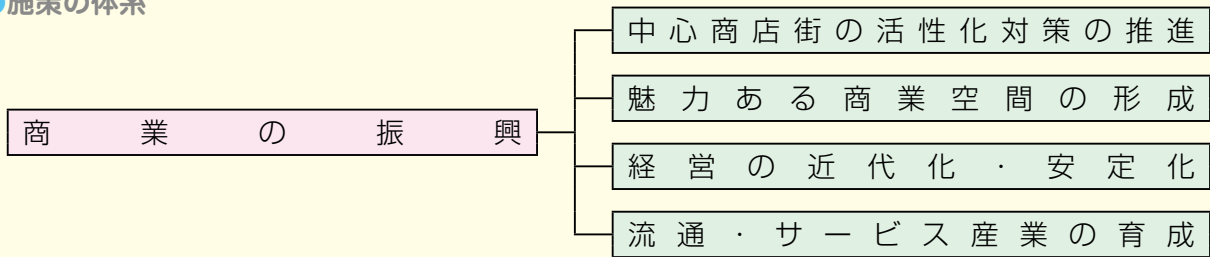
本市の商業活動の中核をなしてきた本町商店街は、出水麓伝統的建造物群保存地区の景観にふさ

わしい魅力ある商店街・商業ゾーン形成を進めます。

としての機能が高まることから、流通・サービス産業の立地・育成を図ります。

なお、高速交通体系の整備により、交通の要衝

● 施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
中心商店街の活性化対策の推進	<p>中心市街地活性化法の改正（平成18年8月施行）に伴い、新たな活性化策を講じる必要があります。</p> <p>改正法の意図する中心市街地の活性化は、商業機能のみでなく都市機能の集約を意図していることから、新たな活性化計画には広く市民の声を反映することが必要であり、核となる商店の形成と車社会に対応した機能的な商業ゾーンづくりなど、効果的な方策を関係機関等と連携して推進していきます。</p>
魅力ある商業空間の形成	<p>地域住民の生活に密接にかかわってきた既存の地元商店街活性化策については、空き店舗対策など地域社会と調和のとれた商業・サービス空間づくりに努めます。</p> <p>また、本町商店街は、商店街の美化・緑化と併せて、地域のもつ歴史・文化を生かした歩行者空間の整備に取り組みながら、まちなかにポケットパークや休憩ベンチを配し、麓武家屋敷群と連携する回遊性のある楽しい商店街づくりを関係者と連携して進めていきます。</p>
経営の近代化・安定化	<p>経営者自らの自助努力を促すために、商工会議所・商工会・各商店街との連携により、イベントの共同開催や情報の共有化、効果的な事業の共同開発等に努め、小売業者等の経営基盤の充実・強化を図るため、高度化資金の活用や適宜必要な経営診断事業に取り組み、国・県の補助事業等も積極的に導入します。</p> <p>また、経営の近代化や起業家育成のため、中小企業融資制度や中小企業大学校での研修制度の一層の活用を推進します。</p>
流通・サービス産業の育成	<p>高速交通網の整備に対応した流通産業の充実と、北薩地区の中核都市としての機能の充実を図るため、サービス産業の育成・強化に努めます。</p>

第5節 工業の振興

●現況と課題

本市の工業の状況は、平成17年の工業統計調査によると事業所数118所（従業員4人以上の事業所。以下同じ。）、従業者数4,910人、出荷額1,167億7,877万円となっています。

いずれも増加傾向で推移しており、電気機械器具・飲食料品・飼料製造の3業種で出荷額の7割近くを占めています。

これには、パイオニアプラズマディスプレイやNEC液晶テクノロジー、NEOMAX、大豊工業をはじめ、積水フィルム九州、ヤマト電子、豊瑛電研等の誘致企業とマルイ農協グループの鶏肉加工や飼料製造、畑中食品、マルマエなどの地元企業が貢献しています。

企業誘致については、産業の振興、雇用の増大など企業誘致が地元経済に及ぼす影響は極めて大きなものがあり、高速交通体系の整備により輸送事情が飛躍的に改善されることから、製造業のみならず、その他の業種にも誘致対象を広げ、積極的に本市を売り込んでいく必要があります。

また、徐々に景気回復の流れがみられますが、本市の既存の工業団地については、あまり余地がないことから、この景気回復の流れに対応できる工業団地の整備、PR活動を継続的に展開してい

く必要があります。

これまで、企業誘致のため、工業立地奨励補助金や設備投資を行う企業に対する課税免除、また中小企業振興資金融資に対する利子補給等の助成措置を実施していますが、情報提供等に伴う市独自の誘致活動の検討を行い、引き続き地場産業との共同事業の推進、異業種交流などを通じた付加価値の高い製品開発が望まれます。

●基本的方向

高速交通体系の整備など、本市を取り巻く企業誘致の環境は整いつつあります。本市の立地環境や誘致企業への優遇措置等について積極的なPR活動を行い、県や関係機関と連携しながら、地域経済の発展に貢献する優良企業の誘致を推進し、また、地元企業の規模拡大を支援します。

また、地場産業については、豊富な農林水産物を加工したすそ野の広い産業への脱皮を図るとともに、観光産業と連携した新たな製品開発を促進します。

既存企業については、設備の近代化、協業化、共同化などの経営改善を支援し、異業種間交流による高付加価値化を推進します。

●施策の体系

工業の振興

新規企業立地の促進

地域企業の育成・強化



● 施策の概要

施策名	内容
新規企業立地の促進	<p>高速交通体系の整備に併せた主要幹線道路の整備、工業用水の確保、労働力の養成・確保や従業員の生活環境整備等、進出企業が魅力を感じる環境基盤整備を計画的に進め、必要な助成策を充実します。</p> <p>また、誘致企業と地元企業双方に供給できる新たな工業用地の確保に努め、長期計画のもとに機能的な団地造成に努めます。</p> <p>さらに、波及効果の高い先端技術産業の誘致を中心にして、国内のみならずアジア圏域を見据えた製造業以外の業種にも誘致対象を広げて、県や関係機関と連携して積極的な誘致を図ります。</p>
地域企業の育成・強化	<p>既存の誘致企業や地元企業については、協業化、共同化、高度化などによる経営近代化を進め、金融面の支援により体質強化を図ります。</p> <p>また、地産地消による新たな農産加工品・特産品の開発を進め、既存の販売施設を活用してPR活動に努めるとともに、急速な技術革新や産業の情報化に対応できる人材育成のための研修制度を拡充します。</p>



第6節 観光の振興

●現況と課題

今日の観光は、団体旅行から個人・グループ旅行に移行するとともに、都市型観光や体験型観光など旅行ニーズも多様化してきています。また、観光は総合産業といわれ、地域経済や文化に広範な波及効果をもたらし、観光の振興は地域の活性化やイメージアップに大きな役割を果たすものです。

本市は、特別天然記念物のツルに代表される自然景観、国の重要伝統的建造物群である麓武家屋敷群、野間之関跡、感応禅寺等の歴史的・文化的資源、また、白木川内温泉、湯川内温泉、もみじ温泉等の温泉資源、そして海洋公園、東光山公園、小原山市民の森、高野山公園等のレクリエーション施設など、さまざまな観光資源に恵まれていますが、本市の観光は季節限定型観光が主力を占めていることや観光客の大半が通過型の日帰り客であり、地域経済への波及効果や人的交流が少ないのが現況です。

このようなことから、自然・歴史・文化・温泉・レクリエーション施設など本市のさまざまな観光資源を最大限に整備・活用するとともに、地域の

特性を生かした新たな観光資源の開発、観光客のニーズに対応した観光宣伝、魅力ある参加・体験型の観光イベント等の開催を図る必要があります。

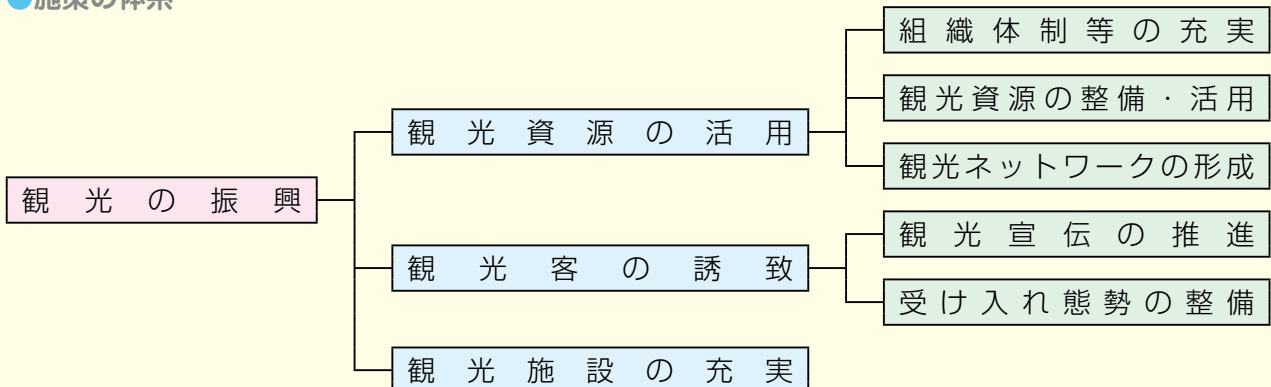
さらに、九州新幹線鹿児島ルート及び南九州西回り自動車道の高速度交通網を生かし、本市を拠点とした広域的な観光資源のネットワーク化を図りながら、にぎわいと活力にあふれるまちづくりに行政と民間が一体となって取り組んでいくことが必要です。

●基本的方向

豊かな自然や歴史的環境などを整備し、本市の特性を生かした観光地としての魅力づくりを進め、組織体制等の充実、観光資源の整備、観光ネットワーク・広域観光ルートの形成を図り、点から線、線から面へと有機的に結び、通年型観光及び滞在型観光の実現に努めます。

また、観光客の誘致を図るため、観光客のニーズに応じた観光資源の活用や、観光客を温かく迎えるための受け入れ態勢の整備を推進するとともに、観光客が快適に滞在し、市民との交流ができるよう観光施設の充実にも努めます。

●施策の体系





● 施策の概要

施策名	内容
観光資源の活用	<p>1 組織体制等の充実 観光協会など観光関連団体の組織体制の強化を促進し、観光振興の取組やイベント等の充実を図ります。</p> <p>2 観光資源の整備・活用</p> <p>(1) 麓武家屋敷群は、歴史的まち並みの整備及び保全、武家屋敷公開施設の整備等、歴史文化ゾーンとして整備を図ります。</p> <p>(2) ツル観察センターは、リピート性を高めるような魅力ある観光施策を推進します。</p> <p>(3) 海洋公園、東光山公園、小原山市民の森、上場高原、高野山公園等をそれぞれの特色を生かした観光施設として整備を図ります。</p> <p>(4) ツルマラソン大会、鶴駅伝大会、中の市、桜祭り、夏祭り、麓まつり、オールドカーフェスティバルなど、市民のみならず多くの観光客の参加を促すため、積極的な情報発信に努めるとともに、リピート性を高める工夫を行い、より魅力あるイベントとして充実・発展に努めます。</p> <p>(5) 新たな観光資源としては、身近な暮らしの中にある観光客の興味を引くようなまちの宝を発掘し、整備を図ります。</p> <p>(6) 地域の特産品である農水産物や産業製品については、特産品協会と連携しながら各地で行われる物産展、インターネット等を活用した情報発信に努め、販路拡大を図るとともに、伝統的な技術を生かした特産品、郷土色豊かな土産品、料理などの研究開発を図ります。</p> <p>(7) グリーン・ツーリズムなど個人の興味や関心を喚起するような体験型観光の推進をはじめ、アユ漁などの伝統行事への参加ツアーの実施や、観光農園など地域産業の連携による参加・体験型観光の振興を図ります。</p> <p>3 観光ネットワークの形成 自然・歴史・文化・温泉・レクリエーション施設など本市のさまざまな観光資源をネットワーク化させた観光ルートの設定を図るとともに、九州新幹線鹿児島ルート及び南九州西回り自動車道の高速交通網や肥薩おれんじ鉄道を生かし、近隣市町の観光資源と連携した北薩摩観光ルートの形成に努めます。</p>

観光客の誘致

1 観光宣伝の推進

観光客を誘致するため、観光ニーズに対応した観光パンフレット、観光ポスター、外国語パンフレットなどの作成や、テレビ、新聞、雑誌などのマスメディアや観光案内所、観光物産展、インターネットなどあらゆる広報媒体を活用した宣伝活動に努めます。

また、各種イベント、大会等の誘致を図り、交流人口の増加に努めます。

2 受け入れ態勢の整備

(1) 観光客が訪れたいまちは、市民が住んでいたいまち、誇りがもてるまちであることを認識し、観光客を温かく迎え入れ、また来たいと思ってもらえるように、市民一人一人の意識の啓発を図るなど、もてなしの心の醸成に努めます。

(2) 観光客が気軽に周遊できるように、分かりやすい観光案内板等の整備充実を図ります。

(3) 観光ボランティアや、歴史・文化・自然などを紹介する語りべ等の育成など、観光客に対する案内態勢の充実を努めます。

観光施設の充実

宿泊態勢の充実を図り、観光客が快適に利用・宿泊できるよう、旅館業組合との連携を強化します。

また、市内の物産販売所において、特産品等の展示販売と観光案内の機能を充実させるために、ネットワーク化を推進します。



第7節 雇用の安定と勤労者福祉の充実

●現況と課題

本市の勤労者については、近年、電子機械製造業の設備拡張や大・中規模小売店舗の新規郊外進出や既存の大型店舗の増築により第二次産業、第三次産業の就業者数が増加傾向にありますが、最近の雇用形態は、派遣や期間労働などの不安定な就労形態も多く見受けられるようになってきています。

また、男女雇用機会均等法の施行や男女共同参画制度の推進により、女性の社会進出は進んでいますが、パート的な就労もあります。

さらに、ニート^(※)やフリーター^(※)に関しても、大きな社会問題となっており、国や職業安定所などの関係機関と連携した雇用対策が求められています。

障害者については、自立を促すために雇用の確保に努める必要があり、事業所と福祉関係者がいかに連携協調して雇用促進を図るかが課題といえ

ます。

また、働く婦人の家などの勤労者福祉施設については、教養講座や趣味の講座、サークル活動等に活用され、生涯学習としての機能も担いながら利用されていますが、今後は他の文化教養施設等と重複する事業内容等を見直ししながら、より良い施設整備や魅力的な運営を図る必要があります。

●基本的方向

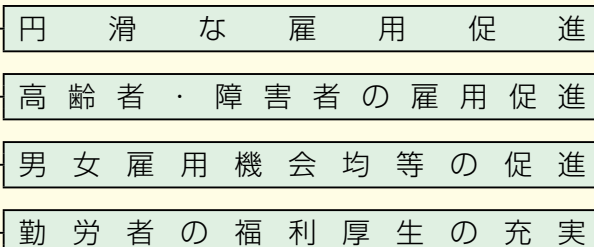
雇用力のある企業を誘致し、安定した雇用の場の確保に努めるとともに、地場企業の振興による新たな雇用の確保に努めます。

勤労意欲を高めるために、講座開設など勤労者福祉施策の充実を図ります。

障害者、女性及び高齢者の働く場の確保のために、各企業や関係機関と連携し、雇用機会の拡大に努めます。

●施策の体系

雇用の安定と勤労者福祉の充実



(※) ニート / Non in Education, Employment or Training の略。職に就かず、就職活動や学校機関にも属していない若者のこと。

(※) フリーター / Free (英語) + Arbeiter (独語) の造語。正社員以外の就労形態 (アルバイトやパートタイマーなど) で生計を立てている人のこと。

● 施策の概要

施策名	内容
円滑な雇用促進	企業、関係機関と協調しながら、相談事業・情報提供機能の充実・強化を促進するとともに職業能力の開発など就業援助施策の充実を図ります。
高齢者・障害者の雇用促進	高齢者や障害者の雇用機会が確保されるよう関係機関との連携を深め、障害者の法定雇用率等の周知を図ります。
男女雇用機会均等の促進	募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇の各段階において男女が均等に機会を与えられ、平等に扱われるよう、関係機関との連携を深めます。
勤労者の福利厚生の充実	勤労者が仕事と家庭生活との両立を図ることができるよう、企業による育児休業制度や介護休業制度の周知・啓発に努めるとともに、地域における子育て支援機能や介護支援機能の充実・強化を図ります。 完全週休2日制の普及や年次有給休暇等の取得を促進し、労働条件の改善について周知を図り、中小企業における安全衛生、職場環境、福利厚生等の向上が促進されるよう関係機関との連携を深めます。

第3編 基本計画

第6章

住民と行政が協働するまちづくり



第6章 住民と行政が協働するまちづくり

第1節 住民参画の推進

●現況と課題

少子・高齢化やライフスタイルの多様化により、行政への市民の意見、要望等は、生活の基本に根ざすものが多くなってきています。

現在まで、こうした市民の意見や要望等は、行政が主導で政策の中に反映させてきましたが、今後は、市民の市政参画を推進するため、自主的・意欲的な発言や行動が生まれやすい環境の整備や体制づくりが望まれます。

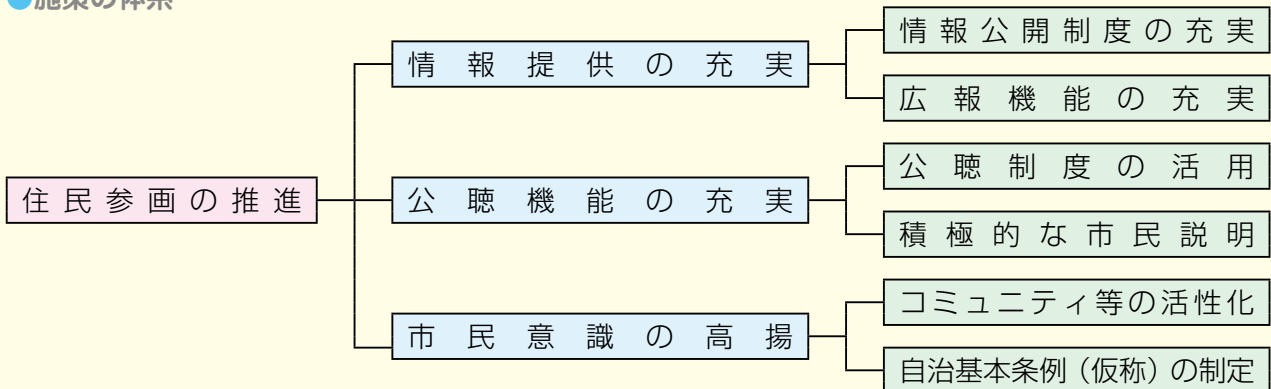
このようなことから、行政活動の目的又は目標を明らかにし、施策の実施のための手続や決定のプロセスについても積極的に説明や働きかけを行

い、市民と行政がともに考え、施策の達成効果が市民ニーズにつながるよう努める必要があります。

●基本的方向

行政の側から積極的に情報を提供するとともに、市民が自主的・意欲的に考え行動できるような環境を整え、市民と行政が一体となって取り組む「共生・協働のまちづくり」を進め、市民生活の向上につながる効果的な事業の展開と市民が主役の温かさの伝わるまちづくりを目指します。

●施策の体系





● 施策の概要

施策名	内容
情報提供の充実	<p>1 情報公開制度の充実 公文書の開示を求める市民の権利を尊重し、情報公開制度が市民にとってより利用しやすい制度になるよう、定例的な内容の開示請求については手続を簡略化するなど制度面及び運用面の充実を図り、情報の共有化に努めます。</p> <p>2 広報機能の充実 必要な情報を十分に、また適切な時期に提供できるよう、広報紙、ホームページ等をはじめとした広報手段及び広報内容の充実を図ります。</p>
公聴機能の充実	<p>1 公聴制度の活用 市政モニター、パブリックコメント手続、市政座談会、市長への手紙等の制度を活用し、市民の意見、要望、提案等が行政に十分に伝えられるような環境整備に努めます。</p> <p>2 積極的な市民説明 市民の意見、要望、提案等を政策にどのように反映していくのか、また、政策を実現していくうえでどのような課題があるのか等について、出前講座の実施、インターネットの活用などにより行政側の考えを責任をもって説明するよう努めます。</p>
市民意識の高揚	<p>1 コミュニティ等の活性化 自治会をはじめとするコミュニティの活性化を図るとともに、ボランティアなどを行うNPO等の活動を支援し、自主的・意欲的なまちづくり活動を推進します。</p> <p>2 自治基本条例（仮称）の制定 市民の市政参画を推進するため、市民と行政がそれぞれ果たすべき役割を定めた自治基本条例（仮称）を制定します。</p>

第2節 男女共同参画の推進

●現況と課題

平成11年6月に、男女共同参画社会基本法が公布・施行され、同法に基づき平成12年12月に男女共同参画基本計画が閣議決定、さらに平成17年12月には、第二次の基本計画が閣議決定されるなど、男女共同参画社会実現に向けたさまざまな取組が進められてきました。

しかしながら、男女平等の社会的制度は整備されつつあるものの、性別による固定的な役割分担意識は解消されたとはいえ、これに基づく社会通念や慣行が一部においては、いまだ残っています。

本市においても、男女共同参画の理念は十分に浸透しているとはいえ、男女共同参画の視点に立った施策等の見直しを行い、市民と一体となって意識

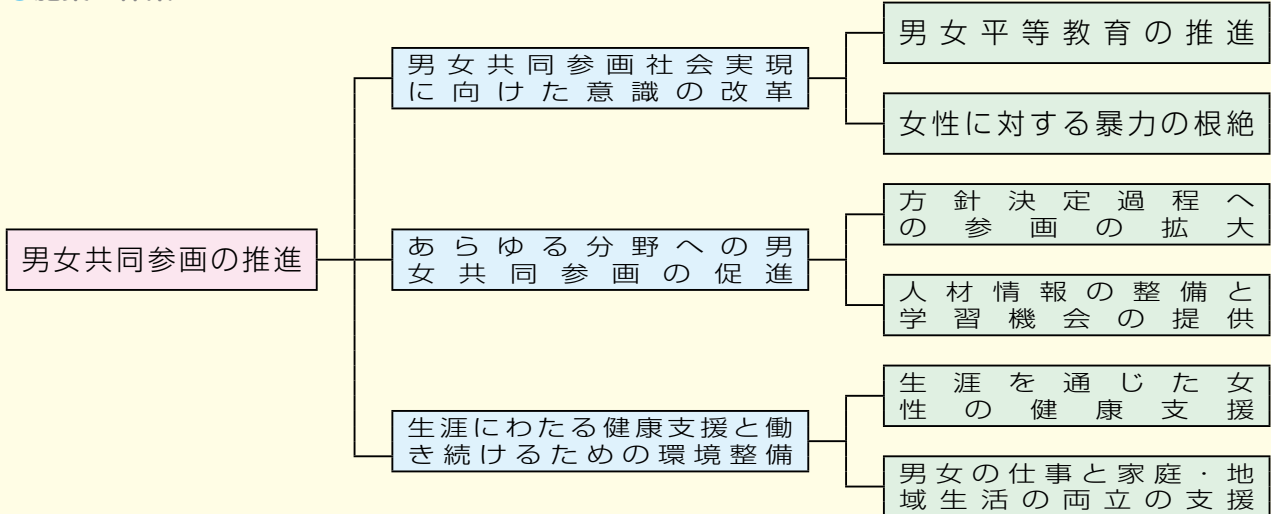
の改革に取り組む必要があるため、あらゆる分野への参画を進め、性別にとらわれることなく、一人一人の個性と能力を発揮することができる環境の整備が求められています。

●基本的方向

性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女共同参画の視点から制度や慣行などを見直し、一人一人が個人として尊重される社会の実現を目指します。

平成19年度策定の市男女共同参画計画の推進に当たっては、市民と一体となった取組を進め、必要に応じた見直しを行います。

●施策の体系





● 施策の概要

施策名	内容
男女共同参画社会実現に向けた意識の改革	<p>1 男女平等教育の推進 学校、家庭、職場、地域社会などあらゆる場において男女共同参画の視点に立った教育を推進し、学習機会の充実を図ります。</p> <p>2 女性に対する暴力の根絶 女性に対する暴力は、基本的人権を著しく侵害する行為であるとの認識を浸透するための広報・啓発に努め、相談体制を整備し、関係機関等との連携を強化します。</p>
あらゆる分野への男女共同参画の促進	<p>1 方針決定過程への参画の拡大 男女が対等に意見を出し合い、さまざまな立場の意見が反映できるよう、市の各種委員会、審議会等のあらゆる分野における方針決定過程への女性の参画を促進します。</p> <p>2 人材情報の整備と学習機会の提供 あらゆる分野での女性の人材に関する情報収集や発掘に努め、学習機会を提供するなどの人材育成や人材のネットワーク化を図るなど、市民と一体となった取組を進めます。</p>
生涯にわたる健康支援と働き続けるための環境整備	<p>1 生涯を通じた女性の健康支援 妊娠や出産にかかわる女性の身体的特性を踏まえた健康問題に対する理解を深めるとともに、生涯を通じた健康支援のために、それぞれの段階に応じた健康教育や相談体制等の充実を図ります。</p> <p>2 男女の仕事と家庭・地域生活の両立の支援 仕事と家庭の両立を支援する法律・制度等の周知・定着に努め、保育サービスの提供や地域におけるサポート体制等の充実を図るなど、職場や家庭、地域における活動に参加しやすい環境づくりを進めます。</p>

第3編 基本計画

第7章

健全で効率的な行財政運営を
推進するまちづくり



第一次出水市総合計画

第1節 時代の変化に対応した行政運営体制の構築

●現況と課題

少子・高齢化の急速な進行、高度情報化の進展、環境問題の顕在化など社会経済情勢の変化に伴い、行政に対する市民の視点はより多様化し、高度化してきており、加えて地方分権の流れの中で、市民に身近で最も基礎的な地方公共団体である市町村の果たすべき役割はますます大きくなり、かつ、高まってきているといえます。このような中、本市は、平成18年3月13日に新設合併し、旧出水市の組織・機構を基本にして、新市の新たな行政運営体制を編成しましたが、平成19年4月1日には、コスト意識や成果重視など経営感覚をもった行政運営と効率的な組織運営のため、政策調整機能を担う政策室を各部に設ける等の組織機構の改編を行ったところです。

今後、多様化し、高度化する市民ニーズに迅速かつ的確にこたえていくためには、施策の策定や展開に合わせて組織を絶えず進化させていくことが重要です。

そのためには、簡素で効率的な組織に再編し、併せて各部門への権限移譲を進めるとともに、目標達成に向け各部門がそれぞれ責任をもって施策を企画立案し、実行していくことが求められます。

一方、市民サービスを提供する開庁時間の在り方や従来のOA化の推進に加えて、内部の共通事務について事務改善、事務効率を目指すための新たな電算システムの構築も必要になってきています。

さらに、他の自治体との競争が激しくなる中、

個性ある出水市政を実現するためには、職員一人一人がもっている資質、能力を最大限に高め、市民と協働して行政課題を解決できる人材を育成することが、喫緊かつ重要な課題となっています。

●基本的方向

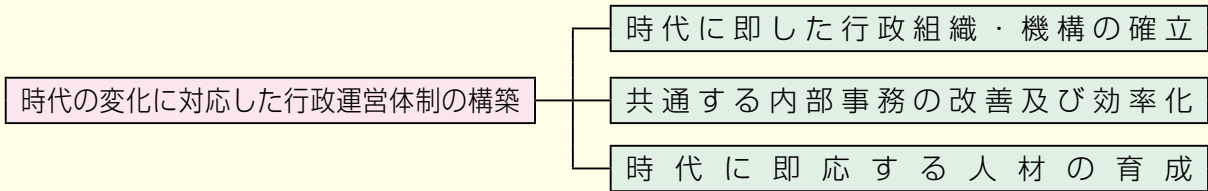
限られた行政経営資源で最大の効果を挙げることができるよう、今まで以上に成果を重視し、事務や事業の行政効果を発揮しやすい組織体制を構築します。

縦割り組織の弊害をなくし、組織のフラット化を進め、部門間が横断的に連携できる組織の在り方を含め、簡素で効率的な行政運営体制を構築します。

従来の内部事務の電算化に加えて、新たな分野である文書管理等の共通事務についても電算システム化し、事務効率を高め、迅速・的確な市民サービスの提供を実現します。

また、新たに市民の負託にこたえるべき人材を育成するために長期的視点に立った人材育成基本方針に基づき、従来の研修体系に加えて、職員一人一人が管理から経営へと意識を転換し、常に問題意識をもって行政成果を上げることができるよう研修内容を充実させるとともに、職員のやる気が生かされ、その成果が適正に評価される目標管理及び勤務評定制度を含めた新人事評価制度を構築します。

● 施策の体系



● 施策の概要

施策名	内容
時代に即した行政組織・機構の確立	<p>1 組織機構の再構築 新たな行政課題や行政規模、時代の要請や職員規模に応じて、随時、組織機構の見直しを行います。</p> <p>2 庁舎機能の整備、充実 来庁者の目的に合った適切な案内ができるよう、総合案内所を設置するなど、支所を含めた庁舎機能を整備し、市民サービスを充実させます。 さらに、窓口事務の一元化により、総合窓口制度の導入について、調査研究を行います。</p> <p>3 利便性の高い行政運営体制の整備・充実 昼休み時間における窓口事務の開放及び繁忙期の休日における窓口事務の開放に加え、平日における開庁時間の延長など、市民がより利用しやすく利便性の高い行政運営体制を整備します。</p> <p>4 定員適正化計画の見直し 適正規模の職員数にするため、類似団体等の職員数を参考にしながら、定員適正化計画を年次ごとの実態に合わせ、随時、見直します。</p> <p>5 公平委員会の設置 現在、県人事委員会に委託している公平委員会の事務について、地方分権の趣旨から平成22年度までに、本市の行政組織として設置します。</p>
共通する内部事務の改善及び効率化	<p>1 事務処理を更に迅速化・効率化するためのOA化の充実 住民記録、税、福祉等の従来の行政事務の電算化については、常に制度改正に対応し、市民サービスに支障のないよう改善し、充実します。</p> <p>2 文書の電子データ化による事務の効率化、省力化 決裁等の文書事務、服務事務の申請、文書管理事務等の電算システム化に向けて調査研究を行います。</p>

	<p>3 財務会計電算システムの見直し 従来の財務事務、会計事務の電算システムに替わり、電子決裁による財務分析を含めた財務会計システムの構築を検討します。</p> <p>4 行政評価制度の導入 新たな事務事業の実施や現行の事務事業の継続の必要性を判断し、限られた財源の中で真に実施すべき事務事業は何かを判断するための行政評価制度を導入します。</p>
<p>時代に即応する人材の育成</p>	<p>1 人材育成基本方針の見直し 市民ニーズの多様化・高度化に柔軟に対応できる創造的能力を備えた人材の育成が急務であり、職員の資質向上、勤務意欲の維持・向上を図るため、研修制度改革、人事評価制度改革、給与制度改革などの基本的方向性を定めた人材育成基本方針を、適宜、見直します。</p> <p>2 研修制度の充実 人材育成基本方針に基づき、職員の勤務能率を上げ、かつ、増進させるための各種研修制度の充実を図ります。 研修の実施に当たっては、研修の目的、方針等を明確に定め、計画的に推進するものとし、年度ごとに見直します。</p> <p>3 新人事評価制度の構築 組織及び各職員の業務に対する目標設定、業務の進行管理、業務達成度の確認、業務の成果（実績）の評定、職員の勤務評定等、これらをトータル的に機能させた新人事評価制度を構築します。</p>



第2節 公共施設の適正配置と整備

●現況と課題

長引く景気低迷等の影響により厳しい財政状況が長期化し、財政負担の大きい公共施設整備の財源確保は非常に難しい状況です。

また、建設時だけでなく、その後の維持管理、修繕等の費用もかかることから、財政に与える影響は大きく、その整備については、将来にわたる施設需要の動向を見据えたうえで、地域の実情に応じた規模の適正化や用途の転換等、社会資本としての有効活用が必要となっています。

このような状況を踏まえ、本市においては、必要な施設はおおむね整備された状況にあることから、既存施設の有効活用を重視するとともに、整備する施設は整備効果の高いものに絞るなどの重

点化・効率化により、財政負担を削減することが今後の課題です。

新庁舎については、庁舎位置を含め、その建設については慎重に検討する必要があります。

●基本的方向

公共施設の適正配置と整備については、財政状況を考慮し、事業の効果や効率性、必要性を十分に議論するとともに、既存施設の利活用、市民サービスの維持・向上、市の規模に見合った施設の見直し等も検討します。

また、新庁舎の建設については、庁舎建設検討委員会等を設置して、慎重に検討します。

●施策の体系

公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置

新庁舎の整備

●施策の概要

施策名	内容
公共施設の適正配置	<p>公共施設の配置及び整備については、健全な行財政運営の確保に十分配慮し、既存施設の効率的利活用を検討し、市民生活とかかわりが深い施設については、市民生活の影響に十分配慮し、サービスの維持・向上を図ります。</p> <p>また、本市の規模に合った施設の運営が必要となるため、施設利用の需要や類似都市の状況も考慮します。</p>
新庁舎の整備	<p>新庁舎の整備については、市町村の合併の特例に関する法律による合併特例債の適用を受けられる最終期限（合併後10年）をめどに完成させるものとなっていることから、財政状況や市民等の意見を踏まえ、庁舎建設検討委員会等を設置して、慎重に検討します。</p> <p>なお、新庁舎建設後の事務の方式は本庁方式とし、支所、出張所等については、庁舎位置と併せて検討します。</p>

第3節 健全な財政運営の確保

●現況と課題

本市の財政状況は、歳入の根幹をなす地方交付税が大幅に減少し、さらに主な自主財源である市税の伸びが見込めない中、歳出においては、都市機能の充実を図るため、市道整備、公共下水道などの施設の整備等に取り組むとともに、市民福祉サービスの向上に努めていますが、義務的経費や經常経費が増加傾向にあり、政策的経費や投資的経費に振り向ける財源が少なく、弾力性に乏しい財政構造となっています。

近年の地方財政は、社会経済情勢の変化や三位一体改革をはじめとする国の施策などの諸要因に左右されるところが大きく、税財源に乏しい地方での財源確保は大きな問題となっています。

さらに、地方は、少子化はもとより高齢化の進行が都市部に比べ顕著であり、これらへの対応が重要視されるほか、地方分権の時代を迎え、地方の権限と責任が増大し、権限移譲に伴う更なる財政需要の増加も予測され、本市においても例外ではありません。

このような状況に対応していくためには、社会

経済情勢の変化や市民ニーズ等に的確に対応しながら、長期的財政計画に従い、コストを意識した効率的な財政運営を進めるとともに、安定した財源の確保が重要な課題となっています。

また、公営企業等のうち病院事業の経営は、医療制度改革等の影響もあって経営改善の兆しがみられず、毎年度累積欠損金が増加している状況であり、そのほか下水道事業においても一般会計からの繰出しを受けなければ、収支バランスが保てない状況であり、これらの公営企業等の健全化が喫緊の課題となっています。

●基本的方向

社会経済情勢の変化に伴い、多様化・高度化する市民ニーズに柔軟かつ積極的に対応するため、最少の経費で最大の効果を挙げるという財政運営の基本を踏まえ、長期視点に立った財源の確保に努めるとともに、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しを行い、経費の節減・合理化を図り、効率的・計画的で健全な財政運営に努めます。

●施策の体系

健全な財政運営の確保

効率的・計画的な財政運営

財源の確保

公営企業等の健全運営



● 施策の概要

施策名	内容
<p>効率的・計画的な財政運営</p>	<p>持続可能な財政構造を確立するため、長期にわたる財源の確保及び歳出の削減を目標とした財政計画を策定し、財政計画を踏まえた予算編成を行います。</p> <p>限りある財源を有効に活用するため、行政改革大綱に基づき徹底した事務事業の見直しを行い、コストの削減を図るとともに、定員適正化計画に基づく人件費の削減、指定管理者制度などの民間経営資源を活用した合理化を行い、効率的な財政運営に努めます。</p> <p>行政改革の一端である補助金の見直しについては、真に行政が補助すべき社会的必要性、公平性、費用対効果等の視点から検証を行います。</p> <p>社会情勢の変化に対応し、透明性の高い財政運営を図るため、財政状況の分析の手法である貸借対照表、行政コスト計算書等を整備し、市民に財政状況を公表します。</p>
<p>財源の確保</p>	<p>主な自主財源である市税の課税客体の実態を的確に把握し、公平な課税に努めるとともに、市民の納税意識の高揚と収納率の向上を図ります。</p> <p>また、各種市民サービスの対価として徴収する使用料、手数料、分担金及び負担金についても、受益者負担の原則に基づき、公平な視点から適正化に努めます。</p> <p>さらに、基金については、将来にわたる健全な財政運営に資するため、財源の年度間調整に対応できるよう計画的活用を努めます。</p> <p>地方債の発行については、財源措置のあるものを優先することとし、世代間の負担の公平及び将来の財政負担の軽減を図るため、計画的な発行に努めるとともに、地方債残高の抑制に努めます。</p> <p>未利用市有財産については、財源確保を図るため、売却も含め、有効活用を推進します。</p>
<p>公営企業等の健全経営</p>	<p>病院事業は、医療の質や患者サービスの向上を図るとともに、収益増に向けた目標管理制度の取組や徹底的な経費削減を行います。</p> <p>下水道事業は施設整備の拡張期にあり、繰出金により収支バランスを保っているため、下水道使用料の見直しやコスト削減等により本来の独立採算を目指し、経営の健全化及び市民サービスの向上に努めます。</p>

第4節 民間活力の導入

●現況と課題

社会経済情勢の変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化と厳しい財政状況においては、業務の大半を職員が直接担う従来通りの行政運営を続けていくことは、困難な状況にあります。

特に、公の施設の管理運営については、設立時には行政が担うべき役割をもち、市民ニーズにこたえてきた施設であっても、現在では、時代の変化もあり、所期の目的を果たしたものや行政の関与することの必要性が薄れたものなど、必要性の判断を求められている施設があります。

また、市民サービスを継続すべき施設であっても、直営のままでの管理運営経費の削減には限界があり、民間活力を有効活用することが求められています。

さらに、これまで職員が直接担ってきた行政事務についても、法改正等により民間に委ねることが可能になっているものもあり、効率化の視点で

再考する時期にあります。

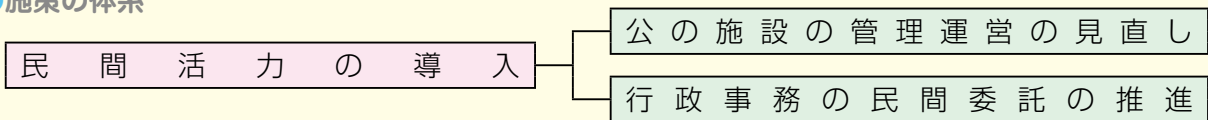
●基本的方向

市民の求めるサービス実現と財政的な効率化を勘案しながら、個人、民間企業、各種団体等の活力やノウハウを生かし、民間にできるものは民間にゆだねることを基本に、行政の果たすべき役割を明確にしながら民間活力の導入を推進するものとします。

公の施設の管理運営については、施設ごとに見直しの方向性を定めた公の施設見直し基本方針に基づき、民営化、指定管理者制度等への移行を積極的に推進します。

また、これまで職員が直接担ってきた一般事務分野についても、個人情報保護や守秘義務の確保など行政責任を明確にしたうえで、関係法令の許容する範囲で可能なものについては、民間委託を積極的に推進します。

●施策の体系



●施策の概要

施策名	内容
公の施設の管理運営の見直し	施設運営経費の節減、市民サービスの充実等のために、福祉施設、社会教育施設、社会体育施設等の公の施設の管理運営について、民営化や指定管理者制度の導入を計画的に推進します。
行政事務の民間委託の推進	民間活力の有効利用の観点から、行政事務全般にわたって、行政が直接実施すべきか十分に検証し、市民サービスの向上と経費節減が見込まれるものについては、積極的に民間委託を推進します。